

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人環境再生保全機構		
評価対象	年度評価	令和7年度（第5期）	
事業年度	中期目標期間	令和6年度～令和10年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	環境大臣 1－2について、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当， 1－4について、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当			
	法人所管部局	大臣官房（法人全般）（3～5に関する業務）	担当課、責任者	総合政策課長 内藤 景一朗
		大臣官房（1－1に関する業務）		環境保健部企画課熱中症対策室長 高山 研
		自然環境局（1－2に関する業務）		自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室長 奥田 青州
		大臣官房（1－3に関する業務）		総合政策課環境研究技術室長 谷貝 雄三
		大臣官房（1－4に関する業務）		総合政策課環境教育推進室長 黒部 一隆
		環境再生・資源循環局（1－5－1に関する業務）		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長 大川 正人
		環境再生・資源循環局（1－5－2に関する業務）		廃棄物規制担当参事官 大川 正人
		大臣官房（2－1， 2に関する業務）		環境保健部企画課保健業務室長 高橋 暁子
		大臣官房（2－3に関する業務）		環境保健部企画課石綿健康被害対策室長 鈴木 貴士
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長 一井 里映
	主務大臣	農林水産大臣（1－2について、環境大臣、国土交通大臣と共同して担当， 1－4について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	環境バイオマス政策課長 木村 崇之	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 野添 剛司	
主務大臣	経済産業大臣（1－4について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）			
法人所管部局	G Xグループ	担当課、責任者	環境政策課長 清水 淳太郎	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 村上 貴将	
主務大臣	国土交通大臣（1－2について、環境大臣、農林水産大臣と共同して担当， 1－4について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）			
法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 高橋 信博	
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 清水 巖	

3. 評価の実施に関する事項	
ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。 さらに、下記の外部有識者から意見等を聴取した。 （外部有識者）※敬称略 ・有田 芳子（主婦連合会参与） ・泉 淳一（太陽有限責任監査法人シニアパートナー） ・西川 秋佳（医療法人徳洲会名古屋徳洲会総合病院病理診断科部長） ・萩原なつ子（立教大学名誉教授） ・花木 啓祐（東京大学名誉教授・東洋大学名誉教授）	

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		6年度	7年度	8年度	9年度
		A	A		
評価に至った理由	特に評価比率の高い「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において「A」評価以上が大部分を占める。また、全て「B」評価以上であり、全体の評価を引き下げる事象もなかった。 よって、全体としておおむね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務は適正かつ着実に実施されている。また、以下に示すとおり、中期計画における所期の目標等を上回る成果が得られていると認められる。 ● 気候変動の影響への適応策の推進について、熱中症警戒情報等関連システムの機能改修を行い、環境省へ熱中症特別警戒情報に関する情報提供を行うとともに、クーリングシェルターのマッピング情報機能に関して Google マップと連携し経路検索を可能とするなど国民の利便性向上を図った。また、評価指標にある「熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合」については、年度計画において 40%と設定されているところ、ERCA が実施したアンケートにおいて 46.6%であった。さらに、研修の実施に当たっては、開催地域ごとに熱中症死亡者やエアコン普及率等の情報を収集・整理・分析し課題抽出を行う等、地域の実情に合わせた情報提供を行うとともに、その他、研修プログラムにおいて、受講者の意見・要望を踏まえ、熱中症患者に対する初期対応を迅速に実施する手法を学ぶ「ハンズオン研修」を取り入れるなど研修内容の更なる充実を図った。 ● 自然環境の保全・再生について、増進活動実施計画等の新規申請件数は当中期目標期間の最終年度までに 1,300 件以上となっているところ、年平均で必要となる 325 件を大きく上回る 468 件（目標比 144%）であった。また、申請を促進するための制度普及の研修・セミナーを開催することについて、単純な制度普及に留まらず、順応的管理手法や昆虫モニタリング手法など、活動実施にあたって必要な知識・技術に関する研修等も開催するなど、質的な成果についても顕著な成果があった。 ● サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進について、ELV 規則案への対応の加速、プラスチック情報流通プラットフォームの社会実装に向けた検証を中心に据える等、技術開発や事業環境の変化に応じた機動的な研究開発を推進し、プラスチック情報流通プラットフォームの実証や再生材を用いた自動車部品開発、成果の海外展開等、社会実装に向けた成果を提示した。また、環境研究総合推進費による研究推進について、令和 8 年度新規課題公募の応募件数は目標を大幅に上回る 546 件（前中期目標期間の実績平均値 319 件比の達成率 171%）、令和 6 年度終了課題の事後評価については、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は 91%（64／70 課題、前中期目標期間実績平均値 93%比の達成率 97.8%）、研究終了 3 年後の追跡調査の指標については 73%（24/33 課題、前中期目標期間実績平均値 68%比の達成率 107.4%）を確保した。 ● 環境パートナーシップの形成について、地球環境基金の助成終了後 1 年以上経過した案件の実質的な活動継続率については、前中期目標期間実績値の平均が 92%のところ、実質 94.4%の継続率であった。また、地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点については、前中期目標期間実績値が、10 点満点中平均 7.8 点のところ、8.3 点となり、目標を達成した。 ● 公害健康被害の補償について、評価指標である賦課金の申告率については、中期計画値（99%以上）に対して 99.8%を達成し、高い水準を維持した。また、収納率についてもほぼ 100%に近い水準を確保するとともに、未申告・未納事業者に対する督促や実地調査等を通じて、申告・納付の着実な履行を確保した。 ● 公害健康被害の予防について、調査研究事業の評価指標である「治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合」は、中期計画値（28.5%以上）の 120%を上回る 151%に相当する 43%を達成した。また、「事業従事者及びコメディカルスタッフ向け研修受講者数」についても、中期計画値（823 人）の 120%を大きく上回る 258%（2,125 人）を達成し、過去最大の実績を更新した。さらに、オンラインを活用したサテライト方式の導入や、地方公共団体・NPO・患者団体等との協働による新たな事業モデルの創出、国内外調査によるエビデンスの蓄積など、質的にも従来にない取組を展開し、呼吸リハの普及促進及び地域保健施策への波及という観点からも顕著な成果を上げた。 ● 石綿による健康被害の救済について、定量的指標である「被認定者の医療の受けやすさに関する満足度（前中期目標期間実績：平均 82%）」については、業務実績が 90%であり、目標を上回る成果（110%）が得られている。また、「療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数（当中期目標期間の最終年度までに平均 131 日以内）」については、業務実績は 87 日であり、目標を大きく上回る成果（151%）が得られている。等

全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	● 自然環境の保全・再生について、関係省庁への申請書共有時の各種資料の精度向上、十分な確認時間の確保に努めること。 ● サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進について、SIP 第3期課題は令和9年度に終了となり、成果の社会実装が求められてくるところ、引き続き環境省の関係課室等とも密に連携し、研究開発を加速いただきたい。 ● 環境研究総合推進費による研究推進について、引き続き工夫を重ねて、さらなる社会実装の推進及び環境政策への貢献に取り組んでいただきたい。 ● 民間環境保全活動の助成について、地域協働型は令和8年度助成において新規採択に至らなかったことから、環境NPOに求められる機能や、協働体制の形成に必要な要件の整理を進める必要がある。 ● ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成について、令和9年4月1日に改正PCB特措法が施行されることに伴い、今後も、中小企業者等が保有するPCB廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。 ● 公害健康被害の補償について、汚染負荷量賦課金の適正な確保を維持するため、納付義務者への周知や理解促進に引き続き取り組むとともに、デジタル技術の活用による利便性向上及び業務効率化を推進していくことが求められる。 ● 公害健康被害の予防について、公害患者の会や地方公共団体等ステークホルダーとの対話を通じてニーズを的確に把握するとともに、新たな課題や需要の発見に努め、より効果的な事業展開に向けた検討を進める必要がある。また、研究調査事業については、研究成果の社会実装を促進するため、関係者との協働・連携を推進することが重要である。 ● 石綿による健康被害の救済について、対象となる方が認定申請に関する情報を適切に入手でき、また、被認定者が医療手帳により医療機関で必要な医療を適切に受けられるよう、引き続き、医療従事者等に対し、制度の仕組みと認定疾病の診断等に関する正確な情報を提供していく必要がある。 等 ● 財務運営の適正化について、承継業務においては、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む必要がある。 ● 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化について、職員の士気向上を図る人材育成や勤務環境の体制整備に引き続き取り組むとともに、人事・勤務制度等について不断の見直しを行うこと。 等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第5期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていたと認める。 令和7年度は、第5期中期目標期間（令和6事業年度～令和10事業年度）の2年目に当たるところ、組織全体の業務領域が年々拡大するなかであって、それぞれの部門において、限られた人員で同目標の着実な達成を念頭に置きつつ鋭意業務を遂行しており、所期の目標をほぼ計画どおり達成できたものと認める。 令和7年度においては、地域生物多様性増進法に基づき、自然共生サイトの認定事務等に関する法定業務が追加されたことを受けて、新たに自然共生部が設置された。前年度に新設した熱中症対策部に続き、任務遂行に必要な要員を適切に確保し、適切に組織体制を整備して支障なく当該業務を開始した。 令和7年度から新たにフレックスタイムを導入するなど、働きやすい職場環境を実現するための組織的な取組が続けられている。また、令和7年度中に労働基準監督署から受けた過去の勤務時間の取扱いに関する勧告に対して、年度内に必要な是正措置が講じられたことを確認した。 令和7年8月26日付けで主務大臣から通知された「独立行政法人環境再生保全機構の令和6年度における業務の実績に関する評価の結果について」において示された事項に対して、適切に対応している。 令和6年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。
その他特記事項	特になし。

様式１－１－３ 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
＜気候変動の影響への適応策の推進＞	A	S					9%
熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報 の前提となる情報の整理・分析・提供	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○				1－1－1	(4%)
地域における熱中症対策の支援	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○				1－1－2	(5%)
＜自然環境の保全・再生＞	－	<u>S</u> ○				1－2	10%
＜環境問題に関する調査・研究・技術 開発＞	S	S					11%
サーキュラーエコノミー(戦略的イノベ ーション創造プログラム等)に関する研 究推進	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○				1－3－1	(5%)
環境研究総合推進費による研究推進	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○				1－3－2	(6%)
＜環境パートナーシップの形成＞	A	A					10%
民間環境保全活動の助成	<u>A</u>	<u>A</u>				1－4－1	(6%)
民間環境保全活動の振興等	A	A				1－4－2	(4%)
＜産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の 防止等＞	A	B					2%
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成	A	B				1－5－1	(1%)
維持管理積立金の管理	B	B				1－5－2	(1%)
＜公害健康被害の補償＞	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○				2－1	10%
＜公害健康被害の予防＞	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○				2－2	7%
＜石綿による健康被害の救済＞	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○				2－3	16%
	A	A					75%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
注)「備考」欄には、令和7年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
経費の効率化	A	A				3－1	3%
調達の合理化	A	A				3－2	2%
給与水準等の適正化	B	B				3－3	1%
情報システムの整備及び管理	A	B				3－4	1%
	A	A					7%
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務運営の適正化	B	B				4－1	7%
基金の運用等	A	A				4－2	3%
	B	B					10%
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
業務運営に係る体制の強化・改善、 組織の活性化	A	B				5－1	6%
内部統制の強化	B	B				5－2	1%
情報セキュリティ対策の強化、適正 な文書管理等	B	B				5－3	1%
	A	B					8%

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 11 号～12 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞熱中症による死亡者数が増加傾向にある中、熱中症警戒情報の的確性の向上や、過去に国内例のない顕著な高温に備えた熱中症特別警戒情報のためのプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善は、人の命と健康を守る上で不可欠であるため。 ＜困難度：高＞地球温暖化の進行により過去に例のない暑さが見られる中、熱中症警戒情報の的確性の向上や、過去に国内例のない顕著な高温に備えた熱中症特別警戒情報のためのプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善は、創造性の高いチャレンジングな目標であり、その達成のためには、相当の努力を必要とするため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	1. 地球温暖化対策の推進 1－3. 気候変動の影響への適応策の推進 (予算事業 ID：021300)

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
<評価指標>								予算額（千円）	244, 922	248, 591			
熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着眼した PDCA サイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供の毎年度1回以上の実施状況。	●情報の整理・分析・提供の毎年度1回以上		熱中症警戒情報等運用期間外の暑さ指数の提供：2回	熱中症警戒情報等運用期間外の暑さ指数の提供：2回				決算額（千円）	228, 246	242, 412			
								経常費用（千円）	241, 884	255, 555			
								経常利益（千円）	34, 527	21, 617			
								行政コスト（千円）	241, 884	255, 555			
								従事人員数	8	8			
熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環			スキームの構築：1回	特別警戒情報の発表基準に次ぐ WBGT34 に達した地域に関する情報									

	境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和6年度目途の構築、及び、PDCAサイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善の実施状況。				提供： 1回			
	<モニタリング指標>							
	熱中症警戒情報の確性の向上のための環境省への情報提供回数（新規指標のため実績なし）			停電・断水情報の提供： 2回	諸外国の警戒制度に関する情報： 5回			
	熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報について、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報の整理・分析・提供、及び、それを踏まえたプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善件数（新規指標のため実績なし）			最新の情報提供： 4回	最新の情報提供： 6回			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供 【評価指標1-1-1】 ・熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目したPDCAサイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供 毎年度1回以上 【モニタリング指標】 ・熱中症警戒情報の的確性の向上のための環境省への情報提供回数(新規指標のため実績なし)	① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供 ア 熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目したPDCAサイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供を毎年度1回以上行うために、以下の取組を行う。 (ア)環境省が毎年発表している熱中症警戒情報の運用期間とそれ以外の期間を含めた通年の暑さ指数の整理・分析を行い、運用期間の妥当性を検証し、環境省に提供する。	① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供 ア 熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができる病態であるため、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒情報等」という。）を適切に活用し、地域の状況に応じた予防行動が効果的に促されることを目指して、過去にない高温状況を踏まえた熱中症警戒情報等の運用期間の妥当性や暑さ指数等と健康との関係性の検証等に着目したPDCAサイクルが機能するよう、以下の取組を行う。 (ア)環境省が毎年発表している熱中症警戒情報の運用期間の妥当性を検証するため、運用期間以外の一部の期間の暑さ指数の収集・整理・分析を行い、環境省に年1回以上提供する。	＜主な定量的指標＞ ・熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目したPDCAサイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供の毎年度1回以上の実施状況。 ・熱中症警戒情報の的確性の向上のための環境省への情報提供回数(新規指標のため実績なし)	＜主要な業務実績＞ ① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供 令和6年4月の改正気候変動適応法の全面施行から1年が経過し、令和6年における熱中症死者数の確定値は2,160人（令和7年9月16日、厚生労働省公表数値より）と過去最多となった。なお、令和7年（5月～9月の期間）における全国の熱中症死者数の概数は1,521人（令和8年2月3日、厚生労働省公表数値より）であった。 令和7年（5月～9月）の熱中症による救急搬送人員の累計は100,510人（令和7年10月29日、総務省消防庁公表数値より）であり、総務省消防庁による調査開始（平成20年）以降で最も多い搬送人員となった。 一方、令和7年度（4月23日～10月22日）における熱中症警戒情報の延べ発表回数は、全国で1,749回（令和6年度は1,722回）であった。全国的により暑さが増しており、暑さに伴い搬送者及び死亡者数も増加している状況である。 ERCAでは、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒情報等」という。）の前提となる情報の整理・分析と環境省への提供を目的として全国の暑さ指数データを収集し、モニタリングを行っており、令和7年8月3日に神奈川県内すべての暑さ指数情報提供地点が34に達した際は、環境省に対しプッシュ型の情報提供を行った。 ア 熱中症警戒情報の前提となる情報の収集・整理・分析（ア）運用期間の妥当性の検証 熱中症警戒情報等の運用期間の妥当性の検証のため、環境省が熱中症警戒情報等の運用期間（令和7年度は4月23日～10月22日まで）（以下「運用期間」という。）に公表している841箇所の暑さ指数提供地点において、令和6年度に構築した熱中症警戒情報等関連システムにより、運用期間外（令和7年度は4月1日～同月22日まで及び10月23日から同月31日までの期間）における暑さ指数を収集し、運用期間外暑さ指数の速報値について環境省へ情報提供を行った。	＜評定と根拠＞ 評定： A ① 評価指標及びモニタリング指標にそれぞれ掲げている環境省への情報提供回数は、諸外国の警戒制度に関する情報として5回、最新の情報提供として6回、それぞれ計画以上に実施できた。 ② 熱中症警戒情報等関連システムの機能改修業務を行った。具体的には、WBGTの数値が事前に設定した基準値に到達した場合には、環境省に対し、自動でメール通知が発信されるよう設定を施した結果、「特別警戒情報の発表基準に次ぐWBGT34に達した地域に関する情報提供」として、対象県内の指数情報提供地点が34（熱中症特別警戒アラートが発表される一手前）となり、構築初年度から発動し、情報提供として有用な情報提供となった。さらに、同システムにクーリングシェルターのマッピング情報機能を搭載しているが、従来はPCからのみ閲覧可能な状態であったが、ERCA独自の創意工夫としてクーリングシェルターのマップ情報という国民の命と安全につながる情報であることを鑑み、スマートフォンでも閲覧可能な状態にし、Googleマップと連携することにより経路検索が可能となるようシステムを改修した。その結果、令和7年8月6日にGoogleマップと連携したスマートフォン対応版を公開し、ユーザの更なる利便性向上を図ることができた。 ③ 海外の高温対策先進地域（スペイン・カタルーニャ州）や、日本と気象条件が類似するアジア地域の施策動向をはじめ、専門家、関係学会、地方公共団体等から幅広く情報・知見を収集・整理した。これらを基に、期間外の暑さ指数や諸外国の熱中症警戒アラート基準など、環境省における施策検討の参考となる内容について、計11回にわたり情報提供を行った。その結果、単なる情報提供にとどまらず、環境省が熱中症対策を検討・推進する上での判断材料として活用可能な情報提供を行うことができた。 ④ 令和7年10月から、専門家によるコラムをERCAメールマガジンで定期配信し、研修受講後も継続的に知見を提供するフォローアップ体制を構築した。これにより、知	評定 A ＜評定に至った理由＞ 地球温暖化の進行により過去に例のない暑さが見られる中、熱中症警戒情報の的確性の向上や、過去に国内例のない顕著な高温に備えた熱中症特別警戒情報のためのプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善は、創造性の高いチャレンジな目標であり、その達成のためには、相当の努力を必要とするため、重要度及び困難度の高い業務と位置づけられている。 令和6年4月から熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析と環境省への提供を開始し、評価指標に掲げている環境省への情報提供を、計画に定める回数以上の2回実施しており、かつモニタリング指標に記載している情報提供についても複数回実施した。 また、各種データ集積を目的とした熱中症警戒情報等関連システムの機能改修を行い、環境省へ熱中症特別警戒情報に関する情報提供を行うと共に、クーリングシェルターのマッピング情報機能に関してGoogleマップと連携し経路検索を可能とするなど国民の利便性向上を図った。 以上を踏まえ、中期目標において困難度が「高」とされている本業務において、中期計画における所期の目標を充足する成果が認められることから「A」評価とした。	

	・熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和6年度目途の構築、及び、PDCAサイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善の実施状況。	(イ)熱中症による死者数や救急搬送者数等の健康に関するデータと暑さ指数等の関係について、地域や時期等に応じた整理・分析を必要に応じて行い、環境省に提供する。	(イ)健康に関する統計データ等を収集し、暑さ指数との関係性について外部有識者と整理・検討し、取りまとめるとともに、各地域における熱中症リスクについて地域性や時期等に応じた整理・分析を必要に応じて行い、環境省の担当部署へ提供する。	・熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和6年度目途の構築、及び、PDCAサイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善の実施状況。	(イ) 健康に関する統計データ等の収集 1. 令和7年度上半期について 暑さ指数と人の健康との関係の分析に向け、熱中症死亡者数についての詳細な分析を行うため、ERCAの自主的な創意工夫として、昨年入手した市町村ごとの令和5年（2023年）における死亡者数に係る情報について、各地域における熱中症リスクについて地域性や時期等に応じた分析を行い、暑さ指数、熱中症救急搬送者数、熱中症死亡者数を都道府県ごとに分析した。 令和6年10月に総務省消防庁から入手していた消防本部ごとの熱中症による救急搬送者数のデータも活用し、令和7年度に実施した熱中症対策研修（12の都道府県で開催）においては、外部有識者である熱中症対策アドバイザー（救急救命医、救急救命士、技術士）の協力を得て、暑さ指数提供地点ごとの暑さ指数の分析や消防本部ごとの救急搬送者数と死亡者数の分析を行った。その結果、地域によっては自宅で死亡することが多い都道府県と農場で亡くなることが多い都道府県があるほか、暑さ指数が相対的に高い地域のなかでも人口当たりの熱中症死亡者数が全国最少レベルである都道府県があるなど地域ごとに傾向の違いがあることが確認できた。 これらの地域ごとの違いについては、研修等を通じて地方公共団体に提供し地域の特性に応じた対策の検討を促すとともに熱中症警戒情報等の検討の前提となる情報の提供として国立環境研究所の研究者や救命救急医等に説明を行い、機構での分析の確かさや有効性に対する評価を得た上で環境省へ情報提供を行った。さらに、熱中症による死亡者数の地域間差異をもたらす要因を把握するため、令和7年度末～令和8年度上半期にかけて、死亡者数が特に多い自治体と少ない自治体を比較する分析調査を実施した。 2. 令和7年度下半期について 令和7年9月16日に厚生労働省から公表された令和6年の人口動態統計（確定数）について死亡票データの利用申請を行い、同年12月12日に死亡票データを受領した。統計データの取得と死亡傾向の分析を行うとともに、環境省からERCAに対し、当該データの使用目的について、環境省の熱中症対策推進検討会資料等への分析結果の掲載及び環境省ホームページでの公開に関する項目を追加するよう指示があったため、申出書の記載事項変更申出を行い、令和7年10月2日に承諾された。今後は、環境省と連携して地域特性等の原因、傾向分析について、	識の定着・更新を図るとともに、職員の意識向上や次年度研修参加者の掘り起こしにつながる成果を上げた。 以上から評価指標に対する実績が顕著であり、かつ、中期目標において困難度が「高」とされており、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと認められることから、自己評価をAとした。 詳細については以下のとおり。 - 熱中症警戒情報等の前提となる情報の整理・分析・提供については、評価指標に「情報の整理・分析・提供の毎年度1回以上」としており、熱中症警戒情報等関連システムを用いて収集・蓄積した暑さ指数の運用期間外データを環境省へ2回情報提供を行った。また、ERCAが独自にシステム構築した「WBGT 基準値到達自動通知設定」を組んだが、令和7年度に初めて「特別警戒情報の発表基準に次ぐWBGT34に達した地域に関する情報提供」として、令和7年8月3日に神奈川県内すべての暑さ指数情報提供地点において34（熱中症特別警戒アラートが発表される一手前）に達したため、環境省に対し、ERCAからプッシュ型で情報提供を行い、熱中症警戒情報等の運用期間の的確性に係る環境省の検討材料に供した。 - モニタリング指標として設定している「諸外国の警戒制度に関する情報」や「最新の情報提供」については、ERCAが実施した諸外国における熱中症対策関連の現状に関する調査結果及びERCAで収集・蓄積したデータの分析結果（熱中症による死亡者数や救急搬送者数・WBGT等との検証結果等）について、環境省に対し、ERCAからの情報提供を行い、熱中症警戒情報等の運用期間の的確性に係る環境省の検討材料に供した。 - 令和7年末に、熱中症特別警戒情報に係る判定基準の整理を踏まえ、ERCA 熱中症警戒情報等関連システムの見直しを行い、次年度のアラート運用開始に先立ち、年度内に必要な改修を完了させた。あわせて、令和6年度にコストをかけることなくクーリングシェルターマップ化を構築したが、令和7年度に、さらに国民の命と安全に直結する情報であることを踏まえ、スマートフォン対応およびGoogle マップと連携した経路検索機能を実装し、令和7年8月6日に公開した。これらの取組に	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。
--	---	---	---	---	--	--	---

	【モニタリング指標】 - 熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報について、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報の整理・分析・提供、及び、それを踏まえたプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善件数(新規指標のため実績なし) ＜目標水準の考え方＞ - 地球温暖化の進行により、熱中症警戒情報の発表の回数・多発地域・期間は増加傾向にあることから、その的確性を毎年度向上させるために必要な情報を、期間・地域・健康との関係等に着目して整理・分析・提供を毎年度1回以上定期的に行う設定とする。 - 熱中症特別警戒情報については、空振りをおそれることなく的確に総合判断できるよう、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報を反映さ	イ 熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの早期の構築、及び、PDCAサイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善を図るために、以下の取組を行う。 (ア)熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報について、取得先の特定及び連絡調整を行い、環境省に対してプッシュ型で提供するためのスキームを第5期中期計画期間中の出来るだけ早期(試行版は令和6年度を目途)に構築する。	イ 熱中症特別警戒情報について、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指して、発表の前提となる情報について、プッシュ型で環境省へ提供するために必要な体制及び情報システム(次の(ア)、(イ)において「スキーム」という。)を運用・改善するために、以下の取組を行う。 (ア)令和6年度に構築した情報システムを用いて、熱中症警戒情報等の運用期間外の一部の期間の暑さ指数の収集と解析を行い、環境省に情報提供する。	熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報について、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報の整理・分析・提供、及び、それを踏まえたプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善件数(新規指標のため実績なし)	引き続き取り組んでいく。また、自治体に対する情報提供の一環として、福島県からの「県内の WBGT の測定データ」に関する相談と、川崎市からの「市で用意する WBGT 測定機器の検証」に関する相談が ERCA にあったため、(一財)気象業務支援センターに情報共有を行い、課題解決に向けて調整を図った。 イ 熱中症警戒情報等の前提となる情報の整理・分析・提供 (ア)「ERCA 熱中症警戒情報等関連システム」の運用 1. システムの機能等について 令和6年度に構築した暑さ指数をリアルタイムで日本地図上に表示し、プッシュ型で環境省に対して情報提供する「ERCA 熱中症警戒情報等関連システム」は、暑さ指数が熱中症特別警戒情報発表の基準に達した場合及び都道府県内全暑さ指数情報提供地点において暑さ指数 34 に達した場合に自動で ERCA にメールが通知される仕様としている。 令和7年8月3日に神奈川県内すべての暑さ指数情報提供地点において34に達したため、環境省に対しプッシュ型の情報提供を行った。また、1時間おきに暑さ指数の算定を行っている気象業務支援センターのサーバ(運用期間中は環境省熱中症予防サイトから取得)にアクセスし、自動で値を収集しデータベースに蓄積、本システム上でリアルタイムモニタリングが可能であり、ERCA から環境省への有事の報告とは別に、環境省が当該システムで観測地点の最新データを常時確認できる体制としている。 収集した暑さ指数について、地点別、日別及び時間別に容易に分析できる履歴検索機能を拡張し、①任意の期間において都道府県内日最高暑さ指数を検索できる「データ検索機能」や②リアルタイムで収集した暑さ指数に加えて過年度の暑さ指数データを収集し搭載する「過去履歴検索機能」を追加している。このことにより都道府県ごとの暑さ指数の推移が容易に出力可能となるため、地域ごとの暑さと熱中症による健康被害の相関の推移を確認することができる。今後は、地方公共団体に対し対策検討の基礎情報として活用できるよう適切な情報提供のあり方について検討を進めていく。 下半期は、情報分析の効率性、継続性を高めることを目的として、職員自らが当該システムを用いた簡易的な統計処理ができるようスキルアップのための研修を令和8年3月に実施した。	より、クーリングシェルター情報の全国的な可視化を実現するとともに、地方公共団体の負担軽減と利用者の利便性向上に大きく寄与した。 令和7年10月から、ERCA メールマガジンにおいて、熱中症対策に関わる専門家(救急救命医、救急救命士、技術士等)によるコラムを月1回程度、約2,100件を対象に定期配信した。本取組により、これまで ERCA の研修を受講した地方公共団体職員に対し、研修後も実践的な知見や最新情報を継続的に提供する体制を構築し、単なる一過性の知識インプットにとどまらない知識の定着・更新を実現した。あわせて、メール配信を通じた継続的な接点を確保することで、職員の熱中症対策に対する意識向上を図るとともに、次年度以降の研修参加者の掘り起こしにもつながるフォローアップ施策としての成果を上げた。 ＜課題と対応＞ 熱中症死者数の半減に向けた適切なデータ収集及び詳細な分析が今後の課題である。令和8年度は、環境省において、令和5年に閣議決定された熱中症対策実行計画の見直しが予定されているため、環境省における見直しにあたり必要となる ERCA 分析データの提供等について対応できるよう必要があると考えられる。	
--	---	--	--	---	---	---	--

	せながら、プッシュ型の情報提供スキームを早期に構築し改善を図る設定とする。 < 想定される外部要因 > ・地球温暖化の進行による気象変化に伴う熱中症による被害には、地域性の高い環境、経済、社会的要因が複合的に影響することから、著しい異常気象や、熱中症弱者のリスクが高い感染症の蔓延等、熱中症警戒情報の的確性の評価に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。				2. 機能の改修等について 令和7年12月17日開催された熱中症警戒情報等ワーキンググループにおいて、熱中症特別警戒情報の発表に関し、判定から除外される地点が決定されたため、本システムについても熱中症特別警戒情報に関する通知ロジックを変更するなどの改修を来年度のアラート運用期間に間に合うよう年度内に完了させた。 熱中症特別警戒情報発表時に地方公共団体によるクーリングシェルトアの円滑な開設・運用に役立てるため、ERCA熱中症警戒情報等関連システムのサーバを二次活用することにより新たなコストをかけることなく構築したクーリングシェルトアマップには、令和8年3月末日時点において全国10,934の施設（前年度末時点：6,961施設）をマップ化した。また、ERCA独自の創意工夫としてクーリングシェルトアのマップ情報という国民の命と安全につながる情報であることを鑑みスマートフォンでの閲覧やGoogleマップと連携することにより経路検索が可能となるようシステム改修し、令和7年8月6日にGoogleマップと連携したスマートフォン対応版を公開した。 ERCAにおいて全国の施設情報をマップ化することにより国民の生活を守る公的機関の社会的責任の一端を全うするとともに地方公共団体においても個別マップを構築する負担を軽減している。クーリングシェルトアマップへのアクセス数は、約75,000件（令和8年3月末時点）となっている。引き続き全国の施設情報が可視化されることなどから、未指定の地方公共団体に対する指定の検討を促す効果を期待している。		
		(イ) 毎年度実施する現地調査等により、国内外の顕著な高温が見られた地域における経験・教訓に関する最新の情報を整理・分析し、プッシュ型の情報提供スキームの実効性が高まるよう必要な改善を不断に図りながら、空振りをおそれることなく的確に総合判断するために	(イ) 現地調査等を実施し、国内外の顕著な高温が見られた地域における経験・教訓に関する最新の情報を整理・分析し、プッシュ型の情報提供スキームの検討等における参考事例を抽出する。また、空振りをおそれることなく的確に総合判断するために必要な情報を日々収集		(イ) 熱中症特別警戒情報に関する国内外の情報の整理・分析・提供 国内における未だ取組事例が少ない熱中症特別警戒情報への備えを行っている対策例として、①東京都大田区において「大田区熱中症特別警戒アラート周知タイムライン」を作成した事例、②川崎市が海外や他都市で発生した高気温時の状況を参考に、川崎市において熱中症特別警戒情報が発表された時に市民が受ける影響のイメージを可視化することで共通認識とし、熱中症予防行動の重要性を確認することを目的とした市民向け冊子の作成・配布などの事例を収集し、都道府県、市町村での説明会や気候変動適応協議会等の場で環境省及び地方公共団体に情報提供した。 顕著な高温が見られた地域の状況や対策等について、昨		

		必要な情報を日々収集し、整理・分析を行い、タイムリーに環境省に提供する。	し、整理・分析を行い、タイムリーに環境省に提供する。		年度現地調査（ドイツ、スペイン）を行ったスペイン国カタルーニャ州政府へ引き続き情報提供を依頼した。また、気候変動等の専門家、医師、情報工学、救命救急、社会学分野の研究者、関係学会（日本ヒートアイランド学会、日本生気象学会、日本救急救命学会、日本救急医学会）、地方公共団体等へヒアリングを行い、また諸外国における熱波への対策や熱中症警戒アラート制度等に関する情報を収集し、環境省からの情報提供要請依頼に即時対応できるよう取り組んでいる。上半期は、環境省に対し期間外の暑さ指数の報告のほか、海外のアラート基準事例など計 11 回の情報提供を行った。 下半期においては、これまで公式の調査報告が得られなかったアジア地域の施策に関する調査を実施した。また、環境省において令和 5 年に閣議決定された熱中症対策実行計画の見直しが令和 8 年度に予定されており、ERCA に対する情報提供依頼が見込まれるため、幅広いステークホルダーとのネットワークから得られる情報や知見をもとに先を見越して対応していく予定である。 新たな情報提供の取組として、令和 7 年 10 月から ERCA メールマガジンにおいて熱中症対策に関わる専門家（救急救命医、救急救命士、技術士等）によるコラムを月 1 回程度（約 2,100 件/回）、定期的に配信している。本コラムでは、これまで ERCA の研修を受講した地方公共団体職員に対し、熱中症に関する実践的な知見や最新情報を提供している。これにより、過年度の研修受講者に対する知識の定着・アップデートを図るとともに、メール配信による継続的な接点を確保することで、地方公共団体職員の意識向上や、次年度の研修参加者の掘り起こしにつなげていくことを目的としている。		
--	--	--------------------------------------	----------------------------	--	---	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－2	地域における熱中症対策の支援		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 11 号～12 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞2030 年度までに熱中症による死亡者数を半減する政策目標を達成するためには、地域における熱中症対策の推進が不可欠であるため。 ＜困難度：高＞熱中症対策については、令和 5 年 5 月の気候変動適応法の改正により、地域における熱中症対策が強化されたところであり、新たな対策を普及させるためには、住民、地方公共団体及び熱中症対策普及団体等による取組を強力に進めることが必要なため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	1. 地球温暖化対策の推進 1－3. 気候変動の影響への適応策の推進 (予算事業 ID：021300)

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
＜評価指標＞								予算額（千円）	244, 922	248, 591				
ERCA が毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上	－ ERCA が毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合が、当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上	－	〔参考〕全体平均：24. 9% (171/687)	全体平均：46. 6% (510/1095)				決算額（千円）	228, 246	242, 412				
			5 月 10 日ウェビナー研修：18. 2% (39/214)	4 月 16 日ウェビナー研修：31. 5% (149/473)										
			7 月 25 日ウェビナー研修：20. 7% (46/222)	7 月 25 日ウェビナー研修：72. 4% (207/286)										
			5 月～7 月地域対面研修：31. 4% (39/124)	5 月～7 月地域対面研修：31. 2% (64/205)										
			1 月 23 日成果報告会：37. 0% (47/127)	2 月～3 月高齢者の熱中症予防の研修（全 2 回）：54. 9% (28/51)										
				1 月 21 日～										

					22 日成果報告会：77.5% (62/80)			
	人事異動を考慮して2年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する1名以上の職員が、ERCA が開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCA が実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上、最終年度までには90%以上	－ ERCA が実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上、最終年度までには90%以上	－	全体平均：96.7% (5月10日ウェビナー：92% 7月25日ウェビナー:96%、地域対面研修：99%)	全体平均：95.3% (4月16日ウェビナー：92.7% 7月25日ウェビナー：96.3%、地域対面研修:95.5%、大阪での研修：93.7%、東京での研修：98.4%			
＜モニタリング指標＞								
	熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場（会議体や協議体等）の設置地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし）			28.7% (令和6年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査による。)	39.3% ※環境省が実施する施行状況調査結果を記載予定			
	ERCA が地方公共団体に対し、ERCA 職員が相対して支援を行った地方公共団体数（新規指標のため実績なし）			15 団体	17 団体			
	ERCA が実施する熱中症に関する研修を受講した地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし）			36.1% (647/1,788)	35.9% (642/1,788) [参考] ➤ 642 団体の内、R7 年度に新規で受講した地方公共団体の数は241 団体 ➤ R6～R7 年度計の割合：49.7% (888/1,788)			

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	S
	②地域における熱中症対策の支援 【評価指標1-1-2】 ・ERCAが毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上 【モニタリング指標】 ・熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場(会議体や協議体等)の設置地方公共団体の割合(新規指標のため実績なし) ・ERCAが地方公共団体に対し、ERCA職員が相対して支援を行った地方公共団体数(新規指標のため実績なし)	②地域における熱中症対策の支援 ア 地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進、熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設等の優良事例の創出、取組が遅れている市町村の支援等を行うとともに、ERCAが毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制(会議体や協議体等)を設けたと回答する地方公共団体の割合が、当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上となるよう支援するために、以下の取組を行う。 (ア)中期目標期間の前半は熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設の市町村による指定拡大を促す優良事例、後半は熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設のスキルアップにつながる優良事例の創出及び普及を図ることを通じて、地方公共団体における会議体や協議体等の体制整備と、地域	②地域における熱中症対策の支援 ア 地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進、熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設等の優良事例の創出、取組が遅れている市町村の支援等を行うとともに、ERCAが実施するアンケートにおいて、地方公共団体における関係部局間の熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場(会議体や協議体等)を設ける等を行う地方公共団体の割合を40%以上とするために、以下の取組を行う。 (ア)地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進及び熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設の市町村による指定拡大を促す優良事例の創出及び普及を図ることを通じて、地方公共団体における会議体や協議体等の体制整備と、地域における熱中症に	＜主な定量的指標＞ ・令和5年度の環境省アンケートにおいて、体制(会議体や協議体等)を設けたという回答は、全国約1800の地方公共団体のうち、19%に留まっている。過去5年間(2017～2021年)において、熱中症に起因して1人以上が死亡した市区町村の割合が約80%あることを勘案し、ERCAが毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合が、当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上となるよう支援する。 ・熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場(会議体や協議体等)の設置地方公共団体の割合(新規指標のため実績なし) ・ERCAが地方公共団体に対し、ERCA職員が相対して支援を行った地方公共団体数(新規指標のため実績なし)	＜主要な業務実績＞ ②地域における熱中症対策の支援 ア. 地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築 地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進について、ERCAが実施したアンケートの結果、地方公共団体における関係部局間の熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場(会議体や協議体等)を設ける等を行った地方公共団体の割合は、年度当初(令和7年4月16日)に行ったウェビナー研修においては31.5%(149/473)であり、1年間の地域対面研修等を通じて地方公共団体の各種支援を行った結果、令和8年度1月末に開催した成果報告会におけるアンケートでは77.5%まで割合を高めた。なお、年間をとおして実施した研修等は以下のとおり。 ・4月16日ウェビナー研修31.5%(149/473) ・7月25日ウェビナー研修72.4%(207/286) ・5月～7月地域対面研修31.2%(64/205) ・高齢者の熱中症予防の研修(全2回):54.9%(28/51) ・成果報告会77.5%(62/80) ※全体平均46.6%(510/1,095) (ア)地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業による優良事例の創出 「地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」(以下「モデル事業」という。)は、先進的な熱中症対策に取り組む12の地方公共団体(モデル自治体)に対し、令和7年4月初旬～中旬にかけて事業の立ち上げの支援を、6月～8月頃にかけて進捗状況の確認や実施支援を行った。また、随時地方公共団体からの相談への対応を行った。さらに、ERCAから地方公共団体への情報提供の一環として、モデル事業を含む各地方公共団体の先進的な熱中症対策の取組事例の収集を実施し、適宜ERCAホームページに公開した。 下半期では、10月～11月頃にかけてモデル事業の精算手続き関係の支援を実施、またモデル事業の取組を発表する場として、成果報告会(令和8年1月21日、22日)を2日間にわ	＜評定と根拠＞ 評定: S 令和5年の気候変動適応法の改正(令和6年4月1日全面施行)(以下「改正法」という。)により強化された新たな熱中症対策を普及させ、2030年度までに熱中症による死亡者数を半減する政策目標を達成するためには、住民、地方公共団体及び熱中症対策普及団体等による取組を強力に進める必要があることから、中期目標において「地域における熱中症対策支援」は、重要度及び困難度の高い業務とされている。 ① 評価指標にある「熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合」については、中期目標期間の最終年度(令和10年度)までに都道府県では100%、市町村では80%以上が熱中症対策の体制を設けることを目指している。環境省が令和5年度に実施したアンケートでは、その割合は19%に留まったところ、令和10年度に80%以上に至る経路として年度計画で設定した令和7年度目標は40%であるが、ERCAが実施したアンケートでは、質問項目は異なるものの同趣旨の回答は計画を上回る46.6%であり、庁内連携の推進に寄与することができた。 ② また、評価指標にある「ERCAの熱中症対策研修受講者のうち「理解した」と回答する割合」については、達成目標に定める80%以上を大きく上回る95.3%(「理解度」5段階評価で上位2段階の評価)であった。評価指標「2年間を通じて全国の地方公共団体の1人以上の職員がERCAの研修を受講」することについても、約36%の地方公共団体(令和7年度末1,788地方公共団体に対し888地方公共団体)の職員がERCAの研修を受講した。その他、研修プログラムにおいては、令和6年度受講者からの意見や多くの要望を踏まえ、熱中症患者に対する初期対応を迅速に実施する手法を学ぶ「ハンズオン研修」を取り入れたほか、自治体職員の方が参加しやすいよう、対面研修開催県に事前説明の実施や研修開催を共催や後援にしたこと、管下市区町村職員が参加しやすい開催地域の相談などの工夫をした。 このように、中期目標において困難度が「高」とされている本業務において、中期計画における所期の目標を充	評価 S ＜評定に至った理由＞ 2030年度までに熱中症による死亡者数を半減する政策目標を達成するためには、住民、地方公共団体及び熱中症対策普及団体等による取組を強力に進める必要があることから、重要度及び困難度の高い業務と位置づけられている。 評価指標にある「熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合」については、年度計画において40%と設定されているところ、ERCAが実施したアンケートにおいて46.6%であった。 また、評価指標にある「ERCAの熱中症対策研修受講者のうち「理解した」と回答する割合」については、達成目標に定める80%以上を大きく上回る95.3%(「理解度」5段階評価で上位2段階の評価)であった。 研修の実施に当たっては、開催地域ごとに熱中症死亡者やエアコン普及率等の情報を収集・整理・分析し課題抽出を行う等、地域の実情に合わせた情報提供を行った。 その他、研修プログラムにおいて、受講者の意見・要望を踏まえ、熱中症患者に対する初期対応を迅速に実施する手法を学ぶ「ハンズオン研修」を取り入れるなど研修内容の更なる充実を図った。 以上を踏まえ、評価指標に対する実績が顕著であり、かつ、中期目標において困難度「高」とされて	

	における熱中症に関する情報共有や対策の促進を図る。	関する情報共有や対策の促進を図る。		たって開催した。 さらに、令和８年度から開始となるモデル事業の公募を行い、有識者による審議を経て５件を採択した。 地方公共団体の職員が地域の実情に応じた施策を検討し、実施する際の参考事例として活用してもらうために ERCA が作成した優良事例を WEB 上で公開しているところである。優良事例を会議等で紹介する際に冊子タイプが説明に利用しやすいという地方公共団体の職員から要望があったことから、「熱中症対策の先進的な取組事例集」として冊子を作成し、現場ニーズに応えた。 ＜参考＞直近３年間における応募・採択件数状況 <table><tr><td>募集件数</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr><tr><td>予定採択件数</td><td>１０件</td><td>９件</td><td>９件</td></tr><tr><td>当初応募</td><td>６件</td><td>９件</td><td>１５件</td></tr><tr><td>追加募集</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>最終採択件数</td><td>６件</td><td>９件</td><td>１２件</td></tr></table> （イ）気候変動適応広域協議会等への連携状況 ①気候変動広域協議会との連携状況 上半期には、関東・中部・近畿の各地方環境事務所が主催する気候変動適応広域協議会にオブザーバーとして参加した。特に中部地方環境事務所からの依頼により、富山県と愛知県一宮市の２か所で ERCA が講演を実施し、事業内容や地方公共団体による先進事例を紹介した。また、労働安全衛生の専門家や熱中症に詳しい救急救命医を招くなど、幅広いニーズに応える取組を行った。 ②都道府県との連携状況 地域対面研修開催地（１２か所）を除き、上半期は三重県で１回、愛知県で２回、ERCA 職員に対する講師派遣依頼を受けたため現地訪問し、参加者に対し、地域レベルに落とし込んだ分析データ、クーリングシェルター等の取組事例について講演を行った。また、山形県からは、県の教育局が主催する熱中症関連研修において専門家の紹介依頼を受けたため、救急救命士を ERCA から紹介するといった対応を行った。 下半期には、福岡県、岡山県瀬戸内市及び中国銀行からの依頼を受け、改正適応法等に関する講師対応を実施した。 ③川崎市との連携状況 ERCA が立地する川崎市は、暑さ指数情報提供地点が存在しないが非常に特徴的な地形として南北に長く、工業地帯である臨海部から住宅地である丘陵部までさまざまな土地	募集件数	令和５年度	令和６年度	令和７年度	予定採択件数	１０件	９件	９件	当初応募	６件	９件	１５件	追加募集	—	—	—	最終採択件数	６件	９件	１２件	足する成果が認められることから自己評価を「Ｓ」とした。詳細は、次のとおり。 ■所期の目標を量的に充足する成果 ① 地方公共団体の関係部局の連携体制の構築を含む地域の取組促進のため、改正法施行初年度の５～７月に、人口１０万人当たり熱中症死者数が上位の１２県における地域対面研修、２度のウェビナー研修、eラーニングを実施した。また、令和７年度下半期には、熱中症の死者数が特に多い、かつ、高齢者に特化した「高齢者の熱中症予防のための研修(大阪会場)」、「春から始める!高齢者の熱中症対策セミナー」～暑さに負けない夏の準備～（東京会場）を当初計画以外の２地域で開催した。このほか、追加講師派遣などにより、４７都道府県を含む 715 地方公共団体（令和７年度末 1,788 地方公共団体の約 49.7％）の 2,310 人の職員に対して取組を促した。その際、連携協定を締結した大塚製薬（株）が地方公共団体と開催した 10 回の熱中症対策健康会議等や、５ブロックにおける気候変動適応広域協議会において優良事例の横展開を図るなどの成果を上げた。 ② また、地域対面研修（251 人）及び、ウェビナー研修（延べ 1,160 人）に参加した延べ 942 地方公共団体の職員 1,416 人のうち、95.3％を占める 1,349 人の職員から「理解した」（「理解度」が５段階評価で上位２段階の評価を占めた）という、量的に顕著な成果を上げた。 ■所期の目標を質的に充足する成果 ① 地方公共団体の関係部局の連携体制の構築の中核となることが期待される福祉・環境部局の職員の研修に止まらず、ERCA の自主的な取組として、県と市町村、県の研究所と市町村、モデル事業実施地方公共団体間を積極的に“つなぐ”ことにより、市町村の庁内連携体制の枠を超えて連携する地域対策のネットワーク化の優良事例を各地で創出するという、質的に顕著な成果を上げた。 ② ERCA の自主的な取組として、令和６年度には、ERCA が川崎市本庁の熱中症対策に係る部署をつなぐ役割とし、市内７区（川崎・幸・中原・高津・宮前・麻生・多摩）の保健師等が参加した２回のワークショップ形式の勉強会を ERCA 会議室で開催し、講師を務めるなどのつなぐ役割を果たした。これらの取組を皮切りに、令和７年度には、ERCA 職員が川崎市内の各区の現場を直接訪問し、ヒ	おり、中期計画における所期の目標を大きく上回る成果が得られたと認められることから「Ｓ」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
募集件数	令和５年度	令和６年度	令和７年度																							
予定採択件数	１０件	９件	９件																							
当初応募	６件	９件	１５件																							
追加募集	—	—	—																							
最終採択件数	６件	９件	１２件																							
	（イ）気候変動適応広域協議会への参加や、地方公共団体の熱中症対策への取組状況を調査するアンケートなどを行いつつ、取組が遅れている市町村に対して、現地を訪問するなどしながら、優先度の高い課題に対して効果的な対策のノウハウの提供等の支援を行う。	（イ）気候変動適応広域協議会への参加や、地方公共団体への熱中症対策に関するアンケート調査等を通じて、取組が遅れている市町村の課題を洗い出し、把握するとともに優先度の高い課題に対して効果的な対策のノウハウの提供等の支援を行う。																								

					利用がなされていること、人口が 150 万人を超える政令指定都市であるなど、地域性の特徴を集約したモデルになりえると考えたことから、ERCA が所有する簡易 WBGT 測定器を川崎市に貸与し、市内 7 区にて測定を実施し、その傾向を分析した。並行して、各区役所職員との意見交換会を開催し、川崎市各区現地の実情や今後の課題抽出を行うとともに、高齢者やこどもなどの熱中症要配慮者に対するアウトリーチの最前線の情報収集を行った。 ④民間企業との連携状況 目標設定時に想定した以上の政策実現に寄与するよう環境省及び ERCA と連携協定を締結した大塚製薬（株）が地方公共団体とともに開催する「熱中症対策健康会議」に 10 か所（高知県高知市、徳島県美馬市、大分県大分市、徳島県、香川県高松市、高知県土佐市、高知県香美市、栃木県栃木市、愛媛県新居浜市、静岡県静岡市）それぞれ参加し、参加者に対して優良事例の横展開を進めた。さらに、地方公共団体からの個別具体的な相談に対しては現地訪問やオンライン相談を通じて随時対応を行った。その他、ニュース番組（news every.）への取材協力（クーリングシェルターに取り組む自治体の事例紹介）や（一社）日本ショッピングセンター協会からの熱中症対策関係の記事寄稿依頼に対応した。 ⑤学会等との連携状況 ERCA 環境研究総合推進費による研究機関（①国立社会保障・人口問題研究所【課題番号：2RB-2401】／②国立環境研究所 気候変動適応センター【課題番号：S-24】）との情報連携を行った。	アリング等に参加することで、これまで現場経験の少なかった ERCA 職員が、高齢者やこどもなどの熱中症要配慮者に対するアウトリーチの最前線の実態を把握する機会を得た。その結果、机上の想定にとどまらず、より現場の実情に即した具体的な課題や工夫について理解を深めることができ、他の地方公共団体への横展開も可能な優良事例の創出に向けて、質的な成果を上げることができたと考える。 ③ 地域対面研修等の実施に当たっては、ERCA の自主的な取組として、非公表の情報（人口動態統計の市町村別熱中症死亡者、消費動向調査の都道府県ごとのエアコン普及率）を申請・収集し、都道府県や市町村が単独で行うのは困難な整理・分析・課題抽出を行うことにより、地域の実情の異なる地方公共団体内の説得材料となる政策立案に必要なエビデンスを提供するという質的な成果を上げた。 ニュース番組への取材協力や民間事業者からの記事寄稿依頼に対応するなど自治体以外からの関心も獲得しており、地域対面研修等を通してシンクタンク機能も向上していると考ええる。 ④ 令和 7 年度モデル事業の成果として、熱中症に関する普及啓発チラシに温度計を付すことで、住民が自ら気温変化を把握しやすくなり、熱中症リスクの低減により一層寄与する工夫を施したチラシが大きな注目を集めた。 また、熱中症の事前予防の観点から、夏季期間における自身の過ごし方を記録・可視化できる「マイタイムライン」を作成し、配布することで、住民の予防行動の促進につなげることができた。これらの成果物については、可能な範囲で各地方公共団体が地域の実情に応じて活用・カスタマイズできる形で、ERCA ホームページを通じて提供した。 ⑤ ERCA においては、地域対面研修や講師派遣等の機会を活用し、地方環境事務所との連携強化を図るとともに、周辺の地方公共団体に対する働きかけを重ねてきた。その結果、令和 8 年度のモデル事業においては、実施難易度の高いレベル 5 のプロジェクトを採択するに至った。 これにより、地方公共団体内における関係部局間の連携体制の構築・強化が進むなど、取組の広がりや深化につながっていると考ええる。
	【評価指標1-1-2】 ・人事異動を考慮して 2 年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する 1 名以上の職員が、ERCAが開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCA が実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中	イ 人事異動を考慮して 2 年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する 1 名以上の職員が、ERCAが開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCA が実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標	イ 地域における熱中症対策を推進するためには、全国の地方公共団体の職員が令和 5 年 4 月の気候変動適応法の改正により地方公共団体に課された役割や対策を実施するための知識を取得することが必要である。このため、より多くの地方公共団体職員にERCAの開催	・人事異動を考慮して 2 年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する 1 名以上の職員が、ERCAが開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCA が実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中	イ 令和 7 年度ERCA熱中症対策研修 2030年の熱中症死者数半減目標の達成に向け、地域の優良事例を全国の地方公共団体へ横展開するため、地方公共団体職員を対象に研修を実施した。 5 月下旬から 7 月初旬にかけて、研修優先度の高い12都道府県（①人口10万人当たりの熱中症死亡者数が多い、②令和 6 年度にWBGT値34以上を記録した等）において、演習を組み込んだ地域対面研修を行った。 地域対面研修の実施にあたり、ERCAの自主的な取組として、厚生労働省に申請し非公表情報（人口動態統計の市町村別熱中症死亡者）を収集・分析し、可視化したオリジナルデータを作成。これを地方公共団体の政策立案に必要なエビデンスとして提供した。	

	を通じて毎年度80%以上、最終年度までには90%以上 【モニタリング指標】 - ERCAが実施する熱中症に関する研修を受講した地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし） ＜目標水準の考え方＞ - 各都道府県が実施する熱中症対策においては、庁内横断的な関係部局間の相互理解、協力体制構築が大変重要である。そのため、当中期目標期間の最終年度までにERCAが実施するアンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答が、都道府県では100%、市区町村では80%以上に設定とする。 2030年度までに熱中症による死亡者数を半減する政府目標を達成するためには、地域の熱中症対策を推進する地方公共団体において、効果的な熱中症対策が実施されることが重要であるため、ERCAの実施する研修を受講した地方公共団体等職員の受講後アンケート調査項目「理解度」を問う設問における「理解した」との回答割合を当	期間中を通じて毎年度80%以上、最終年度までには90%以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）地域対面研修のほか、オンライン研修及びeラーニングを行うなど、全国の地方公共団体で熱中症を担当する職員等が参加しやすいよう利便性の高い効果的な研修体制の充実を図る。 （イ）研修受講者を対象にアンケートを行い、地域ごとのニーズや課題を把握・分析することにより、研修メニューの改善を重ね、全国の地方公共団体における熱中症対策に実効性の高い研修を実施する。	する熱中症の研修を受講いただくとともに、ERCAの実施する研修を受講した地方公共団体等職員の受講後アンケート調査項目「理解度」を問う設問での回答について有効回答者の80%以上から5段階評価で上位2段階までの評価とするために、以下の取組を行う。 （ア）全国12か所程度で地域対面研修を開催するほか、オンライン研修及びeラーニング研修の実施など、全国の地方公共団体において熱中症対策を担当する職員等が参加しやすいよう利便性の高い研修を実施する。 （イ）研修受講者を対象にアンケート等を行い、地域ごとのニーズや課題を把握・分析し、研修メニューの改善を図り、効果的な研修の実施に繋げる。	を通じて毎年度80%以上、最終年度までには90%以上とする。 ERCAが実施する熱中症に関する研修を受講した地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	さらに、4月には「基礎的知識」、7月には「データ分析・医学的観点・救急搬送の実態」をテーマとするオンライン研修を実施。加えて、受講者の利便性向上を目的に、時間を問わず受講可能なeラーニング研修コンテンツ4種（①熱中症に関する制度、②優良事例、③基礎情報、④全国の死亡者・救急搬送状況）を整備し、令和7年4月よりLMS（Learning Management System）で提供している。LMSの活用により、受講者の進捗管理や理解度確認テストが可能となり、その結果を踏まえた改善を想定している。 これらの研修や、自治体等からの依頼に基づく講演、説明等を実施した結果、47都道府県を含む715団体（延べ1,332団体）、延べ2,310名の地方公共団体職員に対して取組を促した。 （ア）理解度評価 令和6年4月の気候変動適応法の改正・施行により地方公共団体に課された役割や対策を実施するための知識の取得等を目的として、令和7年度ERCA熱中症対策研修を実施したところ、延べ1,530名（地域対面研修：251名、ウェビナー研修：延べ1,165名、eラーニング：114名）の参加があった。 受講後アンケート調査の「理解度」を問う設問への回答において5段階評価で上位2段階までの評価が占める割合は、全体平均95.3%（4月16日ウェビナー：92.7%、7月25日ウェビナー：96.3%、地域対面研修：95.5%）であった。 これとは別に実施した高齢者の熱中症予防のための研修（大阪会場）では、同じく93.7%、春から始める！ 高齢者の熱中症対策セミナー ～暑さに負けない夏の準備～（東京会場）では98.4%であった。 （イ）地方公共団体の参加状況 令和6年度の研修参加者からは、「都道府県が研修の主催者等になっている方が参加しやすい」との意見が多く寄せられた。この要望を踏まえ、令和7年度からは、研修を開催する全12都道府県庁に共催・後援を依頼し、了承を得た上で開催案内を通知した。また、ERCAが保有するメーリングリストを活用し、該当地域の地方公共団体へ周知を行った。 その結果、本研修に参加した地方公共団体は642団体（うち新規受講団体239団体、延べ715団体）であり、全国の都道府県・市町村1,788団体に占める割合は35.9%となった。 （ウ）研修の実施体制等 研修事業において提供する情報やその方法について、専門医等（救急救命医、救急救命士、技術士〈環境部門〉）の知見を反映したERCAオリジナル資料とするため、3名を熱中症対	⑥ 令和6～8年度の研修については、当初、主として福祉・環境部門の職員を対象に想定していたが、クーリング・シェルターの指定が想定以上に進展したことにより、施設の管理・運営部門の職員を対象とした研修ニーズが新たに高まった。 このため、令和6年度に日本救急医学会との共催セミナーとして実施した「ハンズオン研修」において、現場ニーズの高い救急対応に関する実習型研修を新たな研修メニューとして導入・実現した。この共催セミナーでの経験等を踏まえ、令和7年度に実施した地域対面研修におけるオプション研修として、「ハンズオン研修」（熱中症患者の発見から救急車到着までにおける効果的な冷却方法）のプログラムを追加・実施した。 「ハンズオン研修」に参加した地方公共団体から ERCA 研修を参考に自治体主催の独自研修をしたいと相談があったため支援を行った。これは、ERCA から地方公共団体に対して効果的な情報共有ができ、なおかつ熱中症対策に係る施策の自走につながったと考える。結果として、地方公共団体の熱中症予防に係る予算獲得や研修実施のハードルを下げることでできた意義の持つプログラムとなった。 ＜課題と対応＞ - 熱中症対策に関する地方公共団体への持続的な支援については、自治体ごとに対策推進の熱量に大きな差が生じている状況が、近年、より明確になってきている。具体的には、熱中症による死亡者数や救急搬送者数が多い自治体では、危機意識の高まりを背景に対策の推進が活発化し、非常に強い推進力を有している。一方で、比較的冷涼な地域に所在し、救急搬送者数や熱中症死亡者数が少ない自治体においては、課題認識や関心が相対的に低くなる傾向が見られる。このため、自治体間に生じているこうした対策意識・取組状況の温度差をどのように埋めていくかが、大きな課題であると考え。 - また、令和7年度の熱中症死亡者数は、令和6年度と比較して20%以上の削減となっており（令和6年度：2,160人、令和7年度速報値：1,521人）、一定の成果が確認されている。この背景には、地方公共団体における庁内連携の促進が着実に進んだことに加え、熱中症対策における事前予防の重要性が浸透し、自治体職員の知識・理解が向上したことが挙げられる。今後も	
--	--	---	--	--	---	--	--

	中期目標期間の最終年度までに90％以上に設定する。			策アドバイザーとして委嘱した。 また、令和6年度に共催した「第52回日本救急医学会総会・学術集会」で実施した“熱中症患者の発見から救急車到着までの冷却方法”に関する内容をブラッシュアップし、令和7年度の地域対面研修において、希望のあった都道府県で実施できる体制を整えた（12か所中9か所で開催）。この結果、地方公共団体が必要とする実践的情報を提供することができた。 さらに、熱中症対策業務に還元すべき情報を収集するため、大阪府監察医事務所へヒアリングを実施したり、「第20回日本ヒートアイランド学会」にERCA職員が積極的に参加した。 下半期にはさらに「第11回日本救急救命学会 学術集会」及び気象と健康に関する研究を行う「第64回日本生気象学会大会」にもそれぞれ職員が参加することで、最新の知見の獲得に努めている。 （エ）利便性の高い研修の実施 令和7年度は、12県で地域対面研修を開催するとともに、全国から視聴可能な専門性を深めたウェビナー研修を2回実施した。 開催に際して、参加しやすさを確保するために、地方公共団体の熱中症対策担当職員が参加しやすいよう、研修の開催日時・曜日・時間帯を工夫し、主要ターミナル駅からアクセス可能な会場を選定した。 また、開催都道府県からオンライン受講の希望があった場合には、会場とオンラインのハイブリッド形式で開催するなど、利便性の高い研修プログラムを体系的に設計・実施した。 また、次年度に向けて、地域対面研修へより多くの参加者を得るために、研修開催候補地となる県の熱中症対策部署を対象とした事前説明会を令和8年2月～3月にかけて開催した。 （オ）地域ごとのニーズや課題の評価と改善 地域ごとのニーズや課題を評価・分析し、研修メニューの改善と効果的な研修の実施につなげることを目的に、研修参加者を対象としたアンケート調査を実施している。集計結果によると、今後希望する研修テーマでは「当該地域のアラート発表回数と搬送者数の推移」が最も多く、次いで「庁内連携・自治体間連携のための意見交換会」、「熱中症の発症機序、ハイリスク層、予防方法等」が挙げられた。 研修内容の理解度については、5段階評価で約9割が上位2段階を選択しており、参加者にとって非常に有益な研修であったと考えている。一方、自由記述では「研修時間が長い」	目標達成を確実なものとするためには、各地方公共団体における庁内のさらなる連携強化と、継続的な情報共有の促進が不可欠であると考えている。	
--	---------------------------	--	--	---	---	--

					との意見もあったことから、希望する研修テーマや意見を踏まえ、引き続き研修内容をブラッシュアップする予定である。		
--	--	--	--	--	---	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	自然環境の保全・再生		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 13 号
当該項目の重要度、困難度	<重要度：高>2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けた社会変革のためには、国だけでなく、地域のあらゆる主体が関わり、生物多様性の増進に取り組むことが重要である。 ERCA が担う業務は、身近な自然環境も含めた国土全体において、地方公共団体・民間等の様々な主体がボトムアップで自ら生物多様性の増進活動に取り組むことを促進するものであり、社会変革に向けて極めて重要であるため。 <困難度：高>本業務の認定対象とする地域生物多様性増進活動は、地域の自然環境の状況、森林、農地、河川、沿岸域などの様々な生態系タイプ及び生育・生息する動植物の生態等に応じて、適切な活動手法、モニタリング手法が異なり、多種多様な活動計画の認定申請がなされることが想定される。 ERCA には、それらの多様な活動計画に関する年間数百件の認定事務、地域や生態系タイプに応じた様々な技術研修等の実施、地方公共団体・民間等の状況に応じた伴走支援やフォローアップによる活動継続などを、着実に実施するために幅広い分野の専門的な知識と高度な事務処理能力が必要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	5. 生物多様性の保全 5－2. 自然環境の保全・再生 （予算事業 ID：022243）

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	－	247,740			
増進活動実施計画等の新規申請件数 当中期目標期間の最終年度までに1,300件以上（新規指標のため実績なし）	増進活動実施計画等の新規申請件数 当中期目標期間の最終年度までに1,300件以上	最終年度までに1,300件以上	－	468件				決算額（千円）	－	204,393			
								経常費用（千円）	－	225,121			
								経常利益（千円）	－	42,532			
								行政コスト（千円）	－	225,121			
								従事人員数	－	20			
＜モニタリング指標＞													
申請に係る利便性向上のための取組状況（新規指標のため実績なし）		－	－	相談回答件数 363件 チャットボット回答件数 427件 パンフレット 13,000部									
標準処理期間内に処理した新規申請の割合（新規指標のため実績なし）		－	－	100％									
ERCA が開催する普及啓発のためのセミナー及び技術向上のための研修等の実施回数及び参加者数（新規指標のため実績なし）		－	－	14回、 641名									
有識者マッチング制度に基づく活動実施者に対する有識者紹介件数（新規指標のため実績なし）		－	－	マッチング 5件 （相談18件）									

	優良事例の収集や地方公共団体が選定する生物多様性保全上重要な場等の情報収集、情報提供その他の普及啓発に係る取組状況（新規指標のため実績なし）		—	—	生物多様性保全上重要な場等の GIS 収集 11 自治体 343 件 認定サイトの サイトビジット 29 か所 優良事例集 掲載 5 件			
	増進活動実施計画等の認定を受けてから、1 年に 1 度以上活動状況等を情報共有している者の割合（認定を受けてからの期間が 1 年に満たない者を除く。）（新規指標のため実績なし）				—			
	増進活動実施計画等の認定を受けた活動実施者に対して、ERCA が助言を行った件数（新規指標のため実績なし）				フォローアップ案件 27 件			

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	【評価指標1-2-1】 ・増進活動実施計画等の新規申請件数 当中期目標期間の最終年度までに1,300件以上（新規指標のため実績なし） 【モニタリング指標】 ・申請に係る利便性向上のための取組状況(新規指標のため実績なし)	ア 増進活動実施計画等の新規申請件数を、当中期目標期間最終年度までに1,300件以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）増進活動実施計画等の申請に当たって、本制度の総合窓口として申請者からの事前相談に丁寧かつ的確に対応するとともに、申請マニュアルやeラーニング等を整備し、申請者による申請に係る利便性を向上する。	ア 増進活動実施計画等の新規申請件数を、当中期目標期間最終年度までに1,300件以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）申請に係る利便性の向上 ・本制度の総合窓口として、増進活動実施計画の策定に当たっての事前相談、地域生物多様性増進活動に対する各種助言や関係機関等への紹介等を実施 ・申請書の不備が生じやすいポイント等について取りまとめた申請マニュアルやチャットボット等の整備 ・申請者用の手引きに関する解説動画の制作 ・申請者の理解促進及び理解度等を調査し、その改善に活用するためのe ラーニングの整備	＜主な定量的指標＞ ・増進活動実施計画等の新規申請件数 当中期目標期間の最終年度までに1,300件以上（新規指標のため実績なし） ・申請に係る利便性向上のための取組状況(新規指標のため実績なし)	＜主要な業務実績＞ ア 増進活動実施計画等の新規申請受付と認定審査 増進活動実施計画等の新規申請件数を当中期目標期間最終年度までに 1,300 件以上とするとともに、申請者に寄り添った質の高い認定審査を進めるため、以下の取組を行った。 （ア）申請に係る利便性の向上 法定化に伴い、旧制度では期間限定の申請受付だったものから、通年での申請受付へと運用を改めたことにより、申請希望者の都合に応じた柔軟な申請が可能となり、申請に係る利便性が大きく向上した。これに対応するため、増進活動実施計画の策定に係る制度や申請手続等に関する事前相談を年間通じて受け付け、計 363 件の相談に対して、申請者の実情に応じた丁寧な助言や関係機関の紹介等を行った。 こうした申請環境の改善により、中期計画において最終年度までに 1,300 件以上の申請を受け付ける目標に対し、制度発足初年度において 468 件の増進活動実施計画等の申請を受け付けた。 申請受付を開始するにあたり、ERCA が本認定制度の総合窓口であることの周知を図るため、ウェブサイトでの情報発信に加え、4 月に制度紹介パンフレットを作成（3,500 部）したが、その後も希望が多く 7 月及び 11 月に 9,500 部増刷し、計 13,000 部を地方環境事務所やイベント、研修等で配布し、法制化された制度の周知に努めた。 また、4 月には申請者の申請の不備が生じやすいポイント等についてまとめた Q&A（110 件）をウェブサイトに掲載するとともに、6 月には 167 件の Q&A を掲載した AI チャットボットを整備し、年間 427 件の質問に対応した。 さらに、申請者の理解促進のため、予防事業部・熱中症対策部が開発した E ラーニングマネジメントシステムに自然共生部に関するコンテンツを掲載するシステム改修を行い、10 月から稼働を開始した。動画コンテンツには、制度概要及び申請者用の手引きについての解説動画、研修講義の録画を掲載した（下記の（ウ）b 参照）。 このほか、12 月に環境省とともに申請様式及び手引きの見直しを開始し、2 月に公表した。	＜評定と根拠＞ 評定： S 評定理由については以下のとおり。 自然共生サイト認定制度の法定化を受け、ERCA が事務局として運用全体を担うこととなった。これにより、ERCA による活動促進の取組が加わり、単に認定を行う制度から、申請前から認定後まで一貫した支援を行い、継続的な生物多様性の増進活動につながる実効性を備えた制度運用へと高度化を果たした。本業務においては、単に件数を確保するだけでなく、①申請内容の科学的妥当性および実効性の向上、②審査判断の公平性・一貫性の確保、③認定後の活動継続につながる支援体制の構築という観点から、業務の質的向上を重視して取り組んだ。 申請件数については、最終年度までに 1,300 件以上とする目標に対し、制度発足初年度において、増進活動実施計画等の新規申請を 468 件受け付けた。これは、1,300 件を 4 年間で達成するために必要となる年平均 325 件と比較して 144%に相当し、初年度としては目標水準を大きく上回る実績である。 この成果は、法定前に環境省の委託事業として他機関で実施されていた時期における制度上の制約を解消したことによる効果大きい。具体的には、年間 2 回の受付に限られ、かつ審査件数にも上限があったことから、申請希望があっても受け付けられないケースが生じていた。これに対し、法定化後 ERCA では通年での申請受付を可能とし、年 3 回の認定を実施する運用へと移行したことで、申請機会の大幅な拡充と滞留案件の解消に貢献し、実績の飛躍的な向上につながった。 また、旧制度では、受付期間や審査件数に制約がある中で、十分な伴走支援が困難であったが、法定化を契機に通年受付・複数回認定としたことで、量の拡大と同時に、制度の安定化と 1 件ごとの審査精度を高める運用との両立を実現した。 ERCA が開催する技術向上のための研修後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年 80%以上とする目標に対して、目標比 125%に相当する 100%の回答を得た。これにより、認定後の管理計画の改善や順応的管理の導入など、自然共生サイトにおける増進活	評定	S
							＜評定に至った理由＞ 本業務は、自然共生サイト認定制度の法制化を受け、新規に実施した業務であったが、新たな制度運用を安定的に回すための体制整備を行い、制度運営の基盤が十分に構築された。 定量的指標のうち、増進活動実施計画等の新規申請件数は当中期目標期間の最終年度までに 1,300 件以上となっているところ年平均で必要となる 325 件を大きく上回る 468 件（目標比 144%）となっている。ERCA が開催する技術向上のための研修後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」と回答する研修受講者の割合も毎年度 80%以上の目標のところ令和 7 年度は 100%（目標比 125%）となっており、定量的指標については 対年度計画値の 120%以上を達成できている。 質的な成果についても予定されていた業務水準に加えて、以下の点について顕著な成果があったと認められる。これらの業務を高品質で実施してきたことが、前段の定量的指標の顕著な成果にも結び付いているものと考えている。 ①認定制度の運用面 審査委員会の中で、審査委員から個別案件に対する意見だけではなく、認定における判断基準の整理等の課題を提示される場面もあり、「人工草地等の健全な生	

		(イ)申請件数の維持及び増加に向けて、年間を通じて増進活動実施計画等の申請を受け付け、安定的かつ効率的に申請を処理する。	(イ)安定的かつ効率的な申請処理・年間を通じて申請・相談を受け付け、安定的かつ効率的に予備的な審査等を実施する体制の整備 ・全申請を電子媒体で受け付けるためのウェブサイト申請フォームの整備 ・申請者との書類不備等の照会、主務省庁や審査委員との情報共有を行うオンラインストレージの整備 ・Microsoft 365を活用した審査状況の進捗管理リストの整備・審査内容の取りまとめ、主務省庁が設置する審査委員会の事務局運営を実施		(イ) 安定的かつ効率的な認定審査 a 体制の整備・ITを活用した申請処理 年間を通じて申請・相談を受け付け、安定的かつ効率的に予備審査を実施するとともに、申請の促進と認定された自然共生サイトにおける増進活動の促進を図るため、4月に2課13名体制の自然共生部を設置した。部には法定認定前に審査事務局に派遣した職員を配置するとともに、民間企業で実務経験のある人材を人事交流で配置し、安定的かつ効率的に審査を実施する体制を整えた。 全ての申請資料を電子媒体で受け付けるため、ウェブサイト上に申請フォームを整備し、4月1日から通年での申請受付を開始した。 また、申請者との書類不備の照会・修正、審査委員との情報共有を行うため、オンラインストレージを整備し、申請者及び審査委員にオンラインストレージのアドレスを発行することにより、申請書類の電子媒体を比較的円滑に収受できるようにした。 さらに、主務省庁および地方環境事務所との間では、Teams (Microsoft 365) を活用して省庁審査に必要な申請案件データの収受および情報共有を行う体制を構築した。あわせて、ERCA 内における申請案件管理には SharePoint (Microsoft 365) を活用し、業務の効率化と情報の一元管理を図った。 b 予備審査、事前書面審査、審査委員会の流れと申請者への伴走支援 審査は、主務省が定めた認定等事務取扱要領（9つの生物多様性の価値（認定基準）を含む。）および増進活動の手引きに基づき、①ERCA による予備審査、②審査委員会委員による事前書面審査、③ERCA が事務局を務める審査委員会での審議を経て、④主務大臣による認定という流れで実施した。 予備審査においては、申請書が委員による書面審査に十分耐えうる内容となるよう、職員が書類不備の是正、法令順守状況の確認、土地管理関係の整理に加え、申請書に記載された活動計画の内容とあわせて、提出された GIS データや動植物種リスト等を確認し、当該申請が23項目から成る認定基準に適合しているかを1件ごと多面的に審査した。また、提出資料の内容充実に関する助言等を行い、申請1案件当たり概ね10～30 往復に及ぶやり取りを通じて、審査調書を作成した。 事前書面審査では、案件の特性に応じた複数の専門分野の委員による審査を行い、委員からの指摘や追加確認事項につ	動の質的向上に直接的な効果をもたらした。 また、ERCA では、申請前において優良事例を参照した計画策定への助言、専門家の紹介等により、申請後において活動者の能力構築研修の開催、地方環境事務所と連携した活動改善の促進により、生物多様性増進活動そのものの質を向上させ、生物多様性保全上、国際貢献できる自然共生サイトの確保・維持に大きく貢献した。 上記の実績は、以下の取組と成果により達成されたものである。 第一に、申請から認定までの一連の審査プロセスについて、ウェブ申請フォーム、オンラインストレージ、Teams・SharePoint 等の IT ツールを活用した体制を構築し、制度創設初年度から安定的かつ効率的な認定審査を実現した。また、多数回の調整を通じて、初期段階では基準への適合が不十分であった申請についても、計画や生物多様性価値の整理が進み、最終的な申請内容の完成度が向上した。その結果、令和7年度は367 件の認定を行い、全ての案件を標準処理期間内（100%）に処理を達成した。さらに、地理情報システム（GIS）を活用し、申請区域と保護地域等との関係を客観的に確認することで、審査判断の公平性・一貫性および科学的妥当性の向上を図った。なお、GISにより増進活動の自然状況や生物情報等が蓄積されつつあり、それら进行分析し、参照することで、戦略的対策方針の策定等に効率的に活用できることが十分に期待でき、今後の自然共生サイト等の自然環境保全の取組に対する重要なリソースとなると考える。 第二に、申請主体の掘り起こし及び申請内容の質の向上を目的として、対面研修・セミナー計14回を開催し、延べ641名が参加した。研修後の事後アンケートでは満足度平均4.6点（5点満点）を得るとともに、追跡調査により「自然共生サイトの申請準備の開始・申請済」を確認するなど、申請促進に貢献した。また、技術向上を目的とした能力構築研修において得た知識・技術を「実際に活用した」と回答した受講者の割合が追跡調査は100%（目標比125%）に達し、制度理解や申請に必要な観点の事前共有に加え、能力構築研修で得た知識・技術が現場で活用されることで、申請内容の質の底上げおよび認定後の活動の質向上に貢献した。 第三に、主務省、地方環境事務所、地方公共団体等との連携を通じて、地域における申請の掘り起こしと周知の連携を図った。加えて、有識者マッチング制度の運営や認定後のフォローアップを実施することで、申請前から認定後まで一貫した支援を行った。	態系に係る調査検討」により、人工草地を含む自然共生サイトの価値の判断基準を標準化するなど、ERCA による調査・情報整理により審査業務の質的向上が図られている。 ②研修・セミナーの開催 申請を促進するための制度普及の研修・セミナーを開催することを年度計画に定めていたが、単純な制度普及に留まらず、順応的管理手法や昆虫モニタリング手法など、当初の計画に定められていなかった活動実施にあたって必要な知識・技術に関する研修等も開催したことで、認定サイトの管理能力の向上を図った。 また、普及啓発の点では実際のサイトも訪問した上で5件の事例を選定し事例紹介動画を作成したが、いずれも認定審査の時点からきめ細かな対応を重ねてきたERCA ならではの質の高い仕上がりとっている。 ③連携強化 主務省や地方公共団体との連携も年度計画に定められているところだが、特に環境省の出先機関である地方環境事務所との連携に関しては全10か所を直接訪問して意見交換するなど、信頼関係の構築に努めた。自然共生サイトの案件形成や申請後の活動の質の向上を図る上で、現場に近い位置で伴走する地方環境事務所との連携は非常に重要であり、これにより ERCA の業務をより効果的に遂行することにつながっている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
--	--	---	--	--	--	---	---

				いては、ERCA が申請者と調整しながら反映させた。また、審査委員会において条件や修正事項が付された案件については、主務大臣による認定に至るまでの間、申請内容の修正・補足について申請者と継続的な調整を行った。 これら①～③の過程を通じ、ERCA は申請 1 案件当たり、申請者との間で約 15～45 往復、主務省および審査委員との調整も含めると、延べ約 40～70 往復に及ぶやり取りを重ねながら、申請内容の精度向上と審査の円滑な実施を図り、認定に至るまでの一連の審査事務を遂行した。 これにより、初期段階では基準への適合が不十分であった申請についても、生物多様性価値の整理やモニタリング計画の具体化が進み、審査委員の指摘事項が限定的となるなど、最終的な申請内容の質的向上が図られた。 c 認定事務及び審査委員会の運営 令和 7 年度は、通年受付および年 3 回認定の運用の下、合計 367 件の認定を行った(参考:令和 6 年度認定件数 144 件)。 各回の認定に当たっては、ERCA による予備審査を実施した上で、有識者による事前書面審査および審査委員会での審議を経て、主務大臣へ審査結果を報告する一連のプロセスに基づき認定を行った。審査委員会は年度内に 3 回開催し、延べ 15 日間にわたり審議を実施した(参考:令和 6 年度審査委員会開催数は 2 回、延べ 8 日間)。 具体的には、第 1 回認定では、有識者 6 チーム 22 名による書面審査および 7 月の審査委員会での審議を経て、9 月 16 日付で 201 件の認定がなされた。第 2 回認定では、有識者 3 チーム 13 名による書面審査および 10 月末から 11 月初旬にかけての審査委員会での審議を経て、12 月 16 日付で 58 件の認定がなされた。第 3 回認定では、有識者 6 チーム 20 名による書面審査および 1 月末から 2 月上旬にかけての審査委員会での審議を経て、3 月 17 日付で 108 件の認定がなされた。 これらすべての申請案件について、標準処理期間内での処理を達成(100%)した。認定に当たっては、認定者に対して総評を付した認定通知書を交付するとともに、認定された活動実施区域の所在する地方公共団体の長宛てに認定した旨を通知した。 (令和 7 年度認定件数(令和 8 年 3 月末現在)) <table><tr><td></td><td>維持</td><td>回復</td><td>創出</td><td>計</td></tr><tr><td>増進活動実施計画</td><td>333</td><td>9</td><td>9</td><td>351</td></tr><tr><td>連携増進活動</td><td>14</td><td>2</td><td>0</td><td>16</td></tr></table>		維持	回復	創出	計	増進活動実施計画	333	9	9	351	連携増進活動	14	2	0	16	以上のとおり、制度運用上の制約を抜本的に改善したうえで、申請促進、審査の効率化・質の向上、能力構築支援、を総合的に進めた結果、制度発足初年度としては極めて高水準となる申請件数および活動実績を達成し、量・質の両面で目標水準を大きく上回ったことから、当該年度の業務実績は自己評価を S とする。	関係省庁への申請書共有時の各種資料の精度向上、十分な確認時間の確保に努めること。 <その他事項> 特になし。
	維持	回復	創出	計																	
増進活動実施計画	333	9	9	351																	
連携増進活動	14	2	0	16																	

				<table><tr><td>実施計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>347</td><td>11</td><td>9</td><td>367</td></tr></table>	実施計画					合計	347	11	9	367		
				実施計画												
合計	347	11	9	367												
・ ERCAが開催する普及	(ウ)裾野の拡大に向け	(ウ) 活動の促進	・ ERCAが開催する普及	なお、令和５・６年度に認定された自然共生サイトの認定者からの相談に対応するとともに、旧制度から５年以内の増進活動実施計画等への移行※を促進し、第３回認定までに126件が認定された。 ※令和５・６年度に環境省が実施していた自然共生サイト認定制度で認定された者が法定の自然共生サイトとして認定されるには新規申請し認定される必要がある。 (資料編 P27_自然共生１－① 自然共生サイト認定実績) d 認定証の授与 令和７年９月30日、東京都千代田区において主務省の主催により、環境大臣等の臨席のもと、第１回認定式が開催された。式では、ERCA が手配した認定証の授与が主務省庁から行われ、理事長から記念楯の贈呈を行った。 第２回及び第３回の認定式は、地方環境事務所の主催により各地域ブロックにおいて開催された。 e 審査の質の向上と国際データベースへの登録に向けて 保護地域や公物管理区域との重複を確認するため、地理情報システム（GIS）を導入し、審査に活用した。これにより、申請者から提出された申請区域の GIS データと保護地域・公物管理区域等との重複関係を客観的に確認し、審査判断の科学的妥当性および公平性の確保を図った。 また、維持タイプとして認定された案件を１年分まとめて、令和８年８月頃に OECM 国際データベースに登録するため、GIS データから保護地域を除くデータ加工や属性データの整理を行い、必要な GIS データを取りまとめるなど、国内制度の運用にとどまらず、国際的な枠組みとの整合性を確保する観点からも、審査の質的高度化を図った。 加えて、極めて専門性の高い生物に係る審査については、（一財）自然環境研究センターの専門的見地からの助言を得る体制を構築することで、学術的観点からの検証を補完し、審査判断の信頼性の確保を図った。 このほか、生物多様性の価値を審査する際に、人為的管理が強い土地利用における評価が課題となっていることから「人工草地等の健全な生態系に係る調査検討」を実施し、審査の参考となる情報を収集・とりまとめた。	(ウ) 活動の促進											

	啓発のためのセミナー及び技術向上のための研修等の実施回数及び参加者数(新規指標のため実績なし)	て、企業等に対し、地域生物多様性増進活動に取り組む意義やメリット等について、ウェブサイトやセミナー等で普及啓発し、活動の促進を図る。	・制度紹介、申請に係る情報提供、申請書の受付を行うウェブサイトの整備 ・申請を促進するために、地域生物多様性増進活動に取り組む意義やメリット等の解説を含むセミナーの開催、情報提供の実施 ・認定サイトの社会的な評価や認知度を高めるための取組の実施 ・パンフレットの作成やイベントへの出展による普及啓発の実施 ・令和5年度又は令和6年度に認定された自然共生サイトの申請者からの相談に対応し、5年以内の増進活動実施計画等の移行申請を促進	啓発のためのセミナー及び技術向上のための研修等の実施回数及び参加者数(新規指標のため実績なし)	a 研修・セミナーの開催 旧制度においては、環境省の委託先が認定審査を担うことが中心であり、申請の掘り起こしや計画策定段階での能力構築、専門家による技術的助言等は制度上の機能として位置づけられていなかった。ERCA が制度運用の中核を担うことにより、認定審査に加え、申請前段階から計画内容の具体化・高度化を図るとともに、認定後の活動実施・継続を見据えた支援を行う取組を実施した。 自然共生サイトの申請をサポートすることを目的として、企業や地方公共団体等の申請予定者等を対象に、①生物多様性増進活動に取り組む意義・メリットや行政の取組など、増進活動実施計画等の策定を促す研修を6回実施した。あわせて、②自然を活用した地域資源の活用や他者との連携促進について学ぶ研修を2回開催した。 また、これから申請する主体や、既に認定されたサイト管理者の管理能力構築を目的として、③順応的管理手法や④昆虫モニタリング手法を学ぶ対面研修を、それぞれ2回ずつ開催した。 研修では、具体的事例を挙げながらの座学に加え、各地の様々な生態系タイプのサイトビジットや、現地での参加者同士の交流・意見交換を行うことにより、各地域における産学官民のネットワーキングを促す形式で実施した。 さらに、⑤より多くの主体に生物多様性や自然共生サイトへの理解と関心を高め、将来の申請につなげることを目的として、制度説明を中心としたセミナーを2回開催した。 このうち1回は、過去に地球環境基金の支援を受けて活動を継続している NPO が企業と連携して申請した増進活動実施計画の認定事例を題材に、NPO を対象としたオンラインセミナーを2月に地球環境基金部と共同で実施した。 もう1回は幅広い主体を対象として自然共生サイトについて認知を高めるため、生物多様性の自分事化をテーマに現地開催とオンラインを組み合わせたハイブリッド方式により3月に実施した。 8月以降、毎月1～2回のペースで実施したこれらの研修及びセミナーは、北は北海道東川から南は熊本県阿蘇まで延べ14回開催し（内訳は下表のとおり）、合計641名が参加した。																				
					<table><tr><td rowspan="2">申請サポート</td><td>活動計画策定研修</td><td>8回</td><td>131名</td></tr><tr><td>自然を活用した地域課題の解決研修</td><td>2回</td><td>30名</td></tr><tr><td rowspan="2">能力構築</td><td>増進活動技術研修</td><td>2回</td><td>26名</td></tr><tr><td>昆虫モニタリング手法研修</td><td>2回</td><td>15名</td></tr><tr><td colspan="2">セミナー・講演会</td><td>2回</td><td>439名</td></tr></table>	申請サポート	活動計画策定研修	8回	131名	自然を活用した地域課題の解決研修	2回	30名	能力構築	増進活動技術研修	2回	26名	昆虫モニタリング手法研修	2回	15名	セミナー・講演会		2回	439名		
申請サポート	活動計画策定研修	8回	131名																						
	自然を活用した地域課題の解決研修	2回	30名																						
能力構築	増進活動技術研修	2回	26名																						
	昆虫モニタリング手法研修	2回	15名																						
セミナー・講演会		2回	439名																						

				<table><tr><td>合計</td><td>14 回</td><td>641 名</td></tr></table> 研修・セミナー実施後には事後アンケートを回収し、研修成果の把握に努めた。その結果、研修の満足度は5点満点中平均 4.6 点と高評価を得ており、申請や増進活動の具体化に資する内容であったことが確認された。 具体的には、「多様な立場による議論が有益」「基礎から実践まで理解が深まった」「実習やサイトビジットなど、体験的な学びが実務に役立つ」といった、今後の申請や増進活動の向上につながる評価が得られた。また、追跡アンケートにおいても、「自然共生サイトの申請準備の開始・申請済」、「組織内での情報共有や課題の洗い出し」など研修後に実際の取組として具現化していることが確認された。 加えて、12月からは個別の説明会を希望する企業を募集し、申込のあった3社に訪問して出前説明会を実施し、本社のサステナビリティ担当者だけでなく、全国の事業所担当者に直接リーチすることができた結果、「従業員一人ひとりが申請の流れや重要な観点を共有できた」との評価が得られた（3社81名）。 （資料編 P29_自然共生1ー② 令和7年度研修実績） b Eラーニングの提供 ・制度紹介動画や開催した研修の講義内容の録画動画、生物多様性全般について説明する新規講義動画1本の制作を行い、Eラーニング教材として提供するなど、受講者が時間や地域に制約されずに継続的に学習できる環境を整備した（コンテンツ8本、受講者99名）。 これにより、対面研修に参加できない主体への情報提供と、将来的な申請候補層の裾野拡大を図った。	合計	14 回	641 名	
合計	14 回	641 名						
・有識者マッチング制度に基づく活動実施者に対する有識者紹介件数(新規指標のため実績なし)	(エ)有識者マッチング制度を運用し、増進活動実施計画等の申請に当たって課題を抱える者に対し、課題に応じた有識者を紹介するなど、活動計画の策定に向けた各主体との連携を促進する。	(エ)各主体との連携促進	・有識者マッチング制度に基づく活動実施者に対する有識者紹介件数(新規指標のため実績なし)	(エ) 申請の促進に向けた各主体との連携	a 主務省、地方公共団体、経済団体との連携	制度の円滑な実施を図るため、環境省地域ネイチャーポジティブ推進室との定期会議を実施し、申請案件および業務進捗に関する情報共有を行った。また、農林水産省および国土交通省との意見交換・勉強会等を実施するとともに、手続きの早い段階から両省へ申請案件の情報を共有し、公物管理区域の確認等を行った。	申請の掘り起こしを地域で担う地方環境事務所と、申請者への寄り添い支援および審査を担う ERCA 職員との連携強化を図るため、地方環境事務所等を訪問して意見交換を実施した(10か所)。あわせて、研修開催地等の地方公共団体を訪問し、制度説明および申請促進に向けた協力依頼を行った(23	

	【評価指標1-2-1】 ・ ERCAが開催する技術向上のための研修後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」と回答する研修受講者の割合 当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上(新規指標のため実績なし) 【モニタリング指標】 ・ 優良事例の収集や地方公共団体が選定する生物多様性保全上重要な場等の情報収集、情報提供その他の普及啓発に係る取組状況(新規指	イ ERCAが開催する技術向上のための研修後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上とするとともに、活動の質の向上及び継続性の担保のため、以下の取組を行う。 (ア)地域生物多様性増進活動の技術向上のため、優良事例の収集及び分かりやすい情報提供、研修等の充実を図る。	イ ERCAが開催する技術向上のための研修において提供した情報等の研修受講者による活用状況について、研修受講後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」との回答割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上とするとともに、活動の質の向上及び継続性を担保するために、以下の取組を行う。 (ア) 情報提供、研修・セミナー等の充実 ・ 地域生物多様性増進活動や地域との連携に関する優良事例の収集・地域の生物多様性保全	・ ERCAが開催する技術向上のための研修後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」と回答する研修受講者の割合 当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上(新規指標のため実績なし) ・ 優良事例の収集や地方公共団体が選定する生物多様性保全上重要な場等の情報収集、情報提供その他の普及啓発に係る取組状況(新規指	か所)。 さらに、地域における対面研修・セミナーの開催に当たっては、ERCA ホームページや SNS、WEB 広告による周知に加え、30by30 アライアンスのメールマガジンを通じた発信、開催地の道府県庁からの情報発信、経団連自然保護協議会等からの周知協力を得た。 b 有識者マッチング制度の運営 これから申請を行おうとする主体や、既に認定を受けた自然共生サイトの管理者が、生物調査や管理方法に専門的なアドバイスを求める場合、ERCA から大学教授等生物の専門家を紹介する「有識者マッチング制度」の運営を令和7年4月から開始した。令和7年度は18件の相談を受け付け、このうち5件について有識者とのマッチングが成立した。 相談内容については丁寧な聞き取りを行い、18 件の相談のうち ERCA で回答できる内容や有識者マッチング制度の対象外となる案件については、助言や他制度の紹介を行うなど、申請促進に向けたきめ細かな支援に努めた。 イ ERCA が開催する技術向上のための研修において提供した情報等の研修受講者による活用状況について、研修受講後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」との回答割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上とするとともに、活動の質の向上及び継続性を担保するため、以下の取組を行った。 (ア) 情報提供、研修・セミナー等の充実 a 優良事例の収集・情報発信 増進活動の質の向上を促すモデル事例を創出・横展開することを目的として、旧制度の認定サイトを含め、29 か所の自然共生サイトについてサイトビジットを実施し、事例収集および現地確認を行った。その上で、認定サイトの中から地域	
--	--	---	--	---	---	--

	標のため実績なし)		上重要な場等に関する 情報収集の実施 ・地域の自然環境や生態系タイプに応じた活動手法やモニタリング方法等に関する技術向上研修や情報提供の実施	標のため実績なし)	性や生態系タイプを考慮して5件の事例を選定し、自然共生サイトの活動現場を支える取組の背景や工夫を紹介する認定事例動画および事例集を作成し公開した。 b 見える化システムの充実に向けた情報提供 令和7年6月には、地方公共団体に対し環境省から文書を発出し、見える化サイト上で生物多様性保全上重要な場や生態系ネットワーク構築上重要な場等のGIS検索を可能とすることで、申請者が自然共生サイトの候補地における保護区域の重複状況を分析できるようにすることを目的として、地方公共団体が保有する関連GISデータの提供を呼びかけた。 ERCAにおいては、11自治体から提供を受けた、フォーマットの異なる343件のGISデータを読み込み、見える化システムに登録可能な形式に整理するとともに、利用者に有用な情報(例:当該保護地域を掲載している県のウェブページURL)を属性情報として付加した上で、環境省に提供した。 c 関係団体への講演その他の情報提供 (一社)自然環境共生技術協会や(株)宣伝会議主催のシンポジウム、電機・電子4団体生物多様性ワーキンググループの勉強会、地方公共団体主催の講演会等、計8件に登壇し、自然共生サイト認定制度に関する情報提供および説明を行った。 また、地方公共団体職員を主な読者とする雑誌『ガバナンス』に自然共生サイト制度に関する記事広告を掲載した(3月、5万部)。 さらに、こども霞が関デー及び「きょうと☆生きものフェス!」に出展し、生き物シール・台紙うちわ(計1,000部)を配布するなど、幅広い層に向けた周知活動を実施した。 d 研修・セミナーの充実 地域生物多様性増進活動の技術向上を目的として、能力構築研修(増進活動技術研修および昆虫モニタリング手法研修)を実施した。増進活動技術研修では、順応的管理の考え方や管理計画作成方法の講義、外来種防除の視察を実施、昆虫モニタリング手法研修では、バイトトラップ、スウィーピングによる昆虫採集、同定、標本作成の実践を行った。 一定期間経過後に、能力構築研修受講者41名を対象に受講により得た知識やスキルの活用状況に関する追跡アンケートを行った結果、25名から回答があり、提供した知識・スキルを実際に「活用した」と回答した受講者の割合は100%に達した。研修参加者からは、自身のサイトにおいて、視察した外		
--	-----------	--	--	-----------	--	--	--

	・増進活動実施計画等の認定を受けてから、1年に1度以上活動状況等を情報共有している者の割合(認定を受けてからの期間が1年に満たない者を除く。)(新規指標のため実績なし) ・増進活動実施計画等の認定を受けた活動実施者に対して、ERCAが助言を行った件数(新規指標のため実績なし) ＜目標水準の考え方＞ 我が国全体において地域生物多様性増進活動を促進しネイチャーポジティブを実現するためには、増進活動実施計画等の認定件数の維持・増加及び活動の質の向上が必要である。 このため、評価指標に関する目標水準について、以下の設定とする。 ・増進活動実施計画等の新規申請件数を、当中期目標期間の最終年度までに1,300件以上 ・ERCAが開催する技術向上のための研修後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間	(イ)環境省が整備する「生物多様性見える化システム」を活用し、増進活動実施計画等に基づく活動の実施状況を把握し、継続に課題を抱えている活動実施者に対して課題解決に資する助言を行う等のフォローアップを行う。	(イ)認定後のフォローアップ	・増進活動実施計画等の認定を受けてから、1年に1度以上活動状況等を情報共有している者の割合(認定を受けてからの期間が1年に満たない者を除く。)(新規指標のため実績なし) ・認定後の活動実施者に対する活動継続に関する助言等の実施 ・現場アンケートによる活動実施計画等に基づく活動の実施状況の把握	・増進活動実施計画等の認定を受けてから、1年に1度以上活動状況等を情報共有している者の割合(認定を受けてからの期間が1年に満たない者を除く。)(新規指標のため実績なし) ・増進活動実施計画等の認定を受けた活動実施者に対して、ERCAが助言を行った件数(新規指標のため実績なし) ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	来種の防除方法を取り入れたといった「活動計画・管理の改善・順応的管理に活用した」といった声が聞かれ「研修内容を他者に共有した」など、研修内容が実務に有効に活用されていることが確認された。 (イ) 認定後のフォローアップ 認定後の活動状況を、環境省が整備する生物多様性見える化システムを通じて継続的に把握・共有するため、登録者情報の提出があった認定者に対してログインIDを発行した(228件)。 また、見える化システム上に認定サイトの情報を掲載するため、計画概要、写真、希少種の取扱い等の掲載内容に関するアンケートを実施するとともに、認定サイトのGISデータを整理し、環境省へ情報提供を行った(367件)。 さらに、旧制度からの移行として認定した案件のうち、活動状況の確認や支援が必要と判断されたサイトについて、助言等のフォローアップを行った(27件)。		
--	--	--	----------------	---	---	---	--	--

	中を通じて毎年度80%以上 ＜想定される外部要因＞ 自然災害の発生等により活動の継続に著しい影響を与える事象が発生した場合や、自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) 等の自然関連の情報開示の動向、生物多様性に関する社会的関心の変化等により申請件数が著しく変動した場合、評価において適切に考慮することが必要である。						
--	---	--	--	--	--	--	--

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－３－１	サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、困難度	<重要度：高>SIP は、我が国の未来像である Society5.0 の実現を目指した科学技術イノベーションに係る国家プロジェクトであり、サーキュラーエコノミーシステムの構築は我が国の持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を目指す上で極めて重要であるため。 <困難度：高>プラスチックのサーキュラーエコノミーの実現に向けては、デジタル情報を用いて多様なステークホルダーが関与するバリューチェーンの構築が必要であるとともに、これを社会に定着させるため、再生材の利用に向けた事業者、消費者等の行動変容が不可欠であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9．環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 9－6．環境問題に関する調査・研究・技術開発 (予算事業 ID：000140)

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
<評価指標>								予算額（千円）	6, 855, 020	7, 288, 752			
プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標の進展状況（見通しを含む）	XRL による進捗評価及びガバニングボードによるプログラム評価		ガバニングボードによる評価：S 評価	ガバニングボードによる評価：A＋				決算額（千円）	7, 072, 118	7, 378, 739			
<モニタリング指標>								経常費用（千円）	7, 047, 924	7, 288, 757			
戦略及び開発計画に示すアウトカムに貢献する MVP（実用最小限の試作製品）の開発、社会実装に向けた研究成果の創出数（新規指標のため実績なし）		<令和5年度>研究成果数：実績なし	4 テーマ（情報流通プラットフォーム開発、ガイドライン0次版、自動車部品開発、再生材データバンク）	4 テーマ（自動車部品（外装）、情報流通プラットフォーム実証試験、再生材データバンク実験・解析ガイドライン及び自動車コンソーシアムでの活用、自動車部品適用マッピング）				経常利益（千円）	61, 712	188, 018			

	全体進捗会議、PD・PM 面談の実施回数(新規指標のため実績なし)		<令和5年度> コアメンバー会議：25回 全体会議：1回 サブ課題ミーティング：0回	コアメンバー会議：24回 全体会議：2回 (4月、10月) サブ課題ミーティング：3課題×2回	コアメンバー会議：21回 全体会議：2回 (4月、10月) サブ課題ミーティング：3課題×1回 社会実装計画TF：3回					行政コスト(千円)	7,047,936	7,288,757			
	知的財産支援・特許活用に向けた活動の成果		<令和5年度> 知的財産出願件数：4件	<令和6年度> 知的財産出願件数：17件	<令和7年度> 知的財産出願件数：8件					従事人員数	20	20			
	イベント、HP等における研究成果の周知回数(新規指標のため実績なし)		<令和5年度> イベント：2回 情報発信：50件	イベント：4回 情報発信：68件	イベント：4回 情報発信：58件										
	関係府省の研究開発、政策への橋渡しに向けた活動の成果		BRIDGE 件数：2件	BRIDGE 件数：3件	BRIDGE 件数：3件 環境省受託事業：1件										
	研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況		説明会の開催：1回／年 実地検査の実施：初年度のため0件	説明会の開催：1回 実地検査の実施：21件	説明会の開催：1回 実地検査の実施：件：36件										

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	① サーキュラーエコノミー(戦略的イノベーション創造プログラム等)に関する研究推進 【評価指標1-3-1】 ・プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標の進展状況（見通しを含む）	① サーキュラーエコノミー(戦略的イノベーション創造プログラム等)に関する研究推進 ア プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標を進展させるために、以下の取組を行う。	① サーキュラーエコノミー(戦略的イノベーション創造プログラム等)に関する研究推進 ア プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標を進展させるために、PDとの連携のもと以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標の進展状況（見通しを含む）	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定： S 令和5年度から開始したSIP-CEは、内閣府が進めるプログラムで、Society5.0の実現に向けてバックキャストにより、社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重要な課題を設定し、府省連携、産学官連携により、基礎研究から社会実装までを見据えて一貫通貫で研究開発を推進するものである。その評価は、毎年度、内閣府に設置される「ガバニングボード」において行われており、令和6年度には「プラスチック情報流通プラットフォーム構築に関するガイドラインを作成・公表することによる欧州 ELV 規則案への対応や、自動車メーカー（OEM）の巻き込み、プラスチック再生材が自動車部品として使える可能性を示したこと」が前倒しで具体的な評価をあげていると評価され、S評価を獲得した（予算は前年ほぼ同額）。SIPは、内閣府において、「ミッション志向型のアジャイルな開発モデル」として、技術開発や事業環境の変化に応じて目標を機動的に変化させて進めていくこととされており、令和7年度は、中期目標における所期の目標を踏まえつつ、内閣府ガバニングボードにより評価された ELV 規則案への対応の加速、プラスチック情報流通プラットフォームの社会実装に向けた検証を中心に研究計画を推進した。令和7年度の成果としては、以下の量・質からの観点により S 評価と判断する。 【量的】 令和7年度ガバニングボード評価で、160 点満点中 128 点と高く評価され、全 14 課題中上位 5 課題に入るA＋評価（A＋評価は 128 点以上）を獲得。 【質的】 ・全 27 社が参加し PLA-NETJ の実証試験、再生材を用いた内外装の自動車部品開発及び再生材の由来と自動車部品の使用用途のマッピング、WBCSD 等を通じた SIP-CE の成果の海外への展開等、2 年目に出た成果を加速化し、社会実装に向けた成果を提示した。またこのことが昨年度に引き続きガバニングボード評価で高く評価され予算増も認められた。 ・令和7年度はSIP第3期の中間年度にあたり、例年実施する年度評価（ピアレビュー評価）のみでなく、ユーザーレビュー評価及びステージゲート評価と複数の評価を実施する必要がある中、研究推進法人のマネジメント能力を発揮	＜評定＞ S	評定	S
							＜評定に至った理由＞ 令和6年度のガバニングボードにおいて高く評価された点を踏まえ、ELV 規則案への対応の加速、プラスチック情報流通プラットフォームの社会実装に向けた検証を中心に据える等、技術開発や事業環境の変化に応じた機動的な研究開発を推進し、プラスチック情報流通プラットフォームの実証や再生材を用いた自動車部品開発、成果の海外展開等、社会実装に向けた成果を提示した。 また、令和7年度はSIP第3期課題の中間年度であり、例年実施する年度評価（ピアレビュー評価）に加え、ユーザーレビュー評価やステージゲート評価等の複数評価に対応する必要がある、例年以上にマネジメント力が求められる年度であったが、これまでの業務経験を活かし、社会実装の出口の観点から参画機関をグルーピングし計画を取りまとめる、見直しや中止となる研究課題も考慮した前倒しのスケジュール設定を行う等のマネジメントを実施、PD による全体統率に大きく貢献しており、研究推進法人としての役割を十分に果たした。 令和7年度のガバニングボードにおいても成果やマネジメントについて高く評価されており、SIP第3期全14課題中でも上位のA＋評価を獲得したため、S評価が妥当と判断する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及		

	【モニタリング指標】 ・戦略及び開発計画に示すアウトカムに貢献するMVP（実用最小限の試作製品）の開発、社会実装に向けた研究成果の創出数(新規指標のため実績なし) ・全体進捗会議、PD・PM面談の実施回数(新規指標のため実績なし)	（ア）戦略及び開発計画に示すミッションを達成するため、PDの指導のもと、研究開発テーマの実施支援などマネジメント業務を行う。	（ア）SIPに参画する全研究開発テーマについて、月報の提出及びそれに対するコメント、年4回程度のPD面談、PD等の関係者も同行したサイトビジットを通じて進捗管理、研究開発テーマの実施支援を行う。 また、年2回の全体会合によりSIP参画機関全体の認識を合わせ、連携を促進する。さらに、個別の研究開発テーマ(16課題)について、内閣府の提示する5つの視点(技術、事業、制度、社会的受容性、人材(育成))等を基準とし、ピアレビュー委員会等を通じた進捗評価を行う。特に、中間年度にあたる令和7年度においては、毎年度開催するピアレビュー委員会に加え、ユーザーレビュー委員会及びステージゲート委員会の2つの委員会を追加で開催し、社会実装に向け	戦略及び開発計画に示すアウトカムに貢献するMVP（実用最小限の試作製品）の開発、社会実装に向けた研究成果の創出数(新規指標のため実績なし)	・令和7年度は、内閣府の指示及びPDの判断に基づき、再生材を用いた社会実装モデル（MVP）を加速するため、昨年度の再生材を用いた自動車内装部品開発に加え、外装部品の開発に着手する。また、自動車分野のみでなく、家電分野での再生材の活用にも着手し社会実装モデルを生み出す。それに向け、4月より公募を開始し、新たに自動車部品のTier1企業（ホンダ系、日産系、マツダ系）が8月より4社（ダイキョーニシカワ（株）、森六（株）、サカエ理工工業（株）、ユニブレス（株））自動車部品開発に、1社（パナソニック（株））が家電製品分野での研究開発に参画することとなった。今年度は、再生材の由来（容器包装由来、衣装ケース由来等）と自動車部品への使用用途のマッピング（もしくは自動車用途以外向け等）を行い、収集すべき使用済みプラスチックの候補を探索し、ELV規則案に対応した供給プランの検討を行った。 ・令和7年度はSIP第3期の中間年度にあたることから、ステージゲートを設置し、研究開発の取捨選択を実施することが内閣府より求められている。そのため、6月より参画機関を社会実装の出口単位に分けてチームを編成し社会実装計画のとりまとめを行い、ステージゲートに向けた準備を進めた。 また、ステージゲートにおいて研究の見直し・中止となる研究課題のことも考慮し、例年より評価スケジュールを前倒しし、8月にピアレビュー（技術面）とユーザーレビュー（社会実装計画の妥当性）、10月にそれら2つのレビューを照らし合わせたステージゲート委員会を開催した。 ・11月～12月にかけて令和7年度のPD自己点検やステージゲート評価結果のとりまとめ実施し、令和7年度評価及び令和8年度予算要求に向けた資料作成を実施した。1月26日のSIP総括チームによるヒアリング及び2月19日のガバニングボードヒアリングを経て、令和7年度評価結果が示されるととも	し、個別の研究テーマを社会課題毎にグルーピングし、それぞれで社会実装に向けた計画をとりまとめるなどの創意工夫を加えた運用を行い、PDによるマネジメントに大きく貢献し、内閣府ガバニングボードから「対応も適切」との評価を得た。 ・環境省の自動車コンソーシアムや経済産業省のCPsとの連携など、SIPの研究推進法人としての経験を活かした取組や情報提供を自主的に行うことにより、サーキュラーエコノミーに係る各省の施策・制度設計に対して貢献した。 詳細は以下のとおり。 （1）社会実装につながる研究成果の提示 令和7年度は、昨年度に引き続 ELV 規則案への対応のための再生材自動車部品（内装・外装）の試作と再生材原料毎の利用可否を整理した自動車部品マッピングを作成し、幅広い原料の利用可能性を示し、再生材から自動車向け再生プラスチックを生み出すモデル（X to Car モデル）の検証を加速させた。 また、再生材自動車部品開発と連動してリサイクラー、コンパウンダー、自動車部品メーカーが実際のデータを入力し、PLA-NETJ の検証を行った。SIP 参画機関及び外部協力機関含め、全27社、データ項目数約8,000件の検証を行った。 さらに、再生材の物性情報を集めた再生材データバンクにおいては、10,000件を超えるデータを蓄積するとともに実験・解析ガイドラインの初版を11月に公表するなど、再生材のグレーディング手法の体系化を行っている。 社会的受容性の向上に向けた具体的な取り組みとしては、参画企業によるプラスチック資源回収を実施し、自治体と連携して資源回収ステーションの数を大幅に増やした（現在72か所）。また、メニコンが主導するコンタクトレンズケースの回収プロジェクト（1Case プロジェクト）を中心に、消費者に認知される再生材原料回収の取組も推進している（協力店舗数全国973拠点）。 内閣府のガバニングボード評価においては、中間年度評価を適切に実施し社会実装に向けた研究開発の進展があることが認められ、昨年度に引き続き全14課題中上位5位以内に入るA+評価を得ることができ、令和8年度内示額においても前年度比約1.3億円増の17.59億円と3年連続で増額評価をされるなど高評価を得られている。	び改善方策> SIP 第3期課題は令和9年度に終了となり、成果の社会実装が求められてくるところ、引き続き環境省の関係課室等とも密に連携し、研究開発を加速いただきたい。 <その他事項>
--	--	---	---	--	---	---	---

			た計画や研究テーマの継続の可否を審査する。		に令和8年度予算が内示された。その結果、全14課題中上位5課題に入るA+評価を獲得し、令和8年度予算内示額は前年度約1.3億円増の17.59億円となった。また、予算内示の際に「外部の情勢、各課題の進捗状況を踏まえたテーマ変更やスピニアウトの判断など、適宜、適切な判断をしており、PDのマネジメント、ステージゲートへの対応も適切であり、「X to Car」や「X to 家電」の社会実装も期待できる。」とのコメントをいただいた。 ・12月にPD、内閣府、SIP参画機関等と共に欧州の関係機関（WBCSD、欧州委員会環境総局等）を訪問し、SIP成果の発信と意見交換を実施。引き続き、WBCSDが開発したGCP（グローバル循環プロトコル）とSIP成果の連携に向けた協議を継続することとなった。 ・1月以降、SIP内外の機関の協力のもと、プラスチック情報流通プラットフォーム（PLA-NETJ）へ実際のデータを入力する実証試験を実施。動静脈企業全27社、データ項目数約8,000件の検証を行った。 ・2月から3月にかけては、ステージゲート通過後の研究体制の見直しに伴い契約変更が発生するため、契約変更手続き並びに研究を終了する課題については、資産の取り扱いを含め適切に対応した。 （資料編 P30_SIP1 令和7年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針） （資料編 P33_SIP2 令和8年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針） （資料編 P36_SIP3 SIP第3期課題中間評価／令和8年度予算配分（案）について）	ガバニングボード評価という量的側面、社会実装の形を早く提示したという質的な面からも顕著な成果が得られたものと考えている。 （2）PD マネジメントに対する貢献 本 SIP における研究推進法人として、3つのサブ課題、21 のプロジェクトに関わる府省庁、企業、大学、団体等の機関と調整を行い、昨年度と同程度あるいはそれを上回る回数の、コアメンバー会議（21 回）、全体会議（2 回）、サブ課題ミーティング（サブ課題毎に1 回）、社会実装計画策定に向けた検討 TF（3 回）、PD 面談、ピアレビュー、ユーザーレビュー、ステージゲート評価等の中間年度評価を運営し、PD、サブ PD、関係省庁、昨年度より数が増加した参画機関等が連携するにあたっての橋渡しを行い、PD がリーダーシップを発揮して全体を統率することに大きく貢献した。 加えて、PD 自己点検や中間年度評価においても、内閣府の評価基準を踏まえた効果的な説明の検討、PD の意向を反映させた資料作成を実施するなど、創意工夫を加えた運営を行うことにより、ガバニングボードの高評価につながるなど、質的な面で顕著な貢献を果たしたと考える。 （3）研究成果等の周知 SIP-CE で得られた成果の普及及び社会実装を目的として ERCA の Web サイトや X を通じた情報発信を積極的に行うとともに著名なアナウンサーとサブ PD との対談動画（2 本）を YouTube 配信した。また、ERCA 主催の公開シンポジウムを開催やサーキュラー・エコノミーEXPO への出展を通じて普及啓発を行った。9 月には高分子学会との共催によるサーキュラーエコノミーの国際シンポジウムを開催、12 月には SIP-CE に関する情報発信及び海外との連携構築を目的に WBCSD、欧州委員会環境総局等に PD 及び内閣府と共に訪問し、2026 年4月に開催される WBCSD の年次総会において SIP-CE の取組を紹介する機会を得るなど国際展開も進めている。 研究推進法人として、内容に工夫を凝らし、各種イベントでの SIP 成果の展示、海外への情報発信を行ったことは質的な面で高い成果を得られたと考える。 （4）SIP と環境施策との連携 SIP の研究成果と環境施策の橋渡しのため、ERCA が研究推進法人の役割を担い、令和7年度 BRIDGE「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネ
				全体進捗会議、PD・PM面談の実施回数(新規指標のため実績なし)	・PD、サブPD、内閣府の参加するコアメンバー会議を隔週で開催（21回）し、マネジメントに関する相談や研究開発の方針決定を行った。 ・4、5月にかけてサブ課題ミーティング（全3回）及び全体会議（1 回）を開催し、各研究テーマの進捗状況及び令和7年度のSIPサーキュラーエコノミーシステムの構築（以下「SIP-CE」という。）の方針を共有した。10月に今年度2回目の全体会議を開催し、進捗状況の共有を図った。 ・11月には内閣府向けのサイトビジット（(株) 富山環境整備）を開催。プラスチックリサイクルに関する現場及び研究成果を共有し内閣府のSIP-CEへの理解度を高めた。 ・中間年度の社会実装計画のとりまとめに向けては、6月～7月にかけてデータ基盤、回収・選別、自動車部品開発の3チームに分けた社会実装計画タスクフォースを計3回開催。	

	・イベント、HP等における研究成果の周知回数（新規指標のため実績なし） ・関係府省の研究開発、政策への橋渡しに向けた活動の成果	（イ）研究開発で得られた成果を広く周知するとともに、関係府省の研究開発や政策に橋渡しするなど、研究成果の最大化に努める。	（イ）年1回、ERCA主催で一般参加者向けのシンポジウムを開催し、SIP成果の情報発信を行うとともに、内閣府が主催するSIPイベントにおいて研究成果を発信する。また、サーキュラーエコノミーに関する対談動画やSIPに関する研究成果等のX（旧Twitter）による情報発信を行う。 また、SIP成果を関係省庁の政策に反映するため、関係省庁と連携し、社会的なニーズに基づく提案を実施するとともに、SIP成果の国際標準化等に向けて、環境省施策やBRIDGE等と連携し成果の最大化を図る。	イベント、HP等における研究成果の周知回数（新規指標のため実績なし） 関係府省の研究開発、政策への橋渡しに向けた活動の成果	・SIP-CE及びサーキュラーエコノミーに関する情報発信を目的に、Xによる定期的な情報発信を開始した（54件）。 ・読売新聞に伊藤PDが取材を受け、SIP-CEの取組が掲載（5月17日）されるなど、研究成果の発信が進んでいる。 ・SIP参画機関へはSIPの取組の積極的な発信も依頼している。結果として、58件の情報発信があった。 ・6月に八木亜希子アナウンサーとサブPDとの対談動画の撮影を実施、7月より機構YouTubeにて公開した。また、9月に高分子学会と共催で、サーキュラーエコノミーに関する国際シンポジウムを開催、1月にERCA主催の公開シンポジウムの開催、3月にサーキュラー・エコノミーEXPOへ出展する等、サーキュラーエコノミーが普及するようなイベント開催やコンテンツ制作を行った。 ・SIP-CEの成果の1つである再生材データバンクを用いたグレーディング手法を社会実装する取組の一環として、環境省の主導する自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム（以下「自動車コンソーシアム」という。）の令和6年度補正予算事業「国内における自動車向け再生プラスチックの品質評価業務」を東北大と連携して受託。再生材ペレットを約100サンプル収集し、SIPで研究開発する再生材データバンクの手法を用いた品質評価業務を実施。12月末時点でサンプル収集を完了し、東北大と連携したサンプル収集と分析に係る報告書のとりまとめを実施した。 ・昨年度に引き続き、経済産業省のサーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ（以下「CPs」という。）の静脈サブWGに参加。PLA-NETJの活用について、関係省庁の施策との連携に向けた検討を進めている。 ・令和6年度から開始したBRIDGE「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業」、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業」、「バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化」の3施策（合計3.8億円）については令和7年度も継続実施。研究開発型BRIDGE（「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業（施策1）」）においては、令和7年度は事業の最終年度であったが、ネイチャーフットプリントの開発及びネイチャーフットプリントのケーススタディ分析をまとめた金	イチャーフットプリントの開発と実証事業」、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業」、「バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化」の3施策（合計3.8億円）を環境省と連携の上、新たに実施した。結果として、研究開発型のBRIDGEプログラム「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業」においては、令和7年度で約1.5年間の事業が終了となり年度末評価資料をとりまとめ内閣府に提出した。最終的な内閣府による評価は令和8年度の7月予定で実施される。ネイチャーフットプリントの開発においては、ネイチャーフットプリント ver.1を完成し、LCAソフトウェアへの実装を予定している。更に20社以上の製造業者等に対して、ネイチャーフットプリントの実証試験を実施し、そのケーススタディを分析・整理を行い、金融機関向けのガイダンスペーパーとして公表を達成した。また、システム改革型のBRIDGEプログラム2施策のうち、「バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化」の予算査定において満額査定の高い評価を得ることができた（2施策合計3.1億円）。残る「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業」を含め、ERCAが関与するBRIDGEプログラムについては全て令和8年度も継続することとなり、SIPの経験や競争的研究費のノウハウを活用した研究マネジメントで貢献することができた。 また、経済産業省の主導するCPsの静脈サブWGにおいても、SIP-CEとして出席し、PLA-NETJがユースケースとして取り上げられ、製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム（CMP）やリサイクルマネジメント情報プラットフォーム（RMP）との連携に向けた検討が進んでいる。 加えて、SIP-CEの成果の1つである再生材データバンクを用いたグレーディング手法を社会実装する取組の一環として、環境省の自動車コンソーシアムのWG2において実施する「自動車向け再生プラスチックの品質評価業務」を東北大と連携して受託し、100種の再生材サンプルを収集・分析しグレーディングを行った。当該業務においては、ERCAはSIP研究推進法人としての経験を活かし、容器包装リサイクル、家電リサイクル、建設リサイクル、一般廃棄物、産業廃棄物由来のサンプルを広く収集を行い、東北大学による分析結果を基に、自動車部品に適用可能な再生材の供給可能
--	---	---	---	---	---	--

	・知的財産支援・特許活用に向けた活動の成果	（ウ）知財委員会を設置し、研究機関から提出される知的財産等を適切に管理するとともに、その活用に向けた取組を行う。	（ウ）SIP参画機関からの要請に応じて、適宜知財委員会を開催するとともに、SIP参画機関全体でデータ連携や研究開発テーマ間の連携を促進するため、知財に関する全体の合意書を結ぶ。	知的財産支援・特許活用に向けた活動の成果	融機関向けのガイドンスの公表を達成した。また、１月26日には、内閣府による年度末評価が行われ、システム改革型BRIDGEの２施策（「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業（施策２）」及び「バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化（施策３）」）においては、両施策とも令和８年度の事業継続が承認された。次年度予算要求の結果、継続２施策で3.1億円が配分された。なお、施策３については、予算要求満額の評価を得た。	性を検証した。再生材の自動車部品への利用可能性をリサイクラーの業界団体や日本自動車部品工業会等と意見交換をしつつ取りまとめ、再生材利活用に関する報告書を取りまとめた。 BRIDGE の実施に加え、自動車向け再生プラスチックの品質評価業務を実施するなど、SIP-CE の研究成果を社会実装につなげるための自主的な取組を行っており、ERCA の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を質的に上回る顕著な成果が得られたものと考えている。	
	・研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況	（エ）研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び会計事務担当者向けの説明会を実施する。	（エ）研究課題の研究者及び会計事務担当者に対し、研究費の使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るための説明会を、外部講師も招いて実施する。	研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	・SIP参画企業間の連携を加速するため、下半期において公募により８月から追加された参画機関を新たに追加し知財合意書を締結した（令和７年度末時点：52機関）。 ・令和７年度知財出願実績は８件で、プラスチックの選別処理システム及び選別方法に関する内容等となっている。高品質な再生プラスチック原材料が高精度かつ効率的に選別可能となり、SIP-CEの協調技術とすることにより、SIP-CEへの貢献が期待できる。また、技術が使用されていることが明確に分かり、特許取得による権利侵害の特定が容易。そのため、海外における模倣や権利侵害のリスクを抑制し、日本独自の高品質選別技術として国際的な競争力を確保することが期待できる。	以上、全体として、ERCA の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果であると考えているため「Ｓ」評価と判断する。 ＜課題と対応＞ ○ SIP 第３期も残り２年となることから、制度設計や政策提言につながるよう、社会実装を見据えた形で SIP 成果を取りまとめる。 ○ ELV 規則案対応として自動車産業においては PCR 由来の再生材需要が切迫していることから、容器包装リサイクル由来の再生材に着目した使いこなし技術を開発する。また、自動車部品に利用できない再生材であっても利用可能性を広げるため、家電分野での再生材活用の検討を加速する。	
	＜目標水準の考え方＞ SIPの戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標で設定したサブ課題ごとのKPIを参考にする設	（オ）研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地での検査（実地検査）を行	（オ）研究機関における研究費の適正な執行確認と適正執行に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地での検査（以下「実地検査」		・研究機関における適正な研究費執行の確認と、適正執行に向けた指導のための実地検査について、全ての研究課題について、研究期間中に最低１回は行う（研究が単年度の場合は翌年度に実施）という年度計画のもと、令和７年度の実地検査計画を策定した。大学等の研究機関については、他の競争的研究費で一定の事務処理経験があるため、令和７年度にお		

	定とする。 ＜想定される外部要因＞ 戦略及び開発計画に示すミッション、ロードマップ、テーマの各段階での進捗状況や経済社会情勢の変化等を踏まえ、計画・テーマ設定がアジャイルに見直しが行われることから、評価において適切に考慮することが必要である。	う。	という。）を行う。実地検査は、全ての研究課題について、計画的に研究期間中に最低1回は行う。		いても民間企業を中心に36件（39課題）を実施し、計画したすべての実地検査を計画通り終了した。経費として認められない支出のあった一部の機関については、返還手続きを行い返還させた。		
--	---	----	---	--	---	--	--

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3－2	環境研究総合推進費による研究推進		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞推進費においては、毎年度の環境政策のニーズに応じた研究を実施することとしており、その研究成果の社会実装は、環境政策の推進において極めて重要であるため。 ＜困難度：高＞ERCA の限られた体制の中で、若手研究者や人文社会科学分野を含む幅広い分野の研究者に対する、応募件数の増加のための周知の拡大や、研究成果の質の向上のための伴走支援の強化を図るとともに、研究成果の政策への反映・事業化のために多様な関係者に対する働きかけの強化を図らなければ、目標の達成が困難であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 9－6. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 （予算事業 ID： 018757）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	6, 855, 020	7, 228, 752			
高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保 319 件／年（前中期目標期間の実績平均値：319 件／年）		前中期目標期間の実績平均値：319 件／年	450 件	546 件				決算額（千円）	7, 072, 118	7, 378, 739			
人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の確保の状況		—	—	—				経常費用（千円）	7, 047, 924	7, 288, 757			
研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（5 段階中上位 2 段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程度を		前中期目標期間実績：平均 93%	96%	91%				経常利益（千円）	61, 712	188, 018			

	確保 平均 93% (前中期目標期間実績：平均 93%)													
	研究期間終了 3年後の追跡評価における推進 費研究成果（革 新 型 研 究 開 発 (若手枠)を除く。)の社会実装 率(法令、行政計画、報告書等に 反映された研究課題の割合)に ついて前中期目 標期間の水準以 上を確保 68% (前中期目標期 間平均：68%)		前中期目標期間平 均：68%	70%	73%					行政コスト(千円)	7,047,936	7,288,757		
	＜モニタリング指標＞									従事人員数	20	20		
	公募に関する 説明会等の回数 (前中期目標期 間実績平均※： 全体説明会 2 回 ／年、個別相談会 39 回／年)		前中期目標期間実績 平均：全体説明会 2 回／年、個別相談会 39 回／年	全体説明会 2 回、 個別相談会 66 回	全体説明会 2 回、 個別相談会 84 回									
	環境省への行 政ニーズ策定の ための情報提供 の状況		—	—	—									
	革新型研究開 発(若手枠)の採 択件数(前中期 目標期間実績平 均：15 件／年)		前中期目標期間実績 平均：15 件／年	32 件	32 件									
	研究機関から の知的財産出願 通知書提出件数 (前中期目標期 間実績平均：11 件／年)	—	令和 5 年度実績：20 件	28 件	28 件									
	社会実装支援 の実施状況		—	—	—									
	イベント、HP 等における研究 成果の周知回数 (前中期目標期 間実績平均：イ ベント開催数 3 回／年、HP 周知 回数 30 回／年)		前中期目標期間実績 平均：イベント開催 数 3 回／年、HP 周知 回数 30 回／年	イベント開催数 5 回、HP 周知回数 43 回	イベント開催数 4 回、 HP 周知回数 42 回									
	研究費の適正 執行及び研究不 正の防止に向けた 取組状況	—	事務処理説明会の開 催：1 回／年 令和 5 年度実地検査 課題数：59 課題	1 回 73 課題	1 回 93 課題									

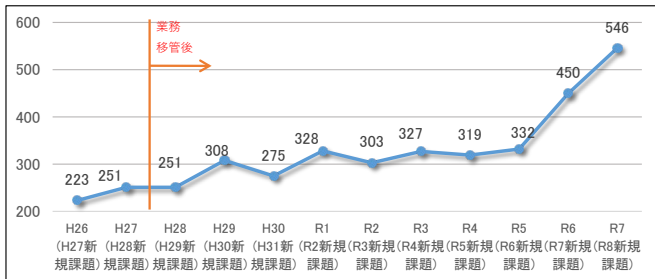
※公募に関する説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大により開催方法を変更したため、直近 2 年間の実績平均とした。

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	② 環境研究総合推進費 による研究推進	② 環境研究総合推進費 による研究推進	② 環境研究総合推進費 による研究推進	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 以下の量的及び質的観点から、本項目の業務実績は、中期計画における目標を量的・質的に大きく上回る水準に達しており、評定をSとする。 【量的】 ・令和8年度新規課題公募においては、効果的な広報の継続実施、公募説明会・個別相談会の充実、研究者及び大学URA等との連携強化、申請手続に係る運用面での改善などを一体的に実施した結果、546件の応募を獲得し、前中期目標期間の実績平均値（319件）に対して171％（＋71％）という水準を達成した。これは、高い研究レベルを確保するために必要な競争環境の形成という観点からも、想定を大きく上回る成果となっている。 ・革新型研究開発（若手枠）についても、人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者に対する重点的な周知や、申請・審査に係る負担軽減策を継続的に実施した結果、149件の応募を獲得した。これは、前中期計画期間最終年度（52件）と比較して約3倍に相当し、若手研究者の新規参入が想定を大きく上回る水準で進展した。 ・研究成果の社会実装については、研究終了3年後の追跡調査において、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映への反映率が73％となり、前中期目標期間実績平均値（68％）を上回る水準を確保している。 【質的】 ・本項目は、＜重要度：高＞かつ＜困難度：高＞と設定されている中、前中期目標期間を大きく上回る応募件数に対応しながら、公募、審査、研究管理及び社会実装支援に係る各業務を滞りなく実施するとともに、若手研究者支援や政策反映支援など重点的な取組も並行して進めた。 ・環境問題対応型研究（技術実証型）及び次世代事業において「社会実装ロードマップ」を導入し、申請段階から研究成果の社会実装を意識した研究計画の具体化を促進したことに加え、政策決定者向けサマリーの活用や、PO及び社会実装支援コーディネーターによる研究成果の橋渡しを通じて、政策反映及び社会実装に向けた取組を着実に進めた。 ・国際フォーラム（ISAP2025）でのテーマセッション開催、若手研究者による成果発表会の継続開催などにより、国内	評定	S
							＜評定に至った理由＞ 以下の理由により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、S評価とする。 量的指標において、令和8年度新規課題公募の応募件数は目標を大幅に上回る546件（前中期目標期間の実績平均値319件比の達成率171％）、令和6年度終了課題の事後評価については、上位2段階（S、A評価）の比率は91％（64／70 課題、前中期目標期間実績平均値93％比の達成率97.8％）、研究終了3年後の追跡調査の指標については73％（24/33 課題、前中期目標期間実績平均値68％比の達成率107.4％）を確保した。 質的には、自主的な創意工夫として、推進費の周知強化および応募に関する阻害要因等を調査するため、全国の大学および研究機関のURA・研究者・事務職員等と意見交換を行うとともに、若手研究者の負担軽減策を実施し、これらの取組の結果、革新型研究開発（若手枠）への応募は149件と、前中期計画期間最終年度（52件）から約3倍に増加となった。 知的財産に係る取組としては、大学等の技術シーズの産学連携を加速させるため、知財アドバイザーと職員で構成する「産学連携支援手法検討会」を新たに設置し、機構として産学連携の具体的な事例を蓄積しながら、支援の取	

	【評価指標1-3-2】 ・高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保 319 件／年（前中期目標期間の実績平均値：319件／年）	ア 高い研究レベルが確保できるよう、前中期目標期間中の水準319件／年以上の応募件数を確保するために、以下の取組を行う。	ア 高い研究レベルを確保するため、前中期目標期間中の水準以上の応募件数を確保するために、以下の取組を行う。	高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保（前中期目標期間の実績平均値：319件／年）	ア 前中期目標期間の水準以上の応募件数を確保（実績平均値：319 件） 令和7年9月8日から10月10日まで、令和8年度新規課題の公募をした結果、546 件（戦略研究プロジェクトを除く）の申請があり、前中期目標期間の実績平均値（319 件）から71%増加となった。 令和8年度新規課題の公募は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月環境大臣決定）で示された5つの研究領域とそれらに対応する重点課題を提示し、公募を行った。複雑化した社会問題を解決するに当たっては、自然科学のみならず人文・社会科学を含めたさまざまな分野の専門家を巻き込んだ取組が重要であるため、令和8年度新規課題公募では、特に提案を求める研究課題として、「人文・社会科学分野の研究課題」、「自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の知見を総合的に活用した研究課題」、「従来、環境分野として捉えられてきたテーマを超えた政策課題の解決にも貢献するような研究課題」を設定した。 審査の結果、環境問題対応型研究・次世代事業 41 件、革新型研究開発（若手枠） 32 件、戦略的研究開発（Ⅰ）1 プロジェクト（9 サブテーマ）、戦略的研究開発（Ⅱ）1 プロジェクト（8 サブテーマ）を採択した。 （図）新規課題公募申請件数の推移  <table><tr><th>年度</th><th>申請件数</th></tr><tr><td>H26 (H27新規規課題)</td><td>223</td></tr><tr><td>H27 (H28新規規課題)</td><td>251</td></tr><tr><td>H28 (H29新規規課題)</td><td>251</td></tr><tr><td>H29 (H30新規規課題)</td><td>308</td></tr><tr><td>H30 (H31新規規課題)</td><td>275</td></tr><tr><td>R1 (R2新規規課題)</td><td>328</td></tr><tr><td>R2 (R3新規規課題)</td><td>303</td></tr><tr><td>R3 (R4新規規課題)</td><td>327</td></tr><tr><td>R4 (R5新規規課題)</td><td>319</td></tr><tr><td>R5 (R6新規規課題)</td><td>332</td></tr><tr><td>R6 (R7新規規課題)</td><td>450</td></tr><tr><td>R7 (R8新規規課題)</td><td>546</td></tr></table>	年度	申請件数	H26 (H27新規規課題)	223	H27 (H28新規規課題)	251	H28 (H29新規規課題)	251	H29 (H30新規規課題)	308	H30 (H31新規規課題)	275	R1 (R2新規規課題)	328	R2 (R3新規規課題)	303	R3 (R4新規規課題)	327	R4 (R5新規規課題)	319	R5 (R6新規規課題)	332	R6 (R7新規規課題)	450	R7 (R8新規規課題)	546	外への研究成果の発信を強化した。併せて、Web、SNS、メールマガジンを活用した情報発信により、研究成果の認知度向上を図った。 ・事後評価においては、全課題がS～B 評価を獲得しており、研究成果の質は引き続き高い水準で安定している。 ・研究終了3年後の追跡調査対象課題については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定、地球温暖化対策計画の見直し、水質環境基準（生活環境項目）の見直し、災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤（D.Chem-Core）への活用など、複数の環境政策・制度に研究成果が反映されている事例が確認されている。 詳細は以下のとおり。 （1）公募の応募件数 公募に関する広報について、環境省と連携したオンライン公募説明会を年2回開催するとともに、PO 及び ERCA 職員によるオンライン個別相談会を年間を通じて 84 回実施した。加えて、大学 URA や研究機関の研究推進部門との連携を強化するため、（一社）リサーチ・アドミニストレーション協議会と連携した URA 向け説明会を開催したほか、過去の応募・採択状況を分析した上で大学・研究機関を訪問し、研究者・事務担当者との意見交換を行った。 さらに、研究経費の積算内訳書について、自動計算機能等を備えた Excel 様式を導入するなど、申請時の記載誤り防止と研究者の事務負担軽減を図った。応募件数の増加を見据え、評価委員体制の強化を行い、専門分野の偏りを補いつつ、適正かつ公平な審査体制を整備した。 これらの取組の結果、令和8年度新規課題公募における応募件数は546 件となり、前中期目標期間の実績平均値(319 件)を 71%上回る成果を達成し、高い研究レベルを確保するための競争環境を創出した。 複雑化した社会問題を解決するに当たっては、自然科学のみならず人文・社会科学を含めたさまざまな分野の専門家を巻き込んだ研究開発が重要であるため、令和8年度新規課題の公募において、「自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の知見を総合的に活用した研究課題」、「従来の環境分野の枠を超えた政策課題の解決に貢献する研究課題」を特に提案を求める研究課題として設定した。 また、技術開発課題の社会実装を一層促進するため、環境問題対応型研究（技術実証型）及び次世代事業において、新	組の定着に向けた体制が整備された。さらに研究管理を行う PO に加え、社会実装支援コーディネーターを配置し、2 人体制で研究支援と社会実装支援（特許取得支援や企業とのマッチング支援）を充実させた。令和7年度の知的財産出願件数は28 件であり、前中期計画期間平均件数11 件と比較し2.5 倍に増加している。 環境政策への貢献については、追跡調査を行った調査対象33 課題においては、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定、地球温暖化対策計画の見直し、水質環境基準（生活環境項目）の見直し、災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤（D.Chem-Core）への活用などがあり、目標策定時に想定した以上の政策実現に寄与したものと評価する。加えて、世界遺産条約に基づく世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の保全管理として奄美大島で環境省が行うマングース防除の取組において、マングースの根絶宣言の根拠として活用されるなど、質的視点からも重要度及び困難度の高い目標を達成したものと評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き工夫を重ねて、さらなる社会実装の推進及び環境政策への貢献に取り組んでいただきたい。 <その他事項> なし。
年度	申請件数																																
H26 (H27新規規課題)	223																																
H27 (H28新規規課題)	251																																
H28 (H29新規規課題)	251																																
H29 (H30新規規課題)	308																																
H30 (H31新規規課題)	275																																
R1 (R2新規規課題)	328																																
R2 (R3新規規課題)	303																																
R3 (R4新規規課題)	327																																
R4 (R5新規規課題)	319																																
R5 (R6新規規課題)	332																																
R6 (R7新規規課題)	450																																
R7 (R8新規規課題)	546																																

				(資料編 P 47_推進 1 環境研究総合推進費 令和 8 年度 新規課題公募要領 (抜粋版)) (資料編 P 53_推進 2 環境研究総合推進費 令和 8 年度 新規採択研究課題) 令和 8 年度新規課題公募においては、技術開発課題の社会実装を一層促進することを目的に、環境問題対応型研究 (技術実証型) 及び次世代事業において「社会実装ロードマップ」を新たに導入した。申請段階から研究・開発、実証、普及に至るまでの道筋や必要な資源、克服すべき課題等の提示を求めることで、社会実装に向けた計画性と実現可能性の向上を図った。 また、申請時の記載誤りを軽減し、研究者の事務負担を軽減するため、研究経費の積算内訳書については、数式を活用し自動計算機能やアラート機能を備えた Excel ファイルで作成し、そのファイルを申請書 (Word ファイル) に貼り付けて提出する方式へと見直した。入力ミス・計算ミスの防止に繋がっただけでなく、審査業務においてチェック項目の簡素化、研究者への追加の確認事項が削減され、事務処理全体の効率化に大きく寄与した。 応募件数の増加を見込んだ対応として、専門分野の偏りや不足を補うため、評価委員の体制強化を図り、適正かつ公平な評価が行える体制を整備した。 研究インテグリティの確保に係る対応については、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定) に基づき、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報、全ての現在の所属機関・役職に関する情報の提出を求めるなど、研究資金配分機関に求められる取組を実施した。	たに「社会実装ロードマップ」を導入し、申請段階から研究・開発、実証、普及に至るまでの道筋を明確化することを求めた。 (2) 若手研究者の確保、育成等 若手研究者の育成支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発 (若手枠) において、若手枠 A (600 万円以内/年) 及び若手枠 B (300 万円以内/年) を継続して実施し、前中期目標期間の採択枠を上回る規模で公募を行った。 加えて、若手研究者にとって応募しやすい環境を整備するため、令和 6 年度に引き続き、申請様式及び成果報告書様式の見直しを継続するとともに、革新型研究開発 (若手枠) におけるヒアリング審査省略措置を円滑に運用した。さらに、若手枠 (600 万円/年) から環境問題対応型 (ミディアムファンディング枠 (2,000 万円/年) へとステップアップした研究事例を取りまとめ、推進費における継続的な研究支援の枠組みについて公募説明会、研究機関との面談等で積極的に周知した。 これらの結果、人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者から、革新型研究開発 (若手枠) に 149 件の応募があり、前中期計画期間最終年度 (52 件) と比較して約 3 倍に増加した。審査の結果、32 件を採択 (前中期目標期間実績平均: 15 件/年に対し 113%増) し、多くの若手研究者に研究実施の機会を提供した。 育成支援としては、公募説明会において P0 による研究計画書作成のポイントに関するガイダンスを実施したほか、採択課題を対象として、P0 による研究マネジメントや研究評価などに関する講習会を実施した。また、若手研究者による国民向けの研究成果発表会を開催し (参加者 177 名)、若手研究者の活躍の場を継続的に提供した。 (3) 研究成果の最大化 P0 による研究者への支援を継続的に行うなど、研究成果の最大化を図る取組を継続的に実施した結果、令和 6 年度に終了した 70 課題の事後評価は、全ての課題が S ～ B となり、上位 2 段階 (S、A 評価) の比率は 91% (64/70 課題) で、前中期目標期間実績平均値 (93%) と同程度を確保した。 また、革新型研究開発 (若手枠) については、年 1 回に研究の進捗等に関する自己点検シートを提出してもらい、P0 が進捗状況に応じた助言を行うなどフォローアップを行う等きめ細かな支援を行った結果、革新型研究開発 (若手枠)
--	--	--	--	--	---

	【モニタリング指標】 ・公募に関する説明会等の回数（前中期目標期間実績平均※：全体説明会 2 回／年、個別相談会 39 回／年） ※公募に関する説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大により開催方法を変更したため、直近 2 年間の実績平均とした。	（ア） 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会、個別相談会を実施するなど効果的な広報を展開する。	（ア）研究者に行政ニーズを的確に周知するため、環境省と連携の上、年 2 回、公募説明会を開催する。また、公募の実施時期以外の期間も研究者の相談に対応するため、プログラムオフィサー（PO）及び ERCA 職員によるオンライン相談会を年間通じて開催する。SNS による発信、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報を展開する。	公募に関する説明会等の回数（前中期目標期間実績平均※：全体説明会 2 回／年、個別相談会 39 回／年）	（ア） 効果的な広報展開 令和 8 年度新規課題の公募に当たり、オンラインによる説明会を 2 回開催した（8 月及び 9 月）。第 2 回オンライン公募説明会では、行政ニーズへの対応の強化を図るため、環境省担当課室の担当官が行政ニーズ（約 50 の行政要請研究テーマ）を説明する機会を設けた。2 回のオンライン公募説明会には 800 を超える多くの研究者、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）の参加が得られた。公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。また、公募実施期間以外の期間も研究者の相談に対応するため、PO 及び ERCA 職員によるオンライン個別相談会を、年間を通じて 84 回開催し、推進費制度の説明や研究提案上の留意点に関するコーチングを実施した（昨年度実績 66 回）。 昨年度から引き続き、大学の URA や研究機関の研究推進部門との連携を一層強化するため、（一社）リサーチ・アドミニストレーション協議会（RA 協議会）との連携の上、URA 等を対象としたオンライン説明会を開催した。また、推進費の周知強化および応募に関する阻害要因等を調査するため、5 月から 7 月にかけて全国の大学および研究機関を訪問し、URA・研究者・事務職員等と意見交換を行った。訪問先は、昨年度の訪問実績と実際の応募・採択状況を分析した上で選定した。 （一社）京都知恵産業創造の森、（一社）うめきた未来イノベーション機構より講演の依頼を受けて、推進費の公募について説明を行う。 さらに、7～8 月に推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめたパンフレット、公募に関するポスター・リーフレットを制作し、各研究機関、大学、学会等に配布又はメール配信を行ったとともに、幅広い研究者を対象に周知を行うことを目的として、8～9 月に Web 広告を実施するなど、効果的な広報を展開した。	（16 課題）の事後評価では、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は 81%（13/16 課題）という評価を得た。 また、次年度以降の制度運用の改善に資することを目的として、中間評価段階（研究期間 2 年目）におけるリスクの早期把握と改善対応を強化するための方策について、令和 7 年度中に検討を実施した。具体的には、中間評価結果への対応方針の作成を求める課題の範囲を拡充し、PO による助言等を通じて研究の軌道修正を効果的に行うなど、研究者への伴走支援を強化する。	
		（イ） 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすいよう、十分な準備期間を確保する。	（イ）公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を開催するなど、公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすいよう、十分な準備期間を確保する。		（イ） 広報の早期化 第 1 回環境研究推進委員会（7 月 8 日開催）において、公募の基本方針が決定した直後の 7 月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けた。	（4）研究成果の環境政策への反映や社会実装 研究終了後の 3 年後に追跡調査を行った調査対象 33 課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された件数は 24 件（73%）であり、前中期目標期間実績平均値（68%）の水準以上を確保した。具体的な環境政策・制度への反映内容としては、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定、地球温暖化対策計画の見直し、水質環境基準（生活環境項目）の見直し、災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤（D.Chem-Core）への活用などが確認されている。 また、令和 7 年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は 28 件であった。 研究成果を環境政策への確に反映させるため、研究者が作成した政策決定者向けサマリーを ERCA から環境省へ提出した。加えて、PO 及び社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省との関与が少ない研究課題に対しては、PO が研究成果の行政における活用の方角性等を取りまとめ、環境省担当課室に橋渡しを行った。 また、技術開発成果（知財）や研究成果を大学等研究機関と民間企業等による共同研究開発等に繋げるため、「新技術説明会」（令和 8 年 1 月）（JST 共催）で紹介したほか、「サーキュラー・エコノミー EXPO」（令和 8 年 3 月）に引き続き出展した。これらイベントにおいて、研究者と企業等とのマッチングの機会（1 対 1 の個別相談の場）を提供し、20 件の面談を実施した（全 8 課題を紹介）。 過去の新技術説明会、イベント等で発表した研究（延べ 30 課題）の毎年実施している追跡評価結果によると、企業等との共同研究開発件数は 44 件（令和 6 年度の 23 件から 21 件増）となり、共同研究開発の進展が見られた。さらに、製品化まで至った件数は 10 件となった。	

	【モニタリング指標】 ・環境省への行政ニーズ策定のための情報提供の状況	（ウ）行政ニーズ策定のために、最新の研究動向などの必要な情報を収集・整理し、環境省政策担当者に提供する。	（ウ）推進戦略に掲げる重点課題、環境省の行政ニーズに対応した研究を効果的に推進するため、研究の実施状況、最新の研究動向などの必要な情報を収集・整理し、環境省政策担当者に情報提供する。	環境省への行政ニーズ策定のための情報提供の状況	（ウ）環境省への情報提供・連携 推進費の制度評価（５年ごとを目安に定期的に実施）において、環境省の行政ニーズに対応した研究の効果的な推進を図るため、環境省と連携のうえ、制度運営上の課題等を整理し、必要な情報を環境省に提供した。	（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）の知財戦略アドバイザーに支援をいただきながら、特許調査に基づくパートナー企業候補の提案や他の競争的研究費への参入提案を行った。加えて、新たに職員主体の「産学連携支援手法検討会」を設置し、産業動向分析や関連特許調査等を体系的に実施するなど、産学連携支援の高度化に取り組んだ。 研究成果の普及・発信については、ISAP2025 におけるテーマセッションの開催、若手研究者による成果発表会の開催、新技術説明会や環境イベントへの出展等を通じて、国内外への発信を強化した。																												
	【評価指標1-3-2】 ・人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の確保の状況 【モニタリング指標】 革新型研究開発（若手枠）の採択件数（前中期目標期間実績平均：15件／年）	イ 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者を確保するために、以下の取組を行う。	イ 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者を確保するために、以下の取組を行う。	人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者を確保するため 革新型研究開発（若手枠）の採択件数（前中期目標期間実績平均：15件／年）	イ 多様な分野の若手研究者を確保 若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）の中に若手枠A（600 万円以内／年）及び若手枠B（300 万円以内／年）を実装し、前中期目標期間の採択枠を上回る規模に拡大し公募を行った。 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者から、革新型研究開発（若手枠）に 149 件の応募があり、応募数は前中期計画期間最終年度（52 件）から約３倍に増加した。審査の結果、32 件採択（前中期目標期間実績平均：15 件／年に対し 113％増）し、多くの若手研究者に研究実施の機会を提供する。 （表）革新型研究開発（若手枠）応募件数・採択件数の推移 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="5">前中期目標期間</th><th rowspan="2">R6</th><th rowspan="2">R7</th></tr><tr><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>応募件数(件)</td><td>53</td><td>54</td><td>51</td><td>60</td><td>52</td><td>105</td><td>149</td></tr><tr><td>採択件数(件)</td><td>15</td><td>14</td><td>15</td><td>19</td><td>20</td><td>32</td><td>32</td></tr></table>	区分	前中期目標期間					R6	R7	R1	R2	R3	R4	R5	応募件数(件)	53	54	51	60	52	105	149	採択件数(件)	15	14	15	19	20	32	32
区分	前中期目標期間						R6	R7																										
	R1	R2	R3	R4	R5																													
応募件数(件)	53	54	51	60	52	105	149																											
採択件数(件)	15	14	15	19	20	32	32																											
	（ア）前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。	（ア）前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者に研究実施の機会を提供するため、大学、研究機関、関連学会等への広報を充実させる。		（ア）若手枠の改善・広報の充実 革新型研究開発（若手枠）の申請様式や成果報告書様式等の見直しを、令和６年度に引き続き継続的に実施した。また、令和７年度新規課題公募から導入した、革新型研究開発（若手枠）の審査におけるヒアリング審査の省略など、若手研究者の負担軽減策についても、今年度はその運用を継続した。 さらに、若手枠（600 万円／年）から環境問題対応型（ミディウムファンディング枠：2,000 万円／年）へのステップアップの事例を取りまとめ、推進費においては継続的な研究支援の枠組みが用意されていることを、公募説明会や研究機関との面談等を通じて積極的に周知した。																														

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		（ア） 研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（K0）会合やアドバイザーボード（AD）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（P0）・ERCA職員による研究の進め方、政策検討状況の情報提供等の助言を充実させる。	（ア）研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（K0）会合を、全ての課題について原則として年1回以上、アドバイザーボード（AD）会合を開催し、外部のアドバイザー及びP0・ERCA 職員による研究の進め方等の助言を行う。		（ア） 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、7月までにキックオフ（K0）会合を開催するとともに、継続課題を含めた全ての研究課題について、原則として年1回以上、アドバイザーボード（AD）会合を開催し、学識経験者（アドバイザー）からの助言に加えて、P0による研究の進捗確認、研究の進め方に関する助言等を行った。 その際には、ERCA 職員も研究管理業務の能力向上のため、K0 会合や AD 会合に出席することにより、専門性やスキルの向上を図った。また、これら取組に加え、推進費が対象とする研究領域の動向や知財等の勉強会を6回開催した。 K0 会合・AD 会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、P0 や ERCA 職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、年1回に研究の進捗等に関する自己点検シートを提出してもらい、進捗状況に応じてP0から助言を行うなどフォローアップを行った。 引き続き RPA（Robotic Process Automation）を研究管理業務、中間・事後評価業務に適用し、ファイル分割、フォルダ作成、名称変更、メール文書一括作成等の操作手順を自動化するなど、業務の効率化を図った。		
		（イ） 中間評価で低評価を受けた研究課題については、評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつ、P0を中心に研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。	（イ）中間評価において5段階評価で下位3段階又は「目標達成度」が80点以下の評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター（PD）と連携しつつP0を中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。		（イ） 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施 中間評価は、公募区分の新設に伴う評価件数の増加及び複数の研究領域に跨る研究評価に対応するため、戦略的研究開発Ⅰ型以外の研究区分において、評価対象課題の専門分野に近い評価委員による書面評価に方式で実施した。 令和7年度実施課題のうち、中間年度にあたる60課題の中間評価の結果、全ての課題がS～B評価となり、上位2段階（S、A評価）の比率は、93%（56/60課題）であった（令和6年度は98%）。 5段階評価（S～D）で、下位3番目（B）の評価を受けた課題や研究計画等の変更を求められた課題については、プログラムディレクター（PD）と連携しつつ、P0の指導・助言の下、研究代表者に成果・評価を向上するための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。 また、令和8年度以降の制度運用の改善に資することを目的として、中間評価段階におけるリスクの早期把握と改善対応を強化するための方策について、令和7年度中に検討を実		

	【モニタリング指標】 ・研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況	(ウ) 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び会計事務担当者向けの説明会を毎年度実施する。	(ウ) 新たに採択された研究課題の研究者及び会計事務担当者に対し、研究費の使用ルールの周知徹底、研究公正の確保・不正使用の防止及び知的財産権の保護に関する説明会を、外部講師も招いて実施する。		施した。具体的には、中間評価結果への対応方針の作成を求める課題の範囲を拡充し、P0 による助言等を通じて研究の軌道修正を効果的に行うなど、研究者への伴走支援を強化する。		
	【評価指標1-3-2】 研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果(革新型研究開発(若手枠)を除く。)の社会実装率(法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合)について前中期目標期間の水準以上を確保68%(前中期目標期間平均:68%)	(エ) 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地での検査(実地検査)を行う。	(エ) 研究機関における研究費の適正な執行確認と適正執行に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地検査を行う。実地検査は、全ての研究課題について、計画的に研究期間中に最低1回は行う。	研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況	(ウ) 研究費の使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、新規に採択された研究課題も含め、研究者及び研究機関の会計事務担当者に対し事務処理説明会をオンラインで実施した(令和8年3月)。事務処理説明会では、例年実施している実地検査において散見された不適切な支出の事例を示しながら適正な経理処理に関する内容を説明するほか、研究公正の第一人者である講師を招き、不正行為、不正使用の事例を紹介しながら、不正行為等防止に向けた周知を行った(事前登録者数:284名)。 (エ) 研究費の適正な執行確認と適正執行に向けた指導のための実地検査 研究機関における適正な研究費執行の確認と、適正執行に向けた指導のための実地検査について、全ての研究課題について研究期間中に最低1回は行うという年度計画のもと、令和7年度の実地検査計画を策定した。今年度は、検査課題数が対前年度20課題増の42機関93課題(27.4%増)となったことから、過去3年間の実地検査において指摘がなかった研究機関の研究課題については、収支簿を取り寄せて検査を行う書面検査に替えるなど効率化を図りつつ、実地による検査(39機関89課題)を実施し、計画したすべての実地検査を計画通り終了した。経費として認められない支出のあった一部の機関については、返還手続を行い返還させた。 エ 研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果(革新型研究開発(若手枠)を除く。)の社会実装率(法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合)について前中期目標期間の水準以上を確保(前中期目標期間平均:68%) 令和4年度に終了した調査対象33課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数は24件(73%)であった。これは環境政策に関する法令、行政計画、報告書等への反映(見込みを含む)を対象として整理したものであり、前中期目標期間の水準以上を確保した。		

				具体的な環境政策・制度への反映内容としては、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定、地球温暖化対策計画の見直し、水質環境基準（生活環境項目）の見直し、災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤（D.Chem-Core）への活用などが挙げられ、研究成果が具体的な環境政策・制度の立案及び実施において活用されていることが確認されている。		
				（ア）研究成果の社会実装を見据えた研究管理 研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、ERCA から環境省に対して提出した。P0、社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省との関与が少ない研究課題に対しては、P0 が研究成果の行政における活用の方向性等を取りまとめ、環境省担当課室に橋渡しを行った。また、行政推薦課題については環境省政策担当者と連携し、K0 会合・AD 会合において、P0 や ERCA 職員とともに政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 革新型研究開発（若手枠）の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についても P0 から指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。 技術開発課題の社会実装を推進するため、該当課題については、研究管理を行う P0 に加え、社会実装支援コーディネーターを配置し、2 人体制で研究支援と社会実装支援（特許取得支援や企業とのマッチング支援）を充実させた。		
	【モニタリング指標】 ・研究機関からの知的財産出願通知書提出件数（前中期目標期間実績平均：11件／年） 【モニタリング指標】 ・社会実装支援の実施状況	（イ）研究成果の実用化に向けて、研究機関から提出される知的財産出願件数を把握するとともに、研究者と民間企業等とのマッチング機会の提供により、大学等と民間企業等による共同研究開発等を促す。	（イ）研究機関から提出される知的財産出願件数を把握するとともに、得られた技術開発成果（知財）や研究成果を、大学等研究機関と民間企業等による共同研究開発等に繋げるため、特許調査に基づくパートナー企業を提案するとともに、新技術説明会の開催や環境イベントへの出展を通じて、マッチング機会を提供する。	研究機関からの知的財産出願通知書提出件数（前中期目標期間実績平均：11件／年） 社会実装支援の実施状況		

	【モニタリング指標】 ・イベント、HP等における研究成果の周知回数 （前中期目標期間実績平均: イベント開催数3回／年、HP周知回数30回／年）	（ウ） 国民、民間企業、研究コミュニティ及び環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及を行う。	（ウ）研究成果の国際展開に繋げるため、国民、民間企業、研究コミュニティ及び環境行政の関係者等を対象に国際シンポジウムを開催する。また、実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、研究成果の発信力の強化に向けて、ERCAウェブサイトのプラットフォーム、SNS、英語版コンテンツ等により研究成果を積極的に発信する。	イベント、HP等における研究成果の周知回数（前中期目標期間実績平均: イベント開催数3回／年、HP周知回数30回／年）	なった。 さらに、(独)工業所有権情報・研修館（INPIT）の「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iNat事業）」に継続申請を行い、令和6年度から引き続き、知財戦略アドバイザーによる社会実装を見据えた知財戦略支援が決定した。知財戦略アドバイザーに支援をいただきながら、レアメタルのリサイクル技術を開発する研究課題に対して、特許調査に基づくパートナー企業を探索し、研究者に連携候補先6社を提案したほか、当該技術の応用を図るため、関連する他の競争的研究費への参入等を提案した。 また、大学等の技術シーズの産学連携を加速させるため、知財アドバイザーと職員で構成する「産学連携支援手法検討会」を新たに設置した。職員が主体となり、対象技術に関する産業動向や主要企業の分析、関連特許の調査、パートナー企業候補の探索などを行い、その結果を担当POや研究者に分析レポートとして提供する。これらの活動を通じて、機構として産学連携の具体的な事例を蓄積しながら、支援の取組の定着に向けた体制整備を進めた。 「環境研究総合推進費に係る知的財産ポリシー」に基づき、支援先研究機関の研究者等に対しては「知的財産セミナー」を、職員向けには知財研修会や知財勉強会を開催するなど、知的財産に関する理解促進と対応力の向上を図る取組を進めた。 （ウ） 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 ①イベント等による研究成果の普及 推進費の研究成果の国際発信を推進するため、10月に「ISAP2025（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」(IGES 主催)のテーマセッションをオンラインで開催し、気候変動問題の解決に向けた自然に基づく解決策(NbS)の各国の実装と現状に関する研究成果を世界に向けて発信した（参加者148人）。 さらに「若手研究者による成果発表会」を開催（1月）し、若手研究者による研究成果の普及を強化した（参加者177人） 【再掲】。 得られた技術開発成果（知財）や研究成果を、大学等研究機関と民間企業等による共同研究開発等に繋げるため、「新技術説明会」（令和8年1月）（JST 共催）で紹介したほか、「サーキュラー・エコノミーEXPO」（令和8年3月）に引き続き出展した【再掲】。 ② ERCAによる国民対話の推進及び情報発信		
--	---	---	--	--	---	--	--

	<目標水準の考え方> 高い研究レベルを確保するためには、一定の応募件数を確保する必要があるという視点で、前中期目標期間の水準319件/年以上の応募件数を確保することを目指す設定とする。 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成を図ることは極めて重要であることから、若手研究者が挑戦的・革新的な研究に専念できる研究環境を整備することを目指す設定とする。 環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を図るためには、研究期間中において、研究			<その他の指標> — <評価の視点> —	各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、ERCAホームページで紹介した（42回）。 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「2025年版 推進費パンフレット」を制作（3,080部）し、各研究機関、大学等に配布した。 また、推進費ホームページにおいて、令和7年度開始課題の研究概要、令和6年度終了課題の研究成果等の情報を研究課題データベースや英語版 Web サイトに更新するほか、研究機関のイベント情報、プレスリリースを逐次、掲載するなど、推進費の実施状況や最先端の科学的情報を提供できるプラットフォームを適切に運用した。また、メールマガジン、SNS（X（旧：Twitter））を運用し、研究成果等の情報発信を強化した。メールマガジンは、公募に関する PO コメントを定期配信する取組を新たに開始したことなどにより、会員数が 162 人増加した（令和7年度：694 人、令和6年度：532 人）。		
--	---	--	--	--	---	--	--

	の質が向上し、研究目標を達成しているかが極めて重要である。このため、研究の質等について外部有識者が事後評価を行い、その評価結果が前中期目標期間実績平 均値93％と同程度を確保することを目指す設定とする。 研究成果の社会実装を向上させるためには、研究終了後の環境省への橋渡し、企業マッチング支援、外部資金の獲得支援等が極めて重要であるため、研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）を前中期目標期間の水準68％以上を確保することを目指す設定とする。 なお、革新型研究開発（若手枠）は新規性・独創性・革新性に重点を置いた研究区分であり、社会実装までは相当な期間が必要なことから、3年後の社会実装率からは除外する。						
--	--	--	--	--	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4－1	民間環境保全活動の助成		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、困難度	＜困難度：高＞環境保全活動を行う民間団体は、社会情勢や団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、活動成果の発現までに一定の期間を要するものであるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 9－2. 環境パートナーシップの形成 (予算事業 ID：018758)

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
〈評価指標〉								予算額（千円）	1, 029, 089	989, 737			
地球環境基金の助成終了後 1 年以上経過した案件の実質的な活動継続率 平均 92%（前中期目標期間実績：平均92%）	前中期目標期間の平均値以上	第 4 期中期目標期間実績：平均 92%	98. 2%	94. 4%									
地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点 10点満点中平均7. 8点（前中期目標期間実績：10 点満点中平均 7. 8 点）	前中期目標期間の平均値以上	第 4 期中期目標期間実績：平均 7. 8 点	7. 9 点	8. 3 点				決算額（千円）	1, 023, 375	980, 212			
〈モニタリング指標〉								経常費用（千円）	1, 035, 969	992, 667			
戦略プロジェクト	－	－	5 件	3 件									

	トの新規採択数 （新規指標のため実績なし）														
	伴走支援プロジェクトの新規採 択数（新規指標 のため実績なし）	－	－	5 件	10 件					経常利益（千円）	127, 479	125, 674			
	助成終了後 1 年 以上経過した案 件における、助 成終了時と同程 度以上の活動規 模を確保してい る割合（前中期 目標期間実績： 平均78%）	－	第 4 期中期目標 期間実績:平均 78 %	76.0%	79.3%					行政コスト（千円）	1, 035, 969	992, 667			
										従事人員数	12. 5	9. 5			

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	① 民間環境保全活動の助成	① 民間環境保全活動の助成	① 民間環境保全活動の助成 令和5年度に地球環境基金30周年を踏まえて今後の地球環境基金のあり方について取りまとめた「地球環境基金の新たな事業方針(令和6年6月公表)」に基づき、助成メニューや活動基盤支援の新たな枠組を円滑に運用する。	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ (助成事業全般) 令和6年度に公表した新たな事業方針に基づき、助成メニューを見直し、採択した戦略プロジェクト等の活動を令和7年度から円滑に運用を開始した。さらに、新たな事業方針のもう一つの重要施策として、活動基盤強化支援の新たな枠組を構築し、2026年度助成金募集を実施することで、事業の再構築を推進した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 第5期中期目標期間における助成終了後1年以上経過した実質的な活動継続率及び助成活動に対する事後評価の目標指標は、第4期中期目標期間の実績平均値より高い水準を設定したものであり、活動継続率は社会情勢や団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすいことから困難度「高」に設定されているものである。 助成終了後1年以上経過した案件の継続率について、災害関係の外的要因による継続がなされていない案件を除いた継続率は94.4%、対中期目標値102.6%（全団体が継続した場合の最高値は108.7%）であり、困難度「高」に設定されている本業務において高い成果となった。また、助成終了後1年以上経過した案件における、助成終了時と同程度以上の活動規模を確保している割合においても79.3%と、前期中期目標期間の平均（78%）を上回る結果となった。 地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者による事後評価については8.3点と、活動初期にはまだ新型コロナウイルス感染症による影響で活動実施が困難となる状況で、中間コンサルテーション等丁寧に伴走支援をすることで目標指標（7.8点）を上回る成果を上げることができた。 上記評価指標に関する取組の他、質的な成果につながるものとして、特に以下のような取組を行った。 ・令和7年度から導入された戦略プロジェクトについては、戦略的に進めていくためにP2MロジックモデルやクロスSWOT分析を行い、助成先団体に提供するなど、目標・計画の妥当性の確認が重要なフィージビリティ期間において適宜伴走支援を行い、次年度以降の活動につなげる ・助成活動の評価の一環として、適正な評価の		
	【評価指標1-4-1】 ・地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率 平均92%（前中期目標期間実績：平均92%） ＜目標水準の考え方＞ ・持続可能な社会の構築に当たっては、民間団体等が各地において環境・社会・経済の課題を解決するための活動を自主的に継続していくことが極めて重要であるため、前中期目標期間実績の平均値92%を踏まえて高水準を目指す設定とする。 なお活動継続率は、助成終了後1年以上経過した案件に対するアンケート調査において、他団体に引継がれて活動を	ア 地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率を前中期目標期間の平均値92%以上とするために、以下の取組を行う。 (ア)国の政策目標や社会情勢などを踏まえ、民間団体による国内の社会課題解決に資する活動への助成に重点化を図り、活動成果の向上及び発展につなげる	ア 地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率が前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。 (ア)民間団体による国内の環境を軸とした社会課題（次の（イ）において「社会課題」という。）の解決に資する活動への助成に重点化を図る。 a 新たな事業方針に基づく助成メニューの目的や内容を周知・徹底するため、助成金説明会等の広報の効果的な手法	地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率（前中期目標期間実績：平均92%）	ア 助成による支援を行った活動の継続性の確保 令和5年度に助成を終了し、終了後1年以上経過した時点での活動継続率は89.5%（34団体/38団体）であった。なお、活動を継続していない4団体のうち、災害復旧に関する限定した期間の活動及び災害の外的要因の影響により継続ができなくなった2団体（熊本県及び石川県）を除くと実質的な94.4%（34団体/36団体）であった。 また、自団体で活動を継続している団体を対象とした、助成終了時と同程度以上の活動規模を確保している割合は79.3%（23団体/29団体）であった。 （資料編 P60_地球1 助成事業に関するフォローアップ調査結果（2025年度）） (ア) 社会課題解決に資する活動への助成の重点化		＜評定に至った理由＞ ・地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率について、前中期目標期間実績値の平均が92%のところ、実質94.4%の継続率であった。 ・地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点については、前中期目標期間実績値が、10 点満点中平均7.8 点のところ、8.3 点となり、目標を達成している。 ・令和7年度から導入された戦略プロジェクト（政策課題協働型及び地域協働型）について目標・計画の妥当性の確認が重要な採択1年目において伴走支援を行っている。 ・既存の7種の助成メニューを「通常助成」、「戦略プロジェクト助成」、「企業連携プロジェクト助成」の3種類に再編し、円滑に運用を開始した。 ・一方で、戦略プロジェクトは開始初年度であり、現時点では計画策定、関係主体との調整、評価手法の整備が中心である。 ・政策課題の解決や地域における協働の定着・発展といった具体的成果については、次年度以降の進捗を踏まえて検証する必要がある。 ・以上のことから、所期の目標を達成し、初年度として必要な取組を着実に実施しているため、評定を「A」とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞	

	継続している案件を含めるものとし、活動目的達成のため活動を終了した案件を除き算定するものとする。また、当中期目標期間の2年度目までは、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。 <想定される外部要因> ・前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響で民間団体の活動実施が困難となる状況が生じた。同様に、災害や感染症の蔓延等、活動に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。		を検討し、実施する。		近年、説明会等はオンライン開催が主流となっていることから、助成金募集のための説明会は令和7年度から運営の効率化を図り、従来の環境省の地方EP0（環境パートナーシップオフィス）との連携による説明会を廃止し、基金主催のオンライン説明会を9月中旬から10月中旬にかけ3回開催した。開催にあたっては平日の日中、休日の日中、平日の夜間を設定し参加しやすいように配慮した。また、地球環境基金の新たな事業方針の周知徹底を図るため、新たに導入する活動基盤強化の必要性に関する有識者による話題提供や、既助成先団体による人材雇用の先進事例の紹介など、プログラム内容を大幅に見直して実施をした。さらに、助成金要望書の作成支援の充実を図るため、活動戦略立案に資する「プロジェクトプログラムマネジメント（以下、「P2M」という）ロジックモデルテンプレート」や「クロスSWOT分析テンプレート」をオリジナルで作成し説明会参加者に提供するなど、環境NPOの戦略性、持続発展性につながる内容を盛り込んだプログラムとなるよう工夫して開催した。 これらの全体説明会に加えて、助成金応募を検討している団体を対象としたオンライン個別相談会を計8日開催することで丁寧なフォローを行った。（相談団体：57団体） また、環境省から受託している「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」の中間共有会や全国地球温暖化防止活動推進センターにおける講演など ERCA が主催する説明会以外の場でも広く周知をした（10月） このように積極的に広報に取り組んだことにより、335件（助成事業メニュー見直し前の3年間平均値比14%増）の応募受付につなげることができた。 事務局（部内）審査の後、3月に助成専門委員会の審査及び運営委員会の承認を得て、3月中旬に143件の2026年度助成金交付を内定し、採否の通知を行った。 <2026年度助成活動の応募・内定状況> （単位：件） <table><tr><th>助成メニュー</th><th>応募</th><th>内定（うち新規）</th></tr><tr><td>通常助成（基礎型）</td><td>66</td><td>15（15）</td></tr><tr><td>通常助成（発展型）</td><td>181</td><td>63（25）</td></tr><tr><td>戦略プロジェクト（政策課題協働型・代表団体）</td><td>2</td><td>2（0）</td></tr><tr><td>戦略プロジェクト（政策課題協働型・実行団体）</td><td>5</td><td>3（3）</td></tr><tr><td>戦略プロジェクト（地域協働型）</td><td>21</td><td>3（0）</td></tr></table>	助成メニュー	応募	内定（うち新規）	通常助成（基礎型）	66	15（15）	通常助成（発展型）	181	63（25）	戦略プロジェクト（政策課題協働型・代表団体）	2	2（0）	戦略プロジェクト（政策課題協働型・実行団体）	5	3（3）	戦略プロジェクト（地域協働型）	21	3（0）	ための統一的・客観性のある評価指標を策定した。 助成活動の質を改善し、社会課題解決や社会的インパクトの創出等の成果につながるものである。 上記により、自己評価を「A」とした。 <課題と対応> ○2025年度助成金から導入した戦略プロジェクトの効果的運用を継続して行う。政策課題協働型のプロジェクトにおいては令和8年度から代表団体と実行団体が連携する新たな体制が構築されることから、複雑化する体制に対して進捗状況の把握、関係者等への情報共有など事業計画が適切に進められるように ERCA による支援を行う。 ○地域の多様なステークホルダーと協働していく地域協働型戦略プロジェクトに対する評価にあたっては、協働先との適切な関係を構築できているか（協働ガバナンス）の評価指標を新たに構築していく。	地域協働型については、令和8年度助成において新規採択に至らなかったことから、環境NPOに求められる機能や、協働体制の形成に必要な要件の整理を進める必要がある。 <その他事項> 特になし。
助成メニュー	応募	内定（うち新規）																							
通常助成（基礎型）	66	15（15）																							
通常助成（発展型）	181	63（25）																							
戦略プロジェクト（政策課題協働型・代表団体）	2	2（0）																							
戦略プロジェクト（政策課題協働型・実行団体）	5	3（3）																							
戦略プロジェクト（地域協働型）	21	3（0）																							

				<table><tr><td>つづける助成</td><td>10</td><td>10（0）</td></tr><tr><td>ひろげる助成</td><td>35</td><td>35（0）</td></tr><tr><td>フロントランナー助成</td><td>1</td><td>1（0）</td></tr><tr><td>プラットフォーム助成</td><td>3</td><td>3（0）</td></tr><tr><td>LOVE BLUE</td><td>11</td><td>8（7）</td></tr><tr><td>計</td><td>335</td><td>143（50）</td></tr></table> <助成金応募数の推移（2018 年度～2026 年度）> 要望件数 <table><tr><th>年度</th><th>要望件数</th></tr><tr><td>2018年度</td><td>394</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>388</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>336</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>310</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>289</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>289</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>308</td></tr><tr><td>2025年度</td><td>392</td></tr><tr><td>2026年度</td><td>335</td></tr></table> （資料編 P 75_地球 2 地球環境基金助成金件数・助成金額の推移） b 助成金の使い勝手の向上、事務手続きの効率化を図る。 b 助成金の使い勝手の向上、事務手続きの効率化 これまで、地球環境基金が助成した活動は、助成終了後も継続しているものの、活動規模や予算の拡大が十分に進んでいない活動が見受けられる。そのため、助成期間中に活動基盤の強化を図り、持続的な発展につなげることを目的として、令和 8 年度より、全助成メニューにおいて、常勤職員の人件費や活動基盤強化に必要な費用を助成対象に拡大した。 また、助成金の要望において活動の目標・目的・計画を明確にさせる「P2M ロジックモデル」および、強み・弱みと外部環境の機会・脅威を組み合わせる実践的な戦略を導き出す「クロス SWOT 分析」のテンプレートフォーマットを助成金説明会で提供することで、助成金要望書の作成支援を行った。 さらに、助成金の使い勝手向上に資するために、助成金の大幅な計画変更以外の計画変更手続きの条件の緩和を検討し、2027 年度助成金から適用するための準備を行った。 上記の他、地球環境基金 30 周年に合わせた評価制度の見直しに基づき、助成活動の成果向上を目的とした支援の充実を図るため、評価専門委員をはじめとする外部有識者から年間	つづける助成	10	10（0）	ひろげる助成	35	35（0）	フロントランナー助成	1	1（0）	プラットフォーム助成	3	3（0）	LOVE BLUE	11	8（7）	計	335	143（50）	年度	要望件数	2018年度	394	2019年度	388	2020年度	336	2021年度	310	2022年度	289	2023年度	289	2024年度	308	2025年度	392	2026年度	335	
つづける助成	10	10（0）																																									
ひろげる助成	35	35（0）																																									
フロントランナー助成	1	1（0）																																									
プラットフォーム助成	3	3（0）																																									
LOVE BLUE	11	8（7）																																									
計	335	143（50）																																									
年度	要望件数																																										
2018年度	394																																										
2019年度	388																																										
2020年度	336																																										
2021年度	310																																										
2022年度	289																																										
2023年度	289																																										
2024年度	308																																										
2025年度	392																																										
2026年度	335																																										

		(イ) 持続可能な社会の実現に向けて、行政、企業、他のNPO等の様々なセクターとの協働によるプロジェクトを形成し、課題を戦略的、統合的に解決する活動の助成を推進する。	(イ) 令和7年度助成金から導入する2つの戦略プロジェクトを効果的に運用し、活動を推進する。 a 政策連携を強化した政策課題協働型戦略プロジェクト及び地域課題解決を多主体と協働して取り組む地域課題協働型戦略プロジェクトへの助成を開始し、助成先団体がフィージビリティ・スタディ期間として、課題の精査や事業計画の策定等を適切に進められるように支援する。 b 社会課題解決に取り組む活動を戦略的かつ計画的に助成するため、環境パートナーシッププラザ (EP0) と連携し、各地域における課題等を収集・整理する。	を通じて助言を受けられる助成先団体向けの相談窓口を設置した。 相談件数は11件であり、類似の活動をしている団体の紹介、自然共生サイト申請に向けた相談などに対応した。 (イ) 戦略プロジェクトの効果的運用・活動推進 a 複層化する社会課題の解決や地域の持続可能性向上を目的として創設した、多主体協働による2種類の戦略プロジェクトについて、採択1年目はフィージビリティ・スタディ期間とし、5課題すべてのプロジェクトにおいて、ステークホルダー、評価専門委員、ERCA 職員が一堂に会する戦略会議 (ステークホルダー会合) を開催した。会議では、プロジェクトのアウトプット・アウトカム目標の設定や実現可能性について検討を行った。 また、戦略プロジェクトのうち政策課題協働型においては、翌年度以降に協働して活動を実行する団体 (実行団体) の募集に向け、すでに採択している団体 (代表団体) から協働するにあたり望まれる団体像を整理するとともに、活動内容を示すロジックモデルシートを作成し、後述する助成専門委員会での承認を経て募集案内に反映させた。 ・1年目終了時に行うステージゲート審査では、プーストゲート法の概念を取り入れ、評価専門委員の助言を踏まえた改善プロセスを実施し、目標や計画のアップデートを行い令和8年度の2年目以降の計画に反映させた。 また、地域協働型の戦略プロジェクトのステージゲート評価においては地域の実情を確認するために評価専門委員を活動地に招き、現場や関係主体を交えた形で評価を行った。 b 地域課題の解決に向けた助成を戦略的かつ計画的に行うため、全国8地域の環境パートナーシップオフィス (EP0) と連携し、地域課題の解決に向けて環境 NPO に期待される役割や機能について検討するため、先進事例の収集や関係者へのヒアリング等の調査を行った。 この調査結果を踏まえ、令和8年度は地域の価値を共創していくにあたり環境NPOに必要な機能の整理を行う予定。	
--	--	--	--	---	--

		(ウ) 民間団体の活動基盤強化の助成を充実することにより、活動の持続的な発展及び団体の成長の促進を図る。	(ウ) 民間団体の活動基盤強化を図るための活動基盤強化に要する費用の新たな助成スキームとして、令和7年度に実施する令和8年度助成金要望から、通常助成メニューにおいて活動基盤強化に要する助成先団体の活動費（人件費）及び活動基盤強化を支援する費用を助成する枠組みを設ける。	・伴走支援プロジェクトの新規採択数(新規指標のため実績なし)	(ウ) 活動基盤強化に向けた助成金の対象拡大 団体の活動基盤の強化に向け、2026年度助成金要望から常勤職員の人件費や職員の専門性や技術力を高めるために要する費用を活動基盤強化費として助成対象に拡大した。 さらに、活動基盤の一層の強化を図るため、振興事業において、研修と専門家による団体への伴走支援をパッケージしたプログラム（活動基盤強化支援プログラム）を創設し、2026年度助成金要望において募集を募った結果、22団体の要望を受け付けた。このうち採択となった7団体については令和8年4月のオリエンテーションを経て本プログラムを進めていく。 活動基盤強化に向けた助成対象拡大の周知にあたっては、助成金募集特設サイト内において説明動画を掲載するとともに前述の助成金説明会で助成対象に拡大した目的等を説明した。なお、助成対象経費を拡大するに当たり、助成先団体のガバナンスの強化を図る観点から、定款等に組織体制等に関する必要事項が定められていることを新たな要件として追加した。		
	【評価指標1-4-2】 ・地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点 10点満点中平均7.8点（前中期目標期間実績:10点満点中平均7.8点） 【モニタリング指標】 ・戦略プロジェクトの新規採択数(新規指標のため実績なし) ・伴走支援プロジェクトの新規採択数(新規指標のため実績なし) ・助成終了後1年以上経過した案件における、助成終了時と同程度以上の活動規模を確保している割合(前中期目標期間実績：平均78%)	イ 地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点を前中期目標期間の平均値7.8点以上とするために、以下の取組を行う。	イ 地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。	地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点(前中期目標期間実績：10点満点中平均7.8点)	イ 助成による支援を行った活動の質の向上 令和6年度に活動を終了した活動のうち、LOVE BLUE 助成を除く計52件を対象に事後評価を実施した。事後評価は評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実績報告書等をもとに評価し、20点満点中平均16.5点（10点満点換算で8.3点）となった。評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に対して個別にフィードバックした。 （資料編P76_地球3 2025年度地球環境基金助成事業の事後評価（書面評価）結果概要） 上記助成活動終了後の評価の他、助成活動期間中における中間コンサルティングの実施による伴走支援を適宜行った結果、助成先団体がグッドライフアワード環境大臣賞を受賞するなどの成果創出につなげることができた。 (ア) 戦略プロジェクトへの伴走支援 戦略プロジェクト活動開始1年目はフィージビリティスタディ期間とし、戦略策定等を行うステークホルダー会合には評価専門委員とともにERCA職員も参加し、活動計画の見直しや課題の把握を行った。評価専門委員の助言・評価について		

	<目標水準の考え方> ・助成終了後 1 年以上経過した案件の実質的な活動継続率を向上させるためには、民間環境保全活動の自立的に発展する取組が担保されていることが極めて重要であるため、自立発展性等について外部有識者が事後評価を行い、その評価結果が前中期目標期間実績の平均値7.8 点以上となることを目指す設定とする。	果の向上につなげる。	援する枠組みを導入し、効果的に運用する。	標のため実績なし) ・助成終了後 1 年以上経過した案件における、助成終了時と同程度以上の活動規模を確保している割合 (前中期目標期間実績：平均 78%)	は評価専門委員会に報告するとともに助成先団体へのフィードバックを行い、取組状況について適宜確認を行った。 また、ERCA 職員が現地訪問をして活動の進捗状況や課題等確認した。 この他、ERCA 主体の取組として、目標達成のためのアウトカムやそこに向かうまでの活動計画の妥当性を明らかにするために、生成 A I を活用して作成した「P2M ロジックモデル」と「クロス SWOT 分析」を助成先団体（5 団体）に提示した。これは今後においても状況に応じて計画の見直しを行う上でアウトカムがぶれないように確認するためのツールとして期待できるものである。 政策課題協働型の戦略プロジェクトについては、次年度から協働で取り組む実行団体の募集にあたって、求める団体要件を整理し前述の助成金募集要綱に反映させ応募を募った。その結果、5 団体より実行団体への応募があり、応募団体情報を代表団体へ提供し、代表団体からの情報提供を経て実行団体選定を行った（1 月）。その審査の結果 3 団体の採択に至った。 政策課題協働型の戦略プロジェクトのうち 1 テーマにあたっては、実行団体が 3 団体採択想定のところ 1 団体採択であったため、代表団体と令和 7 年度の活動内容の見直しや令和 8 年度に実行団体の追加募集を行うなど調整を行うことで成果達成に向けた道筋を見出すことができた。 また、地域協働型の戦略プロジェクトにおいては新規の要望を 18 件受け付けたが、書面及びヒアリングでの審査の結果、協働の広がり弱い等の理由により新規採択には至らなかった。 (イ) 新たな評価制度の運用開始 a 新たな事業方針に合わせて評価の目的を活動成果の向上に重点を置いた新たな評価制度を令和 7 年度新規採択した活動から適用し、運用を開始した。また、活動改善を支援する体制を強化するため、助成活動期間を通じて、活動の課題等を相談できる「相談窓口」を創設した。(再掲) これらに加えて、見直し後の評価制度を効果的かつ円滑に運用するため、透明性と客観性のある評価指標案を作成した。特に戦略プロジェクトにおいては、政策課題協働型では政策との整合性の妥当性について、地域協働型では地域への定着・連携・発展についての項目を通常助成とは別に設けた。 また、助成先団体が自らの活動を客観的に質の高い自己評価ができるようにガイドライン案を作成し、同委員会におい	
		(イ) 助成メニューの見直し等に伴う評価方法や評価基準の見直しを行いつつ、評価の負担や効果等を考慮した評価制度の効果的、効率的な運用を図る。	(イ) 令和 6 年度に行った評価方法や評価基準等の見直しに基づき、新たな評価制度の運用を開始する。 a 見直しを行った新たな評価制度に基づき、活動の計画・実施段階における評価アプローチの充実や、活動の成果向上につながる取組等を実施する。			

					て意見を聴取した。 作成した評価指標案及びガイドライン案は第 1 回評価専門委員会に諮り、専門家の意見を聴取した。 委員会委員以外の専門家の意見も踏まえ、評価制度の改正及び評価指標案等をブラッシュアップし、第 2 回評価専門委員会に諮った。本委員会で承認された評価指標及びガイドラインは助成先団体へ周知を行い、客観性のある自己評価につなげることができた。 （ウ）ERCA 職員及び環境 NPO への P2M（プロジェクト&プログラムマネジメント）人材教育 環境 NPO の助成活動の成果を社会実装につなげていくため「P2M ロジックモデル人材育成体系」を構築し、ERCA 職員自身が活動の伴走支援者となれるよう OJT と講義等による人材育成を行い（7 月～8 月）、ERCA 職員による環境 NPO への助言指導や、助成金説明会で役立てた。		
--	--	--	--	--	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－４－２	民間環境保全活動の振興等		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	９．環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 ９－２．環境パートナーシップの形成 （予算事業 ID：018758）

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
〈評価指標〉								予算額（千円）	1, 029, 089	989, 737			
環境ユースネットワーク事業への参加者数 471.5 人（前中期目標期間実績：471.5 人）	前中期目標期間の平均値以上	第 4 期中期目標期間実績：平均 471.5 人	666 人	577 人									
（モニタリング指標）								決算額（千円）	1, 023, 375	980, 212			
ユース世代を対象としたセミナー実施回数（前中期目標期間実績：平均 5 回／年）	－	第 4 期中期目標期間実績：平均 5 回	6 回	5 回				経常費用（千円）	1, 035, 969	992, 667			
研修等参加者による肯定的評価（5 段階中上位 2 段階の評価）の割合（前中期目標期間実績：平均97.5%）	－	第 4 期中期目標期間実績：平均 97.5 %	96.6%	98.6%				経常利益（千円）	127, 479	125, 674			
メディア等とのSDGs の推進協働企画への参画	－	第 4 期中期目標期間実績：3 件	3 件	3 件				行政コスト（千円）	1, 035, 969	992, 667			
								従事人員数	12. 5	9. 5			

	回数（前中期目標期間実績：3件）													
--	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注2） 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3） 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4） 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	② 民間環境保全活動の振興等	② 民間環境保全活動の振興	② 民間環境保全活動の振興	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ （振興事業全般） 地球環境基金創設 30 年を契機として取りまとめた「地球環境基金の新たな事業実施方針」（令和6年6月公表）に基づき、令和7年度は環境 NPO・NGO の活動基盤強化および多主体との協働促進に向けた支援を強化するため、研修と伴走支援を組み合わせた新たな支援プログラムを構築した。 また、環境ユースネットワークの推進に向けたインターンシップ等の新たな取組を行ったほか、助成先団体の活動成果等の発信により、地球環境基金の認知度向上及び理解促進を図った。	＜評定と根拠＞ 評定：A <		

			(ウ)全国ユース環境活動発表大会に出場した高校同士のネットワークの促進や地域の企業・民間団体と交流するインターンシップを企画し、実施する。		(ウ) ユース世代と企業・民間団体をつなぐインターンシップの実施 令和6年度に実施した全国ユース環境活動発表大会地方大会で特別賞を受賞した高校生を「環境ユース夏季インターンシップ in 北海道」(1泊2日)に招待した。(8月) 本インターンシップは、地域の持続可能性に資するために様々な立場から取り組む環境保全活動の現場を視察することを目的として、「第一回ジャパン SDGs アワード」を受賞した北海道下川町の取組や、北海道の在来種と外来種の間係をテーマに旭山動物園を見学した。また、環境学習交流会ではグループセッションを行い、環境問題に対する自分自身の想いや考えを共有し、立場の違いを尊重しながら、多角的な視点で対話を行う機会を設けた。 この他、全国ユースネットワーク事業の協賛企業「SGホールディングス(株)」、「キリンホールディングス(株)」及び「協栄産業(株)」の協力を得て高校生を対象とした民間企業のSDGsに係る取組を学ぶ研修を実施した。 上記(ア)～(ウ)の取組により、環境ユースネットワーク事業への参加者数は577人(昨年度666人)であった。 <table><tr><td></td><td>事業名</td><td>参加者数(人)</td></tr><tr><td rowspan="2">(ア)</td><td>全国ユース地方大会(北海道:48人、東北:64人、関東:62人、中部:36人、近畿:58人、中国:39人、四国:60人、九州・沖縄:58人)</td><td>425</td></tr><tr><td>全国ユース全国大会</td><td>78</td></tr><tr><td>(イ)</td><td>大阪・関西万博「ジュニアSDGsキャンプ」</td><td>24</td></tr><tr><td rowspan="4">(ウ)</td><td>「環境ユース夏季インターンシップ in 北海道」</td><td>32</td></tr><tr><td>SGHD(株)企業研修</td><td>11</td></tr><tr><td>キリンHD(株)企業研修</td><td>2</td></tr><tr><td>協栄産業(株)企業研修</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>577</td></tr></table> イ 民間団体と地域のステークホルダーとの連携に係る交流の促進及び活動基盤の強化等		事業名	参加者数(人)	(ア)	全国ユース地方大会(北海道:48人、東北:64人、関東:62人、中部:36人、近畿:58人、中国:39人、四国:60人、九州・沖縄:58人)	425	全国ユース全国大会	78	(イ)	大阪・関西万博「ジュニアSDGsキャンプ」	24	(ウ)	「環境ユース夏季インターンシップ in 北海道」	32	SGHD(株)企業研修	11	キリンHD(株)企業研修	2	協栄産業(株)企業研修	5	合計		577	ら要望があり、助成活動採択団体として7団体の採択を行った。 これらの実績は、振興事業方針である助成事業の相乗的、補完的な機能の強化につながるものであり、助成事業と振興事業との両輪でより高い成果の創出に寄与するものである。 ・地域課題解決等に向けて活用してもらったり、環境NP0への市民の理解や参加を促すため、平成27年度が最終更新となっていた「環境NGO・NP0データベース」について1,085団体の最新情報をとりまとめ、公開の許可を得た877団体の情報を公開した。 ・地域メディア等が行うSDGs推進協働企画への参画を通じて、助成先団体の活動成果や地球環境基金事業について、紙面広告や対面での説明機会を活用した情報発信を行った。あわせて環境関連イベントへの出展により、子ども含む多様な層に対し、体験型の広報を実施するなど、地球環境基金事業への理解促進に寄与した。 〈課題と対応〉 ○令和8年度から本格運用する活動基盤強化支援プログラムを着実に運用し、団体が抱える課題の出口戦略の道筋の策定を支援していく。 ○社会的インパクト創出に資する研修のテーマ設定や開催方法、情報提供を企画し、効率的に実施する。	・以上のことから、中期目標期間の所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし
	事業名	参加者数(人)																												
(ア)	全国ユース地方大会(北海道:48人、東北:64人、関東:62人、中部:36人、近畿:58人、中国:39人、四国:60人、九州・沖縄:58人)	425																												
	全国ユース全国大会	78																												
(イ)	大阪・関西万博「ジュニアSDGsキャンプ」	24																												
(ウ)	「環境ユース夏季インターンシップ in 北海道」	32																												
	SGHD(株)企業研修	11																												
	キリンHD(株)企業研修	2																												
	協栄産業(株)企業研修	5																												
合計		577																												

		民間団体の活動基盤の強化等のために、以下の取組を行う。 (ア) 環境保全に係る課題解決に取り組む民間団体に対して、地域のステークホルダーとの交流の機会の提供や研修等の実施を通じてキャパシティビルディングの支援を行う。	民間団体の活動基盤の強化等のために、以下の取組を行う。 (ア) 令和6年度に検討を行った、振興事業の新たな事業方針に基づき、民間団体のキャパシティビルディング支援策を本格実施する。	・研修等参加者による肯定的評価(5段階中上位2段階の評価)の割合(前中期目標期間実績:平均97.5%)	(ア) 民間団体のキャパシティビルディング支援策の実施 a 活動の持続的発展に向けて助成期間中に活動基盤強化への取組を推進するため、活動基盤強化研修(非資金支援)および研修内容を活動にインプットしていく伴走支援(資金的支援)をパッケージとして支援する「活動基盤強化支援プログラム」を設計した。令和8年度は、テーマを多主体協働と位置づけ、助成金募集の際に本プログラムの参加への応募を募り、22件の要望を受け付け、7件を採択した。(再掲) b 上述の活動基盤強化支援プログラムについては第1回振興事業検討会(10月)において、有識者からの意見を踏まえつつ構築を行った。第2回振興事業検討会にて同プログラムを含め情報提供方針など、令和8年度振興事業の計画の取りまとめを行った。 c 助成最終年度の団体を中心に、助成活動の成果を共有するとともに助成終了後の活動について学び合う機会として活動成果共有会を実施した(12月)。本共有会では助成活動終了後も継続して活動を発展させていくため、「成果の見える化と発信」をテーマにした研修を開催し、成果の発信が他主体との連携や資金調達等にどうつながっていくのか事例紹介とディスカッションを含めた内容で開催した。参加者のアンケートでは、実際のNP0の視点に落とし込んだ内容であり参考となったとの意見が見られ、92.5%が有意義であると高い満足度を得られた。(約90名聴講) d 社会的インパクトの創出の観点から、自然共生部と連携し、自然共生サイトの申請を検討している団体や民間企業等向けに制度の概要や環境NP0と民間企業との協働連携について学ぶセミナーを実際の事例も紹介しながら実施した。申込者は民間団体にとどまらず企業も含め250名を超え、当日の参加者も環境NP0だけではなく企業や地方自治体も含め170名と大きな反響があった(2月)。事後アンケートによる有意義度は96.4%(80/83)と高く、今回のウェビナーをきっかけとして今後自然共生サイト認定取得を検討やネイチャーポジティブに向けた他主体協働を検討していきたいといった回答があった。 また、後述する環境NGO・NP0データベースの周知も行い、企業側が連携を望む環境NP0へアプローチができるように配慮した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

			(イ)キャパシティビルディング支援策の見直しに伴い、若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムに代わる、若手世代も対象とする新たなプログラムを実施する。		(イ)若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムの実施・見直し 助成事業において中心的に活動する若手(第10期生8名、第11期生4名の計12名)に対して、活動の戦略策定や評価・改善に必要な内容で若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムの研修を実施した。(7月、10月、1月) 令和7年度に最終年度の3年目を迎える第10期生には、10月の研修で「ステークホルダーとの協働」をテーマに、富士市のNPO・企業・行政が関わる「耕作放棄茶園復興プロジェクト」の事例を現地で学ぶフィールド実習を行った。 なお、若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムは、令和7年度助成より新規の募集を停止し、現在受講中である研修生の修了をもって終了するため、前述の活動基盤強化支援プログラムをキャパシティビルディングの後継として新たに立案した。将来の目指すべき環境NPOの姿を見据え、年齢制限は撤廃し、組織の意思決定に携わる職員を含む複数名での参加を条件と設計した。 (資料編 P82_地球5 若手プロジェクトリーダー育成人数の推移) 以上(ア)及び(イ)の取組による、研修等参加者による肯定的評価(5段階中上位2段階の評価)の割合は98.6%(昨年度96.6%)であった。 (資料編 P83_地球6 令和7年度地球環境基金振興事業研修・講座実施状況一覧) (ウ)環境NGO・NPOデータベースを構築し、6月に一般公開を行った(情報収集を行った1,085団体のうち、公表の了承のあった877団体の情報を公開)。本データベースは環境NGO・NPOの現状を把握するための白書として位置付けており、今後も定期的に更新を行う予定。データベースの情報は、前述1-4-1民間環境活動の助成に記述されているEP0と連携した地域課題解決に向けた事例収集・調査にも活用されている。また、利用者アンケート(任意)により、NPO・NGO等の関係者、企業関係者、行政関係者、教育・研究機関関係者、学生など、幅広い層に活用されていることを確認した。 (エ)ERCA職員の人材育成 環境NPOの助成活動の成果を社会実装していくため「P2M ロジックモデル人材育成体系」を構築し、ERCA職員自身が活動の伴走支援者となれるようOJTと講義等による人材育成を行	
--	--	--	---	--	--	--

	メディア等とのSDGsの推進協働企画への参画回数(前中期目標期間実績：3件) ＜目標水準の考え方＞ 持続可能な社会の構築に当たっては、地域において課題解決を实践する人材の輩出と、協働連携の強化が不可欠であることから、将来を担うユース世代から自主的に環境保全活動に参画する人材を創り出すという取組の充実のためERCAが提供する環境ユースネットワーク事業への参加者数が前中期目標期間実績の平均値471.5人以上となることを目指す設定とする。	ウ 寄附に係る制度周知の広報等の働きかけを通じて、地球環境基金事業への理解増進に努めるために、以下の取組を行う。 (ア) メディア等との連携により民間団体の活動成果の発信を充実させる。	ウ 寄附に係る制度周知の広報等の働きかけを通じて、地球環境基金事業への理解増進に努めるために、以下の取組を行う。 (ア) 地域のメディア等が行うSDGsの推進協働企画へ参画し、当該地域の助成先団体の活動成果等を発信することを通じて、地球環境基金への理解促進を図る。	・メディア等とのSDGsの推進協働企画への参画回数(前中期目標期間実績：3件) ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	った(7月～8月)、環境NPOへの助言指導(1-4-1再掲)の他、3名のERCA職員が国際P2M学会での研究論文の学会誌掲載(1件)学会発表(4件)を行い、学術研究への貢献に資した。うち2名は学会発表での功績が評価され、同学会での発表奨励賞を獲得した。 ウ 寄附に係る制度周知の広報等の働きかけを通じた基金事業の理解増進 (ア) 中日新聞社、河北新報社及び琉球新報社が行うSDGs推進協働企画に参画し、紙面広告を通じて情報発信するとともに、助成先団体の活動成果やユース事業等について、講演や現地セミナーへの参加を通じて周知した。 「こども霞が関見学デー2025」、「きょうと☆いきものフェス!2025」では、タブレットによる子どもの環境学習情報サイト「集まれ!グリーンフレンズ」体験や、助成先団体の開発した環境教育資材の提供を通じて地球環境基金事業紹介を行った。 (環境イベント出展実績) ●8/6-7 こども霞が関見学デー2025 ●9/27-28 きょうと☆いきものフェス!2025 ●11/15 &EARTH スマートライフプロジェクト やってみよう!SDGs in ラゾーナ川崎プラザ ルーファ広場(11月) ◎環境省「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」の受託業務 令和6年度に引き続き、地球環境基金事業の目的である持続可能な社会の実現、地域づくりのための環境パートナーシップの形成のため、第5次及び第6次環境基本計画に打ち出された「地域循環共生圏」の理念を体現した取組を実施している「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」の一部業務を受託した。本業務では、セミナー形式による情報発信、地域循環共生圏づくりの中間支援を行う団体への活動経費配分業務、参画団体の中間支援の技術的な知識向上や参画団体同士の学び合いを目的とする座談会の企画運営業務を受託し、地球環境基金事業で培ったノウハウを活かすことで遂行した。	
--	---	--	--	--	---	--

					①資金配分機関としての適切な執行管理 ・参画団体の活動経費処理に係るオンライン説明会を実施し、26 地域（52 団体）との連携協定書を締結。 ・活動経費の支払日を年度後半に寄せて 3 回としていた令和 6 年度から、通年で参画団体がより活動をスムーズに実施できるよう年度前半にも支払日を設けて 6 回とし、年間を通じ滞りなく処理を完了させた。 ②情報発信（オンラインセミナー）企画及び実施 ・地域循環共生圏づくりの担い手候補の裾野拡大を目的とした地域循環共生圏オンラインセミナー全 4 回を民間企業と連携して実施。 ・各地域の課題や解決等を地域循環共生圏の考え方を通して自分事として捉えることを企図し、環境分野だけでなく、掛け合わせる分野（観光・文化／福祉／交通／教育）を設定し回ごとにテーマや登壇者を設定。 ・参加者の 7 割以上が「これまで地域循環共生圏に関わってこなかった地域、企業、金融機関」であり、指標としていたの「（これらの方々からの）申込率 30％以上」は大幅に達成した。 ③参画団体間の学び合い企画及び実施ほか ・中間支援機能について、GEOC や EP0 担当者の講義やファシリテーションを通したディスカッションにより知識を深め、共生圏事業の卒業団体との交流により、本事業卒業後の進め方のイメージを学ぶことができた。 ・全国 9 か所で開催された中間共有会において、参画団体に対し、地球環境基金助成金を含めた地域循環共生圏の構築に関する支援制度について情報提供を実施。		
--	--	--	--	--	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5－1	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 資源循環政策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） （予算事業 ID ：018759）

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
〈モニタリング指標〉								予算額（千円）	579,952	10,446,644			
審査基準、助成 対象事業の状況 等の公表回数 （前中期目標期 間実績：4 回／ 年）	—	第 4 期中期目標期 間実績：4 回／年	4 回	4 回				決算額（千円）	459,393	2,304,063			
ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物処理 基金管理状況の 公表回数（前中 期目標期間実 績：1 回／年）	—	第 4 期中期目標期 間実績：1 回／年	1 回	1 回				経常費用（千円）	461,046	2,305,925			
								経常利益（千円）	1,564	1,229			
								行政コスト（千円）	461,046	2,305,925			
								従事人員数	2.25	2.25			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	① ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理の助成	① ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理の助成 ア 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るために、以下の取組を行う。	① ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理の助成 ア 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ 				

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5－2	維持管理積立金の管理		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 6 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 資源循環政策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4－5. 廃棄物の不法投棄の防止等 （予算事業 ID ：018760）

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
〈モニタリング指標〉								予算額（千円）	353, 636	555, 407			
設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供件数（前中期目標期間実績：平均1, 165 件）	－	第 4 期中期目標 期間実績：平均 1, 165 件	1, 145 件	1, 163 件				決算額（千円）	223, 172	331, 525			
維持管理積立金 管理状況の公表 回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）	－	第 4 期中期目標 期間実績：平均 1 回／年	1 回	1 回				経常費用（千円）	410, 143	911, 484			
								経常利益（千円）	2, 216	526			
								行政コスト（千円）	410, 143	911, 484			
								従事人員数	1. 25	1. 25			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																									
					業務実績	自己評価	評価																																									
	② 維持管理積立金の管理	② 維持管理積立金の管理 ア 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するために、以下の取組を行う。	② 維持管理積立金の管理 ア 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性の確保 ① 情報提供及び適切かつ確実な事務 i) 積立額及び取戻額 積立及び取戻しに係る事務を適切かつ確実に行った。 (単位：百万円) <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">積立</th><th colspan="2">取戻（△）</th><th rowspan="2">残高</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>令和3年度</td><td>608</td><td>5,469</td><td>47</td><td>1,715</td><td>121,585</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>606</td><td>5,933</td><td>41</td><td>1,219</td><td>126,299</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>583</td><td>5,977</td><td>40</td><td>1,312</td><td>130,964</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>590</td><td>7,646</td><td>50</td><td>1,884</td><td>136,726</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>572</td><td>5,830</td><td>51</td><td>1,223</td><td>141,332</td></tr></table> 令和8年3月末現在 ii) 運用利息の通知及び払渡し ・令和6年度分維持管理積立金利息（令和7年3月通知）について、希望する設置者（4月定期払685件、その他17件）に支払った。 (B) 維持管理積立金の適正な管理 ① 維持管理積立金の適正な管理のため、法律上期限が定められた以下の業務を確実に遂行した。 ・最終処分場設置の許可権者（99都道府県等）に、各管内の設置者の積立額及び取戻額を通知した（6月） ・許可権者からの算定通知（12月末期限）の内容確認 ・設置者の積立で（2月末期限）確認及び預り証書の発行 ・令和7年度分利息額の計算（計算期間：令和7年3月1日～令和8年2月28日） ・設置者へ令和7年度分利息額を通知（3月末） ・許可権者へ積立遅延者リストを送付（3月末） ② 管理状況の公表 令和6年度末時点の維持管理積立金の管理状況をホームページで公表した（4月）。 (資料編P87_維持1 維持管理積立金管理業務の概要)	区分	積立		取戻（△）		残高	件数	金額	件数	金額	令和3年度	608	5,469	47	1,715	121,585	令和4年度	606	5,933	41	1,219	126,299	令和5年度	583	5,977	40	1,312	130,964	令和6年度	590	7,646	50	1,884	136,726	令和7年度	572	5,830	51	1,223	141,332	＜評定と根拠＞ 評定：B 埋立処分終了後の適正な維持管理を推進するため、以下のとおり、透明性・公平性を確保しつつ、着実かつ適正に実施したことから、自己評価をBとした。 ○ 設置者への維持管理積立金の運用利息の通知及び払渡し、積立金の積立て及び取戻し、並びに許可権者への通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。 ○ 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。 ＜課題と対応＞ 最終処分場の受入量の減少等により、積立金の預かり期間が長期化する傾向にあることから、許可権者に適宜状況を確認しつつ、環境省と情報共有等を図り適正な管理に努めていく。	評価	B
	区分	積立		取戻（△）			残高																																									
件数		金額	件数	金額																																												
令和3年度	608	5,469	47	1,715	121,585																																											
令和4年度	606	5,933	41	1,219	126,299																																											
令和5年度	583	5,977	40	1,312	130,964																																											
令和6年度	590	7,646	50	1,884	136,726																																											
令和7年度	572	5,830	51	1,223	141,332																																											
	【モニタリング指標】 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供件数（前中期目標期間実績：平均1,165件）	（ア）積立者に対し運用状況等の情報提供を、着実に行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。	（ア）運用利息等を毎年度1回通知し、積立て、取戻し事務を適切かつ確実に行う。	設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供件数（前中期目標期間実績：平均1,165件）	＜評定に至った理由＞ 積立者に対する運用状況等の透明性・公平性の確保については、ホームページにおいて管理状況を適切に公表しており、埋立処分終了後の適切な維持管理に向けた対応を適正に遂行している。また、積立者に対して維持管理積立金の運用利息の通知を行うとともに、積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実にやっていることから、「B」と評価した。																																											
	維持管理積立金管理状況の公表回数(前中期目標期間実績:平均1回／年)	イ 維持管理積立金の適正な管理を行うために、以下の取組を行う。 （ア）維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。	イ 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 （ア）維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。	維持管理積立金管理状況の公表回数(前中期目標期間実績:平均1回／年) ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	＜その他事項＞ 特になし。																																											

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
2－1	公害健康被害の補償			
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 58 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号	
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞被認定者の命と健康を守る公健制度を安定的に実施・運用するためには、補償給付等の財源を適切に確保することが重要であるとともに、補償給付費等を地方公共団体に対し確実に納付することが必要不可欠であるため。 ＜困難度：高＞制度創設から長期間経過する中、産業構造の変化が加速化する環境において、引き続き納付義務者の自主的な協力の下、補償給付等の財源を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。		関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境保健対策の推進 8－1. 公害健康被害対策（補償・予防） (予算事業 ID：018756)

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
〈評価指標〉								予算額（千円）	34,746,722	33,853,682			
賦課金に係る 申告率 99 % （前中期目標 期間実績：99% 以上）	毎年度 99 % 以上	第 4 期中期目標期 間実績：99%以上	99.8% (8,109 件 / 8,128 件)	99.8% (8,089 件 / 8,107 件)				決算額（千円）	30,471,517	30,242,047			
地方公共団 体が行う補償給 付等に必要な 費用の納付及 び適切な活用 の促進状況			地方公共団 体の課題・ ニーズと情 報・シーズ を ERCA が情 報集約し、 マッチング させる PDCA を新たに開 始	オンライン 納付業務シ ステムを活 用して、地 方公共団 体が行う課 題解決 のための情 報提供を進 めた。				経常費用（千円）	30,470,675	30,263,505			
								経常利益（千円）	△772,647	△532,402			

〈モニタリング指標〉								行政コスト（千円）	30,470,770	30,263,505			
産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するための対応状況			汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率					従事人員数	15	16			
			99.986% (23,120,281千円 / 23,123,553千円)	99.926% (23,370,950千円 / 23,388,349千円)									
			ERCA・賦課金事務局における相談・問合せ対応件数 (フリーダイヤル・メール)										
			5,785 件	5,963 件									
			未納納付義務者に対する納付督促件数 (電話督促・現地督促実施件数)										
			60 件	99 件									
			汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査等の件数										
			24 件	21 件									
デジタル技術等を活用した納付義務者の利便性向上に向けた取組状況			申告納付説明・相談会の開催										
			・動画配信 (1,739 再生) ・ウェビナー (1,705 人参加)	・動画配信 (1,422 再生) ・ウェビナー (2,019 人参加)									
			オンライン申告の促進動画の配信										
			1,538 再生	986 再生									
			汚染負荷量賦課金に係るオンライン申告率										
			83.6% (6,776 件 / 8,109 件)	85.5% (6,916 件 / 8,089 件)									
			ペイジー（※）を利用した収納件数										
			2,142 件	3,245 件									
納付業務に係る指導調査の実施件数		前中期目標期間実績の平均値:12 件	14 件	15 件									
補償給付等の執行に係る地方公共団体の満足度向上に向けた取組状況			地方公共団体向け納付業務システム研修に対する満足度										
			96.8% (研修後アンケート結果)	94.5% (研修後アンケート結果)									
地方公共団体が行う被認定者への補償給			納付業務システム等を利用した情報共有（新規）										
			64 件	68 件									

付及び公害保 健福祉事業に 係る情報収集 及び情報提供 の状況								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

（※）ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話から支払うことができるサービス。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	(1) 公害健康被害の補償	(1) 公害健康被害の補償	(1) 公害健康被害の補償		<主要な業務実績> 重要度・困難度が高い公害健康被害の補償業務を着実・効率的に遂行するため、「主要重点業務」を設定し、PDCAを回しながら業務の効率化と達成度の向上を図っている。 「主要重点業務」を用いた業務管理により、部全体の情報共有と意識向上、優先順位の明確化及び継続的な業務改善を図りながら、より質の高い目標達成に向けて取り組んでいる。	<評価と根拠> 評価：S	<評価に至った理由>	
					<主な定量的指標> 賦課金に係る申告率（前中期目標期間実績：99%以上）	ア 賦課金の申告率：99.8%（8,089件/8,107件）	①公害健康被害補償制度（公健制度）の実施に当たり、26,231人（令和7年3月末）の被認定者への補償給付費等の給付を確実にを行うのに必要な財源を確保するために8,089事業者から汚染負荷量賦課金（233億円）を徴収する業務は、第5期中期目標において重要度が高く、困難度も高い業務とされている。令和7年度においては、ERCAの業績向上努力により、“汚染負荷量賦課金の申告率”が99.8%を達成し、高い水準を安定的に維持したことに加え、単なる業務改善にとどまらず、業務運営の質を一段と高度化する取組を実施することにより事業者の「行動変容」を促すなど構造的な進化を実現し、制度運営の質及び持続性を大きく向上させることにより、中期目標における困難度が「高」とされている当該業務において、以下のとおり質的にも顕著な成果が得られていると認められる。 ②また、第5期中期目標において重要度が高い業務とされている評価指標“地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業の必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況”については、ERCAの業績向上努力により、指導調査の実施に加え、被認定者の高齢化や認知症の疾患、運動機能の低下等に伴う福祉事業への参加者の減少を踏まえ、事業の活性化等に向けた取組として、各地方公共団体の公害保健福祉事業の実施の課題を募り、これに他の地方公共団体が対応策を回答するアンケート調査を新たな取組として開始し、地方公共団体から回答のあった優良事例をオンライン納付業務システムで情報共有するなど、以下のとおり質的に顕著な成果が得られていると認められる。 このように、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が認められることから、自己評価を「S」とした。 ■所期の目標を量的に上回る顕著な成果 ①…委託先とのリアルタイムの相談体制の構築など ICTを	公害健康被害補償制度においては、被認定者への補償給付費等の給付を確実に実施するため、その財源となる汚染負荷量賦課金を適切に徴収するとともに、地方公共団体に対し必要な費用を確実に納付することが極めて重要であり、第5期中期目標においても重要度及び困難度がともに高い業務と位置付けられている。 令和6年度以降においては、産業構造の変化の進展や納付義務者の負担感の増大等を背景に、安定的な財源確保や制度への理解確保の難しさが増す中、徴収関連業務の受託者と連携した業務プロセスの標準化・改善、納付義務者からの相談・問合せへの適切な対応、申告内容の審査強化等を通じて、申告・納付の適正性及び公平性の確保に取り組んだ。あわせて、オンライン申告の促進、ペイジーの利用拡大、RPAやAIチャットボットの活用等により、納付義務者の利便性向上と業務効率化を推進した。 その結果、 <u>評価指標である賦課金の申告率については、中期計画値（99%以上）に対して99.8%を達成し、高い水準を維持した。また、収納率についてもほぼ100%に近い水準を確保するとともに、未申告・未納事業者に対する督促や実地調査等を通じて、申告・納付の着実な履行を確保した。</u> さらに、オンライン申告率の向上やペイジー利用件数の増加など、デジタル技術の活用による利便性向上と業務効率化についても一定の成果が認められた。 加えて、 <u>地方公共団体に対する支援として、納付業務指導調査の実施や研修の充実、オンラインシステムを活用した情報共有の推進等により、補償給付及び公害保健福祉事業の適正かつ効率的な実施を支援した。</u> 特に、地方公共団体のニーズや課題を把握し共有する取組の実施や、システム改修による事務手続の効率化などにより、地方公共団体の利便性向上と事務負担軽減に寄与した。 以上のとおり、所期の目標を上回る成果が認められるとともに、業務の安定的な遂行と効率化の取組について
	【評価指標2-1-1】 ・賦課金に係る申告率99%（前中期目標期間実績：99%以上） 【モニタリング指標】 ・産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するための対応状況	ア 賦課金の申告率を毎年度99%以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するため、徴収関連業務受託者の能力向上を図るとともに、納付義務者からの質問及び相談等に的確に対応する。	ア 賦課金の申告率を毎年度99%以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を確保するため、徴収関連業務受託者の能力向上及び徴収関連業務プロセスの標準化等を目的とする効果的な指導や支援を行う。	<主な定量的指標> 賦課金に係る申告率（前中期目標期間実績：99%以上） ・産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するための対応状況	（ア）補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するための対応 a 徴収関連業務受託事業者への指導 受託者が（株）東京商工リサーチに変わり契約の2年目となる令和7年度は、令和6年度の実施状況を踏まえ、課題や改善点について受託者と協議を重ねながら見直しを行い、PDCAサイクルを回すことにより、受託者が行う徴収関連業務プロセスの標準化に向けて、きめ細やかな指導と伴走支援を行った。 具体的には、納付義務者からの相談及び問合せに関する受託者との情報共有を目的に令和6年度から活用しているクラウドサービス（ICT）の安定稼働を実現させるため、運用状況の見直しや課題の改善を講じた。また、相談及び問合せ内容に応じて記録簿を分けるなど、視認性及び認識性を向上させる工夫により迅速かつ正確な情報共有が可能となり、受託者からの照会に速やかに対応することができた。 さらに、申告書等の受理及び点検内容を見直し、より実務に則したものとなるよう受託者向けマニュアルを更新した。 その結果、賦課金の申告率は99.5%（徴収実施機関の終了日時点）となり、令和6年度を上回る高い申告率を確保することができた。	①公害健康被害補償制度（公健制度）の実施に当たり、26,231人（令和7年3月末）の被認定者への補償給付費等の給付を確実にを行うのに必要な財源を確保するために8,089事業者から汚染負荷量賦課金（233億円）を徴収する業務は、第5期中期目標において重要度が高く、困難度も高い業務とされている。令和7年度においては、ERCAの業績向上努力により、“汚染負荷量賦課金の申告率”が99.8%を達成し、高い水準を安定的に維持したことに加え、単なる業務改善にとどまらず、業務運営の質を一段と高度化する取組を実施することにより事業者の「行動変容」を促すなど構造的な進化を実現し、制度運営の質及び持続性を大きく向上させることにより、中期目標における困難度が「高」とされている当該業務において、以下のとおり質的にも顕著な成果が得られていると認められる。 ②また、第5期中期目標において重要度が高い業務とされている評価指標“地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業の必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況”については、ERCAの業績向上努力により、指導調査の実施に加え、被認定者の高齢化や認知症の疾患、運動機能の低下等に伴う福祉事業への参加者の減少を踏まえ、事業の活性化等に向けた取組として、各地方公共団体の公害保健福祉事業の実施の課題を募り、これに他の地方公共団体が対応策を回答するアンケート調査を新たな取組として開始し、地方公共団体から回答のあった優良事例をオンライン納付業務システムで情報共有するなど、以下のとおり質的に顕著な成果が得られていると認められる。 このように、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が認められることから、自己評価を「S」とした。 ■所期の目標を量的に上回る顕著な成果 ①…委託先とのリアルタイムの相談体制の構築など ICTを	公害健康被害補償制度においては、被認定者への補償給付費等の給付を確実に実施するため、その財源となる汚染負荷量賦課金を適切に徴収するとともに、地方公共団体に対し必要な費用を確実に納付することが極めて重要であり、第5期中期目標においても重要度及び困難度がともに高い業務と位置付けられている。 令和6年度以降においては、産業構造の変化の進展や納付義務者の負担感の増大等を背景に、安定的な財源確保や制度への理解確保の難しさが増す中、徴収関連業務の受託者と連携した業務プロセスの標準化・改善、納付義務者からの相談・問合せへの適切な対応、申告内容の審査強化等を通じて、申告・納付の適正性及び公平性の確保に取り組んだ。あわせて、オンライン申告の促進、ペイジーの利用拡大、RPAやAIチャットボットの活用等により、納付義務者の利便性向上と業務効率化を推進した。 その結果、 <u>評価指標である賦課金の申告率については、中期計画値（99%以上）に対して99.8%を達成し、高い水準を維持した。また、収納率についてもほぼ100%に近い水準を確保するとともに、未申告・未納事業者に対する督促や実地調査等を通じて、申告・納付の着実な履行を確保した。</u> さらに、オンライン申告率の向上やペイジー利用件数の増加など、デジタル技術の活用による利便性向上と業務効率化についても一定の成果が認められた。 加えて、 <u>地方公共団体に対する支援として、納付業務指導調査の実施や研修の充実、オンラインシステムを活用した情報共有の推進等により、補償給付及び公害保健福祉事業の適正かつ効率的な実施を支援した。</u> 特に、地方公共団体のニーズや課題を把握し共有する取組の実施や、システム改修による事務手続の効率化などにより、地方公共団体の利便性向上と事務負担軽減に寄与した。 以上のとおり、所期の目標を上回る成果が認められるとともに、業務の安定的な遂行と効率化の取組について	

		(イ) 賦課金申告の適正性・公平性を確保するため申告書の審査を実施し、申告内容に誤りがある場合の指導、修正又は更正など適正な処理を行う。	(イ) 受託者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての理解を深めるとともに、前年度までに多かった質問や誤りの多い事項についての対応策を講じる。	また、令和7年度業務の課題や改善点を踏まえ、令和8年度申告納付に向けて、業務マニュアル等の見直しを行い受託者に提供したほか、申告関係書類の内容改訂及び申告納付説明会用の動画を作成した(3月)。 (イ) 納付義務者からの相談、質問事項等への対応 a 申告納付説明会の実施 納付義務者を対象とした申告納付説明会を、令和4年度から実施している動画配信形式(4月1日～5月15日1,422再生)及びクラウドサービスを活用したウェビナー形式により実施した(4月8日、4月16日 計2,019人参加)。同説明会では、公害健康被害補償予防制度(以下「公健制度」という。)の概要のほか、令和7年度からの変更点について丁寧に説明を行った。 b 納付義務者からの問合せへの対応 令和6年度は3月に設置したコールセンター(汚染負荷量賦課金事務局フリーダイヤル)を、令和7年度は1か月前倒しして2月から設置し、納付義務者からの相談・問合せを受け付けた。また、受託者と機構との情報共有にはクラウドサービスを活用し、速やかに問合せ対応を行った。この結果、令和7年度の繁忙期である4～5月の機構フリーダイヤルへの電話問合せ件数を126件と令和6年度(259件)より49%減少させる業務の平準化に成功し、申告書の点検を前倒しで進めることができた。 また、機構・賦課金事務局における相談・問合せ対応件数(電話・メール)は5,963件で、令和6年度(5,785件)より微増しているが、返信にRPA(Robotic Process Automation)を用いるなど作業効率化を図った。 さらに、令和8年度申告納付に向けて、汚染負荷量賦課金Q&A集について令和7年度の問合せ内容を分析した上で、より検索性を向上させるために整理し改訂したほか、改訂後のQ&A集を活用してAIチャットボットを更新した(3月)。 c 機構職員の人材育成・能力開発 公健制度に対する理解増進とステークホルダーへの説明責任を果たすためのスキルアップ及び職員の意欲向上のため、令和6年度に続き2回目となる水俣病に係る研修(17名参加)を熊本県の団体、国立水俣病総合研究センターとの連携・協力のもと2泊3日にプログラムを拡充して実施した(10月)。	活用した戦略的な対策を講じるとともに連携体制の強化を図った結果、これまでの業務水準を維持、さらに向上させ、申告率99.5%(徴収実施機関の終了日時点)と高い水準で達成した。 ②また、“地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業の必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況”については、指導調査15件に加え、地方公共団体からの様々なニーズに応じて他の地方公共団体の創意工夫による優良事例等をオンライン納付業務システムで共有する取組により、68件の情報提供を行った。補償給付及び福祉事業の情報提供のページには、地方公共団体から284回のアクセスがあり、量的に顕著な成果を上げた。 ■所期の目標を質的に上回る顕著な成果 【ERCAの自主的な取組による創意工夫】 ①ー1 納付義務者からの相談・質問対応については、令和6年度に引き続き設置したコールセンターにおいて第一次対応を集約的に行う体制を準備することで、効率的な回答サービスを提供することができた。また、第一次対応が困難な案件については受託者と機構との間でクラウドサービスを活用し、情報共有及びエスカレーションを行う体制を構築した。 当該クラウドサービスについては、安定稼働を実現させる観点から運用状況の見直しを行い、把握された課題に対する改善策を講じた。併せて、相談及び問合せ内容に応じた記録簿を区分するなど、情報の視認性及び認識性を高める工夫を行った。これにより、受託事業者と機構との間で相談・問合せ情報の共有が迅速かつ正確に行えるようになり、受託者からの照会に対して速やかに対応することが可能となった。 さらに、機構職員による第二次対応の結果を受託事業者へフィードバックすることで、第一次対応の対応力向上にもつながる好循環が生まれ、問合せ対応体制全体の質的な向上を顕著に図ることができた。 ①ー2 申告・納付が集中する4月から5月にかけては、8千を超える納付義務者からの問合せにより対応が逼迫する状況が続いていた。このため、令和7年度はコールセンターの設置時期を1か月前倒しし2月から運用を開始するとともに、受託者との情報共有にクラウドサービスを活用するなど体制整備を進めた。その結果、令和7年度4月から5月の機構フリーダイヤルへの電話問合せ件数は126件と	も着実な進展がみられることから、本業務についてはA評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 汚染負荷量賦課金の適正な確保を維持するため、納付義務者への周知や理解促進に引き続き取り組むとともに、デジタル技術の活用による利便性向上及び業務効率化を推進していくことが求められる。 ＜その他事項＞ 特になし
--	--	---	---	--	---	--

		（ウ） 納付義務者の申告・納付に係る事務負担軽減、誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨し、デジタル技術等を活用して納付義務者の利便性及び業務効率の向上のための取組を実施する。	（ウ） 賦課金申告の適正性・公平性を確保するため申告書の審査及び実地調査等を実施し、申告内容に疑義等がある納付義務者に対し適正な申告となるよう指導して、申告額の誤りを修正又は更正するなど適正に処理する。その際、限られた人的リソースでも効果的かつ効率的に申告書審査を行うため、デジタル技術等を活用した作業内容や業務フローの見直しなどを行う。また、実地調査等についてはWeb会議を活用し納付義務者の利便性の向上と効率化を図る。さらに、申告額の適正性向上のため、申告額の誤りを防止するための説明方法の改善等の対策を講じる。		（ウ） 賦課金申告の適正性・公平性の確保のための取組 a 公平な賦課金申告の確保 申告・納付期限までに申告を行わない納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、（株）東京商工リサーチ及び機構において、電話及び文書等による申告督促を行った。 督促の結果、納付義務者数 8,107 事業者中、申告・納付期限時点で未申告者数は 278 事業者であったが、260 事業者（うち、13 事業者に対しては現地督促を実施）が申告に応じ、令和 8 年 3 月末時点において 18 事業者まで未申告者を縮小させ、99.8％（8,089 件/8,107 件）の高い申告率を確保した。 ・未納の納付義務者に対する納付督促の実施 納付督促については、電話による督促を 99 事業者（納付期限までに納付しない者及び申告後当月中に納付していない者）に対して実施した。その効果により、収納率は 99.9％と高い水準を保っている。なお、3 事業者は破産手続が開始されたため、交付要求を実施した。 ・過年度の未納の納付義務者に対する措置 令和 6 年度以前の未納の納付義務者は、令和 7 年度期首時点で 9 事業者であった。そのうち、3 事業者は過年度未納分完納となり、2 事業者は破産終結、2 事業者は破産手続中のため交付要求中である。また、2 事業者について現地督促を実施した。引き続きこれらの納付状況を確認していく。 b 申告書審査 申告書審査業務については、限られた人的リソースの中で専門的な審査技術の共有と承継が課題であったため、審査のポイントや納付義務の承継に関する勉強会を課内職員向けに実施した（6、9、12、2 月）。さらに（一社）産業環境管理協会が開催する受験講習会 WEB 講座の基礎講座（大気）及び大気特論を受講し（3 月）、ばい煙発生施設と SOx 排出に係る知識の習得を図った。 また、部内職員向けの算定様式基礎研修については研修動画を作成し職員教育を実施した（3 月）。 また、これまで個別に OJT で実施していた審査内容の課内での相談については、デジタル技術（Teams）を活用し審査に関する相談、回答、類似事例などの知見を検索可能な状態で共有・蓄積することにより、審査技術の共有と承継の改善を図ることとした（8 月）。	なり、令和 6 年度（259 件）から 49％削減し、問合せ対応の迅速化を通じて納付義務者の利便性向上に大きく寄与した。 また、令和 7 年度の機構・賦課金事務局における相談・問合せ件数（電話・メール）は 5,963 件と前年度から微増したものの、RPA を活用した返信業務の効率化により、限られた体制の中でも迅速かつ安定した対応を維持することができた。また、令和 8 年度の申告納付に向け、令和 7 年度の間合せ内容を分析し、汚染負荷量賦課金 Q&A 集の構成を整理・改訂するとともに、改訂内容を反映して AI チャットボットを更新し、問合せ対応の質と利便性の一層の向上を図った。 ①ー 3 オンライン申告の申告率向上に向け、作業環境を理由にオンライン申告ができない納付義務者を減らし、環境に左右されず申告できる仕組みを実現するため、新システムの調達を進めている。また、オンライン申告における理解促進と行動喚起をより効果的に図るため、申告方法に応じて案内文の構成を見直し、三種類の個別案内として新たに作成し、納付義務者の行動変容を促した。その結果、オンライン申告を始める際に提出が必要となる電子申告等届出書の提出件数が、令和 6 年度と比べて 50％増加した。 ①ー 4 納付義務者の利便性向上を図るため、ペイジーの取扱金融機関拡大に向けた協議を継続的に実施した結果、令和 7 年 4 月から鹿児島銀行及び山梨中央銀行が新たに取扱いを開始し、利用可能な金融機関は 52 行となった。さらに、伊予銀行からも取扱い承認を得ており、令和 8 年 4 月から利用開始予定であるなど、納付環境の改善に寄与した。また、令和 7 年度からは汚染負荷量賦課金納付書とペイジー案内文書を一体化し、納付担当者への情報提供を効率化した結果、全納付件数約 11,000 件のうちペイジー収納件数は 3,245 件となり、令和 6 年度末比 51％増と大きく伸長した。 これらの取組は、金融機関における領収済通知書送付や収納状況確認の廃止による事務負担軽減に加え、納付義務者に対してもパソコンやスマートフォンを用いた 24 時間納付を可能とするなど利便性向上に資するものであり、申告率 99％以上の政策目標の達成に向けて質的に顕著な成果を上げた。 ①ー 5 4 月から 5 月にかけての申告・納付の繁忙期においては、電話による問合せ件数は前年度から大幅に減少した一方で、フォーム（メール）経由の件数が増加傾向にあり、
--	--	--	---	--	--	--

			(エ) 納付義務者の申告・納付に係る事務負担軽減、誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨し、オンライン申告率を伸長させる。(前中期目標期間実績：令和4年度74.3%)	c 納付義務者に対する実地調査及び指導の実施 各事業者のばい煙発生施設や SOx の排出工程の実態及び申告書作成の根拠となった原始帳票類を精査することにより、適正な申告が行われているかを詳細に確認するため、実地調査を7月に1事業者、10月に2事業者に対して実施した。また、納付義務者の利便性と効率性を目的として行う資料及び調査票の提出による調査（重点調査）を10事業者に対して実施した。（6～1月）実地調査では、Web 会議システムを活用して、臨場前に施設状況や疑義事項を確認することにより、事業場への臨場日数を平均 1.5 日から 1 日に短縮し、効率化と事業者の負担軽減を図った。 さらに通常の審査においても、確認事項が多く複雑な申告の8事業者に対しては、Web 会議システムを活用することにより審査の効率化と指導内容の理解の促進を図った（10～3月）。 これらの調査の結果、不適切な申告があった場合には指導を行い、賦課金額に変更がある場合については修正処理を行った。 加えて、申告書の算定内容の誤りや前年度調査の指導事項の再確認などの申告書審査による修正又は更正処理を60件実施した。（6～2月） （参考：修正処理 22 件 567 万円、更正処理 38 件 △2,507 万円） このほか、申告額の誤りの原因等の分析から用紙申告の誤りが多いため、申告書に金額の端数処理方法を追記する対策を講じた（1月）。 (エ) オンライン申告の促進 納付義務者の事務負担軽減や誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨するため、以下の取組を実施した結果、汚染負荷量賦課金に係る電子申告率は 85.5%（令和8年3月末時点）となった。 a 申告の対象となるばい煙発生施設等を現在是有しておらず、算定様式の作成・提出が不要となる事業者を対象として、オンライン申告システム上で直接入力することにより申告が完了となる Web 入力フォームによるオンライン申告（算定様式なし用。令和5年度に導入）を引き続き運用した。当該入力フォームから申告を行った事業者は 1,147 件（令和8年3月末時点）であり、令和6年度（1,156 件）と同水準であった。 b 申告書審査にて用紙申告で単純な計算誤り等のあった 125	令和6年度の 2,324 件から令和7年度は 4～5 月分のみで 3,520 件となっている。このため、繁忙期に集中する定型的な照会への対応を安定的かつ効率的に行う必要性が高まったことを踏まえ、RPA を活用した業務効率化を重点的に推進した。 具体的には、機構のシステム基盤更改に伴い各職員端末へ導入した新たな RPA ツールを活用し、電子申告等届出書等に関する問合せについて自動返信メールを作成する仕組みを構築した。その結果、定型的な対応業務の効率化が進み、令和6年度の693件から前年度比93.8%増となる1,343件の問合せに対応するなど、繁忙期における定型業務の処理負担を大きく軽減することができた。 また、納付義務者アンケート（1,361 件）の自動集計、官報情報検索サービスにおける自動検索、インターネットバンキング入出金明細 CSV の加工作業についても、引き続き RPA を活用し、作業の効率化を図った。これらの取組により、部全体で前年度比約 34 人日の工数削減を実現し、超過勤務の削減にも寄与するなど質的に顕著な成果を上げた。 ②また、新型コロナウイルス感染症が拡大した時期に落ち込んだ地方公共団体による公害保健福祉事業の執行率と事業量の改善を図るため、従来から取り組んできた指導調査 15 件に加え、ERCA の自主的な取組として、同事業の対象となる 43 地方公共団体に対して、福祉事業の実施に係る課題等を募り、実際に困っていることや対応状況を相互に共有して、課題解決に活用するためのアンケート調査を実施した。その結果、43 地方公共団体すべてから回答があり、幅広く情報提供を図ることができ、日中連絡の取りにくい就労者や数年指導できていない患者を含む市内在住者、及び市外在住者に対して、健康相談票を認定更新の書類送付時に同封して返送してもらうことで、療養状況の把握・指導に役立てている等の優良事例を共有することができた。また ERCA からの質問として、令和7年度から新たに追加された新型コロナワクチン接種費用助成事業に関する内容も含めることにより、他の地方公共団体の実施要綱を共有できるようにするなどの具体的な支援を行うことができた。これらの取組により落ち込んだ公害保健福祉事業の活性化が図られるなど地方公共団体による公害保健福祉事業費の適切な活用にも寄与する質的に顕著な成果を上げた。 【重要度及び困難度の高い目標の達成】	
--	--	--	--	---	--	--

				事業者に対して、オンライン申告（簡易版含む）の態態を行った（6～3月）。 c 令和6年度オンライン申告を行った事業者のうち、令和7年度は用紙申告へ変更となった事業者を対象に個別調査を実施した（11月）。 オンライン申告ができなくなった理由の一つとしてオンライン申告システムへのログイン方法が不明であるとの回答を得たため、算定様式の先行ダウンロードに係る案内でログイン方法を周知するなど、丁寧にフォローを行った（12月）。 また、作業環境が理由であるとの回答も確認されたことから、作業環境に制限されずに申告が可能となる仕組みを実現するため、新システムの準備を進めている。 d 令和6年度まではオンライン申告に必要な算定様式の先行ダウンロードに係る案内を全納付義務者一律の内容で送付していたが、必要とされる情報の深度が納付義務者によって異なることを踏まえ、より効果的な理解促進と行動喚起を図るべく、案内文の構成自体を見直した。 具体的には、納付義務者の申告方法に応じて三種類の個別案内（①オンライン申告事業者（算定様式あり）版、②オンライン申告事業者（算定様式なし）版、③用紙申告事業者版）を新たに作成し、各納付義務者に寄り添った表現や説明構成へと刷新した。これにより、納付義務者が自らの状況に照らしてスムーズに必要な事項を把握できるよう配慮するとともに、次に求められるステップを明確に示すことにより、行動につながりやすい案内体系を構築した。 これらの取組を通じ、案内文の分かりやすさと納付義務者の納得性を高めるとともに、結果として納付義務者の対応の円滑化及び行動変容につながる実効性の向上を図った（12月）。	①第5期中期目標において重要度が高く、困難度も高い業務とされている汚染負荷量賦課金に係る申告率の評価指標は、100%以上である99.8%を達成した。 ②また、第5期中期目標において重要度が高い業務とされており、目標策定の時点では困難度を設定していなかった評価指標“地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業の必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況”については、地方公共団体の納付業務担当者に対する効果的な支援のため、動画視聴形式の研修を実施した結果、アンケートから十分な満足度、理解度を得られており、顕著な成果を上げた。 ＜課題と対応＞ 汚染負荷量賦課金の徴収業務については、被認定者への補償給付費等の財源となる賦課金を将来にわたり適正かつ安定的に確保することが制度の安定運用において重要な課題である。加えて、経済環境の変化や脱炭素の進展を踏まえつつ、申告・納付の確実性及び公平性を維持していく必要がある。このため、引き続き納付義務者の制度理解を促進するとともに、DXを推進し、申告・納付手続に係る利便性の向上及び業務効率化を図ることで、申告・納付の促進を通じた安定的な財源確保に取り組んでいく。 一方、地方公共団体支援（補償給付及び公害保健福祉事業）については、被認定者の減少に伴い、地方公共団体における担当人員の確保や知見の継承が困難となっていることが課題となっており、補償給付及び公害保健福祉事業に係る事務処理の適正化・効率化を一層進める必要がある。このため、地方公共団体の要望やニーズを的確に把握し、効果的な情報共有やきめ細かな支援を行うとともに、業務の適正化・効率化を促進することにより、補償給付及び公害保健福祉事業の円滑な実施を支援していく。	
	・デジタル技術等を活用した納付義務者の利便性向上に向けた取組状況 ＜目標水準の考え方＞ 賦課金を徴収するに当たり、納付義務者の理解の下、各納付義務者が自		（オ）受託者との連携を図りつつ、申告・納付が的確かつ効率的に行われるよう、納付義務者の利便性及び業務効率の向上に向けて、RPAやAIチャットボットなどの最新デジタル技術を活用した対策	・デジタル技術等を活用した納付義務者の利便性向上に向けた取組状況	（オ）デジタル技術等を活用した納付義務者の利便性の向上・効率性の確保 a 電子納付収納サービス（ペイジー）の利用促進 ペイジー収納件数 3,245件 （令和8年3月末時点） 納付義務者の利便性向上のためペイジーの取扱金融機関の拡大に向け、金融機関との協議を進めた結果、令和7年4月より鹿児島銀行及び山梨中央銀行が取扱いを開始し、利用可能な金融機関が52行となったほか、新たに伊予銀行から取扱いの承認を受け、令和8年4月より利用可能となる予定である。また、令和7年度より汚染負荷量賦課金納付書とペイジーによる納付促進のための案内文書を一枚に	

	主に申告及び納付を行ってもらう必要があることから、丁寧な対応及び適正性並びに効率性及び経済性を強化しながら、賦課金の申告率については、前中期目標期間実績の平均値99%以上を目指す設定とする。 <想定される外部要因> 産業構造の変化が加速化する環境において、脱炭素の進展により賦課金額の計算に係る硫黄酸化物排出量の減少に伴い、納付義務者に著しい影響が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。		を進めるとともに、賦課金徴収・審査システムの構築についての検討を進める。		まとめたことにより、汚染負荷量賦課金経理担当者への周知が進み、全納付件数約 11,000 件のうち、ペイジー収納件数が 3,245 件（令和 6 年度 3 月末比 51%増（1.5 倍増））となった。 また、これまでペイジー納付を体験できるデモ操作ページを機構ホームページに掲載していたが、理解の一層の向上を図るため、当該デモ操作画面を動画形式に再構成し機構ホームページに掲載することにより、納付義務者が操作手順を容易に把握できるようにした（3 月）。 b RPA・AI チャットボットの活用 納付義務者からの問合せは、電話ではなくフォーム（メール）からのものが増加傾向にあることから（R6：2,324 件→R7：3,520 件（4～5 月分））、RPA の活用による業務の効率化を一層進めた。 具体的には、機構のシステム基盤更改に伴い各職員の端末に導入した新たな RPA ツールを活用し、1,343 件の電子申告等届出書等に関する問い合わせについて RPA を用いて返信メールを自動作成し、定型業務の作業効率化を図った（令和 6 年度は 693 件、前年度比 93.8%増）。また、納付義務者からのアンケート（1,361 件）の自動集計、官報情報検索サービスにおける自動検索、インターネットバンキングの入出金明細 CSV の加工作業についても引き続き RPA の活用により作業効率化を図った。こうした RPA の積極的な活用により、部全体で前年度比約 34 人日の工数削減となり、超過勤務削減につなげた。 さらに、デジタル技術等を活用した納付義務者の利便性向上及び業務効率化に向けたビジネスプロセス管理（BPM）のため、RPA 専門の職員を採用し、業務プロセスを見直して最適化を図るとともに、RPA ツール活用に向けた職員教育を実施した（1 月～3 月）。 加えて、納付義務者からの問合せに 24 時間対応できるよう、令和 5 年度から導入している AI チャットボットを令和 7 年度も申告期間中に機構ホームページへウィジェット搭載し、納付義務者の利便性向上及び問合せ者の負担軽減を図った。 c 徴収・審査システムの構築等 ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の費用の助成	
--	---	--	---	--	---	--

					に関する事業の追加に係るシステム改修 令和7年度から公害保健福祉事業に「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の費用の助成に関する事業」が追加されたため、徴収・審査システムに福祉事業システムに係る機能の追加を行った（7月）。 ・Microsoft社のサポート終了に伴うシステム改修 現行システムでは、使用している開発言語（VBScript及びMicrosoft EdgeのInternet Explorerモード）のサポートが終了することに伴い令和11年以降継続して使用ができなくなるため、令和8～10年度にシステム改修を行う予定であり、意見招請を行った。 この改修においては、サポート終了に伴う現行システムの作り直しではなく、オンライン申告を含めた手続きの電子化を促しながら、業務フローの見直しとシステムの開発を一体的に進めることにより、納付義務者、地方公共団体及び機構の利便性向上や業務効率化を図る予定である。		
	【評価指標2-1-2】 ・地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況 【モニタリング指標】 ・納付業務に係る指導調査の実施件数（前中期目標期間実績の平均値：12件） ・補償給付等の執行に係る地方公共団体の満足度向上に向けた取組状況	イ 地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用を促進するために、以下の取組を行う。 （ア）地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る事務処理の適正化を図るため、納付業務指導調査を実施する。 （イ）地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る事務処理の	イ 地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用を促進するために、以下の取組を行う。 （ア）地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業に係る事務手続や事務処理が適正に実施されるよう、指導調査を実施し、確認及び指導を行う。 （イ）地方公共団体が使用する納付業務システムについて、地方公共団体の担当者の事務	・地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況 ・納付業務に係る指導調査の実施件数（前中期目標期間実績の平均値：12件） ・補償給付等の執行に係る地方公共団体の満足度向上に向けた取組状況	イ、地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況（指導調査の実施件数等） （ア）納付業務に係る指導調査 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金については、事務処理の適正性を確認するため、原則として3年に1回のサイクルで対象となる45地方公共団体に対する指導調査を実施している。令和7年度については、15地方公共団体に対して調査を実施した。また、指導調査で得た課題や地方公共団体のニーズ・要望については、今後の事業の見直しのため、環境省に報告し、共有を図った（2月）。 （イ）納付業務支援研修等による地方公共団体の満足度向上のための取組 ① 納付業務支援研修の効率化 地方公共団体の納付業務に携わる補償給付担当者と福祉事業担当者向けの研修を実施した。		

		効率化を図るため、納付業務支援研修等を実施し、地方公共団体の満足度向上に取り組む。	手続の適正化・効率化を図るため、新たな動画を作成し、オンライン形式での研修を行う。		補償給付担当者へのシステム研修については、参加を希望した 21 地方公共団体の担当者を対象に、5 月に 2 回に分けてオンライン開催により実施した。 福祉事業担当者へのシステム研修については、研修への参加を希望した 17 地方公共団体の担当者を対象に、8 月にオンライン開催するとともに、地方公共団体の担当者が何度でも視聴できるように、13 地方公共団体の担当者には動画視聴形式の研修を受講いただいた。動画視聴形式の研修は、新たな試みとして Microsoft Clipchamp を用いて職員自らが作成した研修用動画（5 本）を用いて開催した。研修後のアンケートでは、研修の満足度について担当者の 94.5%から、「有意義」「やや有意義」の評価を得た。 ② 制度認知度、業務理解度向上の取組 地方公共団体において、年度途中や 4 月に異動する担当者に対しての研修材料とすることにより、制度の認知度及び業務の理解度向上を図るため、新規に作成した研修動画をオンライン納付業務システムに掲載し通年閲覧できるようにした（3 月）。 ③ 納付業務システム改修による事務手続の効率化 地方公共団体からの申請及び実績報告等に係る公文書の提出は、これまでメール又は郵送で行っており、また、機構から地方公共団体への決定通知等の送付は郵送で行っていたが、納付業務システムの改修を行うことにより、令和 7 年 5 月よりオンライン納付業務システム上での資料の受け渡しを可能とした。これにより、地方公共団体の利便性向上と、郵送に係る費用削減、手続の簡略化を図ることができた。 また、令和 7 年度から新たに追加された新型コロナワクチン接種費用助成事業について、福祉事業システムに必要なとなる帳票、集計表及びチェック機能等の事業メニューを追加する改修を行い、地方公共団体の事業実施の支援を行った。		
・地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る情報収集及び情報提供の状況	（ウ） 地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る地方公共団体の要望及び課題、優良取組事例	（ウ） 指導調査で把握した地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。公害保健福祉事業については、新た	・地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る情報収集及び情報提供の状況	（ウ） 補償給付及び公害保健福祉事業に係る情報収集及び情報提供の取組	公害保健福祉事業については、被認定者の高齢化や認知症の疾患、運動機能の低下等に伴い福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の活性化等について検討していく必要があることから、令和 6 年度に引き続き以下の福祉事業についての PDCA に取り組んだ。		

	＜目標水準の考え方＞ ・地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業の適正性及び効率性を確保するためには、ERCAによる地方公共団体に対する支援が不可欠であることから、対象地方公共団体の人事異動等に適切に対応できるよう３年に１度は指導調査することを目指し、指導調査の実施件数等による評価については前中期目標期間実績の平均値以上を目指す設定とする。	等を把握し、国及び地方公共団体の企画業務の参考情報となるよう提供する。	に追加される「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の費用の助成に関する事業」の実施状況や取組事例を把握するとともに、その他の事業についても優良取組事例等を把握し、国及び地方公共団体に情報提供を行う。	＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ① 福祉事業の活性化に向けたアンケート調査の実施 福祉事業の実施に係る課題等を募り、実際に困っていることや対応について相互に共有することにより、課題解決に向けた参考情報として活用してもらうことを目的としたアンケート調査を実施した。 アンケート調査の方法は以下のとおり。 １）福祉事業を実施している地方公共団体（43 地方公共団体）に対して、事業の実施に関して他の地方公共団体に聞きたい内容について、質問項目を集約（６、７月）。 ２）集約した質問項目について、各地方公共団体に回答いただいた（８月）。 ３）機構にて結果をとりまとめて、地方公共団体、環境省に共有を行った（９月）。 ４）情報提供の結果については、指導調査の中で、具体的な対策や取組など確認した（８月～12月）。 アンケートについては、43 地方公共団体すべてから回答を集めることができ、幅広く情報提供を図ることができた。 また、質問項目については、令和７年度から新たに追加された新型コロナワクチン接種費用助成事業に関する内容も含めることにより、事業実施に係る情報共有を図るとともに、事業実施前に他の地方公共団体の実施要綱の共有も行うことができた。 ② 各地方公共団体の補償制度資料等の共有 ①のアンケート調査に合わせて、他の地方公共団体に共有可能な資料を提供してもらい、家庭療養指導事業で使用している問診記録や要綱などを機構のオンライン納付業務システムの情報提供ページにて共有を図った。 また、指導調査で収集した、各地方公共団体が補償給付及び福祉事業で使用している説明資料や、福祉事業の優良事例となる資料等を同じく機構のオンライン納付業務システムのサイト内において情報共有を図った（３月）。 ③ 被認定者全員に向けた効果的な情報提供 福祉事業の活性化のためには被認定者全員に対して広く情報提供することが重要であり、特にこれまで情報が行き届いていなかった指定地域外に引っ越した居住者や就労者などにも情報を提供するために、予防事業と連携し「ぜん息・COPD 電話相談室」を全被認定者へ周知する協力依頼を地方公共団体に対して行った（７月）。 また、指導調査で地方公共団体に訪問した際にも電話相		
--	--	--	---	---	--	--

					談室の内容も説明することで、認識が深まるように対応を行った。		
--	--	--	--	--	--------------------------------	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	公害健康被害の予防		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞ステークホルダーからの強い要望があるとともに、呼吸リハが必要な患者に対して十分に普及していない実態があることから、その普及が極めて重要であるため。 ＜困難度：高＞薬物療法とは異なり、呼吸リハにおいては、医師にとどまらず看護師、理学療法士、臨床検査技師など多職種の参加が効果的な事業の実施に必要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境保健対策の推進 8－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
（評価指標）								予算額（千円）	792, 857	791, 695			
治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合 平均28.5%（前中期目標期間実績：平均19%）	採 択 割 合 28.5%以上	28.5% 前中期目標期間実績（平均19%）の 50%増	43%	43%				決算額（千円）	688, 992	698, 237			
調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況	—	—	—	—									
事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数 平均823人／年（前中期目標期間実績：平均823	受講者数 823人以上	前中期目標期間実績：平均823 人	2, 082 人	2, 125 人				経常費用（千円）	694, 561	701, 459			

	人／年)																
	医療従事者・NPO 等のステークホルダーとの協働事業の促進状況	—	—	—	—												
	(モニタリング指標)								経常利益（千円）	18,603	67,787						
	調査研究に係る外部有識者委員会の評価点（５段階中平均 3.5／年）	—	５段階中平均 3.5 以上	3.8	3.8				行政コスト（千円）	714,392	723,085						
	呼吸リハに係る事業の参加人数(前中期目標期間実績：611 人／年)	—	前中期目標期間実績：611 人／年	2,372 人	2,639 人				従事人員数	13	11						
	医療従事者・NPO 等のステークホルダーとの協働の取組状況	—	—	—	—												

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(2) 公害健康被害の 予防 							

					となった。 <table><tr><th>研究課題名</th><th>研究概要</th></tr><tr><td>① ライフスタイル適合型デジタルデバイスによる気管支喘息の新規管理法の研究と高齢者ぜん息患者への応用</td><td>デジタルピークフローと連動したスマートフォンアプリを用いて、日々のピークフローの変動や低下と関連しているアウトカムの調査などを行い、有用なツールを社会実装する。</td></tr><tr><td>② COPD 身体活動性の長期維持に向けた具体的方策の探求</td><td>患者個々の歩数目標を設定できる自己管理アプリについて、その有用性の検証等を行う。歩数以外の因子の変化や6か月後の歩数変化量に関連する因子、3年後の身体活動性維持効果などを検討する。</td></tr><tr><td>③ COPD患者に対するICTを用いた遠隔呼吸リハビリテーションの効果検証</td><td>ICTを活用した低頻度介入（通常外来診療と同程度）の外来呼吸リハビリテーション（非監視下）プログラムを構築する。</td></tr></table> (資料編P98_予防1 調査研究の評価方法について) (資料編P99_予防2 第14期(令和7年度)環境保健分野に係る調査研究概要)	研究課題名	研究概要	① ライフスタイル適合型デジタルデバイスによる気管支喘息の新規管理法の研究と高齢者ぜん息患者への応用	デジタルピークフローと連動したスマートフォンアプリを用いて、日々のピークフローの変動や低下と関連しているアウトカムの調査などを行い、有用なツールを社会実装する。	② COPD 身体活動性の長期維持に向けた具体的方策の探求	患者個々の歩数目標を設定できる自己管理アプリについて、その有用性の検証等を行う。歩数以外の因子の変化や6か月後の歩数変化量に関連する因子、3年後の身体活動性維持効果などを検討する。	③ COPD患者に対するICTを用いた遠隔呼吸リハビリテーションの効果検証	ICTを活用した低頻度介入（通常外来診療と同程度）の外来呼吸リハビリテーション（非監視下）プログラムを構築する。		
研究課題名	研究概要														
① ライフスタイル適合型デジタルデバイスによる気管支喘息の新規管理法の研究と高齢者ぜん息患者への応用	デジタルピークフローと連動したスマートフォンアプリを用いて、日々のピークフローの変動や低下と関連しているアウトカムの調査などを行い、有用なツールを社会実装する。														
② COPD 身体活動性の長期維持に向けた具体的方策の探求	患者個々の歩数目標を設定できる自己管理アプリについて、その有用性の検証等を行う。歩数以外の因子の変化や6か月後の歩数変化量に関連する因子、3年後の身体活動性維持効果などを検討する。														
③ COPD患者に対するICTを用いた遠隔呼吸リハビリテーションの効果検証	ICTを活用した低頻度介入（通常外来診療と同程度）の外来呼吸リハビリテーション（非監視下）プログラムを構築する。														
・調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況 【モニタリング指標】 ・調査研究に係る外部有識者委員会の評価点（5段階中平均3.5／年）	(イ) 調査研究の質の向上を図るため、調査研究に係る外部有識者により、公募のあった研究計画に対する事前評価と、採択後の調査研究に対する年度評価等を実施する。 また、評価結果に加えて質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映させる。	(イ)外部有識者による令和6年度評価を反映した研究計画に基づき、研究実施をサポートし、年度末には次年度に向けた年度評価を実施する。 また、評価結果に加えて質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、令和7年度の研究計画に反映させる。	調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況 調査研究に係る外部有識者委員会の評価点（5段階中平均3.5／年）	(イ) 調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況 それぞれの調査研究の内容に精通した ERCA 職員が、研究代表者が主催する各研究班の会議にオンラインまたは現地訪問により参加し、外部有識者評価委員による研究採択時の事前評価及び令和6年度の年度評価の内容を踏まえて確実に進行しているかを確認し、研究の進捗管理を行った。 また、2月には令和7年度環境保健調査研究成果発表会を開催し、外部有識者評価委員による年度評価を実施し、評価結果については、研究実施者等にフィードバックし、研究報告書及び令和8年度の研究計画へ反映することで研究成果を最大化できるよう支援を行った。 令和7年度は研究実施中の段階ではあるが、COPD 患者に対して1日総歩数目標設定を行うことにより一定期間経過後も歩数が維持されやすい傾向が示されるなど、今後の COPD 患者への効果的な支援方法としての期待が持てる結果が示されている。 なお、調査研究に係る会計処理を適正に行うため、調査研究費執行に係る問合せに対し適切に指導を行った。また、経費の適正な執行を図るために、調査研究費の支出証拠書類・帳簿、物品等の購入手続、納入物品の検収方法等に係る実地調査（4か所）を実施した。(11～12月) さらに、第14期において自己管理アプリ等の開発に係る研究課題を	た。 さらに、呼吸リハをより一層推進するために、これまでの実績を踏まえて、様々な取組を実施することとした。まずは、普及の強化として、高齢者支援施設や薬剤師会への普及チラシの配布を行った。次に、地方公共団体の高齢者福祉部門との連携による事業実施やICTを活用したサテライト方式による講師確保を含めた運営方法の多様化の実現、という、これからの予防事業のモデルとなる取組を行った。そして呼吸リハの有用性に係るエビデンスをより確かなものとするために国内外調査を実施し、先進事例や課題等を把握した。このように、令和7年度はこれまでに無い視点やアプローチから新たな各種事業を展開し、質的にも顕著な成果を得られた。 以上のとおり、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られたことから、自己評価を「S」とした。 具体の理由としては、以下のとおり。 ■所期の目標を量的に上回る顕著な成果 ① 評価指標である“治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合”については、高齢ぜん息患者のデジタルデバイスを用いた自己管理手法、COPD 患者に対する自己管理アプリの使用アンケート分析、ICTを用いた呼吸リハの効果検証という、公害健康被害者のニーズの高い3つの調査研究を ERCA 職員の伴走支援により進め、令和6年度から引き続き中期計画値(28.5%以上)の151%となる43%を達成するという、量的に顕著な成果を上げた。また、研究実施中の段階ではあるが、COPD 患者への効果的な支援方法を示唆する調査結果が示されるなど、質的にも顕著な成果が期待される。 ②ー1 評価指標である“事業従事者及びコメディカルスタッフ向けの研修”については、令和6年度に新たに構築したクラウド型の学	れた。 加えて、<u>オンラインを活用したサテライト方式の導入や、地方公共団体・NPO・患者団体等との協働による新たな事業モデルの創出、国内外調査によるエビデンスの蓄積など、質的にも従来にない取組を展開し、呼吸リハの普及促進及び地域保健施策への波及という観点からも顕著な成果</u>を上げた。 以上のように、中期計画における所期の目標を量的・質的の両面で上回る顕著な成果が認められることから、当該事業についてはS評価とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 公害患者の会や地方公共団体等ステークホルダーとの対話を通じてニーズを的確に把握するとともに、新たな課題や需要の発見に努め、より効果的な事業展開に向けた検討を進める必要がある。 また、研究調査事業については、研究成果の社会実装を促進するため、関係者との協働・連携を推進することが重要である。 <その他事項> 特になし。									

	【モニタリング指標】 ・呼吸リハに係る事業の参加人数(前中期目標期間実績:611 人／年)	(ウ) 呼吸リハに係る事業の参加人数を増やすための取組を行う。	(ウ)呼吸リハの普及を図るとともに、当該事業に係る参加人数を増やすために、呼吸リハの現状や課題について専門家との意見交換や国内外の知見の調査に着手する。	呼吸リハに係る事業の参加人数(前中期目標期間実績：611人／年)	採択したこと等を踏まえ、委託調査研究契約書を日本版バイ・ドール制度に適合した内容へと改正した（9月）。 (ウ) 呼吸リハに係る事業の実施 ① 直轄事業 ・呼吸リハの現状や課題についての専門家との意見交換を踏まえ、呼吸リハに関する海外の先進的な取組や制度設計、地域連携の実践事例の体系的な把握を目的とした国内外調査について調査項目等の検討を進め、文献調査を行うとともに、1月に、多職種連携によるプログラム提供が進んでいるベルギーとイギリス、世界的に見て先進的なプログラムが提供されているオランダの計3か国にて現地調査を実施し、現地の医療機関や大学、研究機関に対するヒアリングや視察等の結果、日本における呼吸リハに関する認知度や診療制度、環境整備などの課題を把握した。 ・令和6年度に制作した呼吸リハの普及・啓発チラシ及びポスターの広報のため、様々なステークホルダーと連携した。 ・厚生労働省老健局の協力を得て、都道府県を通じ全国約5,500か所の地域包括支援センターへチラシデータをメールにて提供した。その結果、メールを受けた地域包括支援センター及び市町村担当部署64か所からの要望があり、同チラシ約1万5千部を配布した。 ・各地域の薬剤師会からの要望に応じ、同チラシを東京都薬剤師会へ約4万5千部、大阪府薬剤師会へ約3万6千部、神奈川県薬剤師会へ100部、それぞれ配布を行った。 ・呼吸リハの普及に向け、地域における高齢者を取り巻く状況を把握するため、2地方公共団体へのヒアリングを実施し、地域包括支援センターや老人いこいの家等の高齢者を対象とした施設と関係構築を進め、地方公共団体による事業の視察及び参加者へのヒアリングを実施し、地方公共団体の高齢者福祉部門の地域における役割や事業の実施状況の把握を行った。これらを踏まえて、施設との連携事業として高齢者を対象とした肺機能測定や呼吸筋ストレッチ体操による事業を実施した（3月）。地域住民からの参加申し込みは事業定員（20名）の2倍以上あるほど関心が高く、また参加者アンケートでは回答者全員から「役立つ情報が得られた」又は「やや得られた」の回答を得ており有意義なものであった。 ・地域で地方公共団体や医療機関、医療従事者等と連携して呼吸リハに取り組んでいる関係団体（みずしま財団、あおぞら財団）	習管理システムの活用やより実践的な内容への改善、学会及び医療関係団体への働きかけによる周知拡大、医療関連資格の取得・更新に必要な単位取得講座として研修としての認定の追加などの取組を重ねた結果、評価指標である研修受講者数は、中期計画値（823人）の258%となる2,125人を達成するという過去最大の数値を更新する、量的に顕著な成果を上げた。 ②ー2 また、直轄事業において、医療従事者、公害患者の会及びCOPD 障害者団体等のステークホルダーと協働で肺機能測定や呼吸リハ体験会を実施した結果、モニタリング指標である“呼吸リハに係る事業の参加人数”についても、助成事業とあわせて、中期計画値（611人）の432%となる2,639人という、量的に顕著な成果を上げた。 ■所期の目標を質的に上回る顕著な成果 【自主的な取組による創意工夫】 ① 呼吸リハをより一層推進していくために、ERCAの自主的な取組として、海外の先進的な取組や制度設計、地域連携の実践事例の体系的な把握を目的として国内外調査を実施した。本調査にて収集した知見により現状の国内における呼吸リハに関する認知度や診療制度、環境整備などの課題が明確化され、関係機関との連携や普及に向けた取組等、今後の事業展開の方向性の検討に大きく寄与するものとなるなど、質的に顕著な成果を上げた。 ② オンライン化等による呼吸リハの普及や患者ニーズに寄り添える協働の取組の拡大を計画的に進めた。ERCAの自主的な取組として、これまでに無い多様なステークホルダーとの連携として、呼吸リハの普及・啓発チラシを厚生労働省老健局の協力を得て、地域包括支援センターへの周知を図るとともに、各地域の薬剤師会からの要望に応じてチラシの配布を行った。また、地域における高齢者を取り巻く状況を把握するため、2地方公共団
--	---	--	---	---	---	---

				に委託し、西日本地域の 11 地方公共団体の高齢者福祉部門等に対する呼吸リハの事業化に向けた働きかけ（ヒアリング及び情報交換等）を初めての試みとして実施した（１～３月）。 ・公害患者の会と協働で肺機能測定や呼吸リハに係る事業を実施した。プログラムのうち講演及び呼吸筋ストレッチ体操の実施に当たっては、メイン会場である大阪市と全国３会場（川崎市、名古屋市、岡山市）をオンラインでつなぐサテライト方式を初めて取り入れ、肺機能測定や個別指導は各会場において対面方式で行った（９月）。メイン会場とつないだ３会場においても、講演の聴講や質疑応答等を快適に行うことができた。1 名の講師で複数会場にて開催が可能となることで、講師及び補助講師である理学療法士等の確保のしやすさのほか、遠方の参加者に対する利便性の向上や運営面における事務手続きの効率化など、サテライト方式におけるメリットを明らかにすることができた。今後は運営方法やメリット等を取りまとめ、呼吸リハ事業実施の新たな手法として、地方公共団体に展開・共有していく予定である。また、COPD 障害者団体と協働で都内（10 月）にて肺機能測定に係る事業を実施した。２事業あわせて 139 名の参加があった。 ・呼吸リハに係る効果及び読者が自宅で実践できる情報等を主に提供する「第 60 号すこやかライフ」を令和 8 年 2 月に発刊した。 ・また、ウェブ版すこやかライフにおいて、時季に応じた情報及びセルフマネジメントについての最新の知見等を掲載することにより、患者、家族、それらを支える医師・コメディカルスタッフのニーズに応える正しい知識のタイムリーな普及啓発を積極的に進めた。 ② 助成事業 ・地方公共団体へのヒアリングや指導調査等を通じて呼吸リハに係る周知を行ってきた結果、呼吸リハに係る事業が大幅に増加した。 ・令和 6 年度までのパッケージ支援の成果として、新たに板橋区が呼吸リハに係る事業を開始した。 <table><tr><td colspan="2">呼吸リハに係る事業</td></tr><tr><td>実施地方公共団体数</td><td>24 団体（23 団体）</td></tr><tr><td>事業数</td><td>41 事業（40 事業）</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>2,477 人（2,240 人）</td></tr></table> ※（ ）内は令和 6 年度実績 ・パッケージ支援事業（ERCA から事業の企画や運営方法に係る助	呼吸リハに係る事業		実施地方公共団体数	24 団体（23 団体）	事業数	41 事業（40 事業）	参加者数	2,477 人（2,240 人）	体において、これまで直接やり取りをしていた予防事業担当部局に加えて、高齢者福祉部門と意見交換等を行う機会を確保し、地域包括支援センターや老人いこいの家等の高齢者を対象とした施設における利用者層や事業実施状況等を把握するとともに、高齢者福祉部門や施設との関係の構築を進め、地域の高齢者を対象とした事業実施に繋げた。特に、高齢者を対象とする施設との連携による事業は地域住民から非常に高い関心を受けた有意義なものであり、地方公共団体にとって有用なモデルとなりうるものである。これらの新たな取組により、高齢者に対する COPD や呼吸リハの認知度・関心の向上を図るなど、質的に顕著な成果を上げた。 ③ 人手不足に悩む地方公共団体と NPO との連携による呼吸リハ等の優良事例の創出と、その横展開を促すため、ERCA の自主的な取組として、地方公共団体の実務者連絡会議において、大阪市内の患者団体・NPO と連携し、サテライト方式を初めて取り入れた肺機能測定や呼吸リハに係る事業や、板橋区等の先進的な取組について発表の場を設けた。地方公共団体が事業を実施するに当たり、講師等の確保や事務手続きの効率化は大きな課題となっているが、サテライト方式はこれらの課題を解決する有用なモデルであり、今後広く活用されることが期待できる。また、地域で多様なステークホルダーと連携して呼吸リハに取り組んでいる関係団体による、地方公共団体の高齢者福祉部門に対して呼吸リハの事業化に向けた働きかけを初めて行った。これらの取組により、これまで構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤として、助成事業の実施方法や実施体制の強化・充実のための支援を図るなど、質的に顕著な成果を上げた。 【目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与】 ① 調査研究については、公害健康被害者の
呼吸リハに係る事業													
実施地方公共団体数	24 団体（23 団体）												
事業数	41 事業（40 事業）												
参加者数	2,477 人（2,240 人）												

	【評価指標2-2-1】 ・事業従事者・comedicalスタッフ向け研修の受講者数 平均823人／年（前中期目標期間実績：平均823人／年	イ 事業従事者・comedicalスタッフ向け研修の受講者数を前中期目標期間の平均値823人／年以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）最新のガイドライン等の研修内容への反映状況を専門医に確認しつつ、受講者のアンケート結果も参考にした上で、適宜研修内容の更新を行う。	イ 事業従事者・comedicalスタッフ向け研修の受講者数を前中期目標期間の平均値以上とするために、デジタル技術の積極的な活用を図りつつ、以下の取組を行う。 （ア）最新のガイドライン等の研修内容への反映状況を専門医に確認しつつ受講者のアンケート結果も参考にした上で、適宜研修内容の更新を行う。	事業従事者・comedicalスタッフ向け研修の受講者数（前中期目標期間実績：平均823人／年	言、講師の選定、オンライン事業の配信補助や肺機能測定 of 機材準備等の支援）として東海市（6月）及び四日市市（10月）に実施し、計212名の参加があった。 イ 事業従事者・comedicalスタッフ向け研修の実施 （ア）研修の実施 地方公共団体が主催するソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の事業従事者（地方公共団体職員）等を対象に、予防事業への理解を深め、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に研修を実施した。 研修実施に当たっては、全6研修・32講座のうち、オンライン用に最新のガイドライン及び知見を反映させるため再収録を4講座行った。また、令和6年度に新たに構築したクラウド型の学習管理システム（Learning Management System）を引き続き活用することで、研修の受講管理及び進捗管理並びに事業実施に係る費用の効率化を図るとともに、令和6年度受講者からの要望を踏まえ再生速度変更機能やログインID設定機能の改修を行うことによりユーザビリティの向上を図った。 また、研修の参加募集の広報について、（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会等の各種関連学会を通じて積極的に行った。 その結果、事業従事者への研修（ソフト3事業研修及び保健指導研修等）の受講者数は155人。comedicalスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めると全受講者数は、2,125人となった。 また、過去の参加者のアンケート結果を踏まえて令和5年度から実施している、呼吸ケア・リハビリテーション手技実習会は、これまでの関西地方（神戸市、8月）及び関東地方（川崎市、9月）での開催に加えて、新たに九州地方（福岡市、10月）を含めた計3回を開催した。 さらに、令和6年度に引き続き、患者団体と協働で倉敷市水島地域において、行政とNPO等との連携促進をテーマにした講座を行うとともに、呼吸リハの指導に要する医学スキル向上のための研修を実施した（11月6日～7日）。	ニーズの高い3つの調査研究課題に着手する量的な拡大を図るとともに、それぞれの調査研究の内容に精通した ERCA 職員が呼吸器系疾病の医師等の研究代表者主催の班会議にオンライン等で参加し、外部有識者評価委員の意見や評価結果等を確実に研究に浸透させ、個別の相談を重ねるなど、研究管理及び研究実施の支援を確実に行った。その結果、モニタリング指標である外部有識者による年度評価結果について、中期目標の基準値である全7課題平均3.5点を上回る3.8点を獲得するという、目標策定時に想定した以上の政策実現に対して寄与する質的に顕著な成果を上げた。 ② 呼吸リハなどへの事業従事者及びcomedicalスタッフ向けの研修については、実践的な研修内容の改善等を進めた結果、研修受講者へのアンケートにおいて、高い満足度（5段階評価のうち、上位2段階の評価比率：98%）を獲得するとともに、研修受講者の所属上長へのアンケート（今後の業務に研修内容を活用できるかとの質問）においても高い評価（87%が今後の業務に活用できる。）を得た。地方公共団体等は独自で保健施策推進等のために研修を行う例は少ないことから、受講者から高い評価を得たことは、予防事業推進の質の向上はもとより、地域保健活動等の質的な発展にも大きく寄与するものと考えられる。 また、高齢者のCOPDは、肺の病変のみにとどまらず心理面・社会面を含めた様々な障害を生じさせるため、これらに効果的な呼吸リハに係る事業の実施は、高齢者の健康回復を包括的に支援する地域の医療ネットワークの機能強化にも寄与するという、目標策定時に想定した以上の政策実現に対して、質的に顕著な成果を上げた。 ＜課題と対応＞ 令和7年度は国内外調査や各種事業等の新たな取組を進め、呼吸リハ普及に係る知見を積	
--	---	---	---	--	--	--	--

				研修別の受講者数は、次表のとおりである。 <table><tr><th>研修名</th><th>受講者数</th></tr><tr><td>ソフト3事業研修</td><td>22人</td></tr><tr><td>保健指導研修</td><td>42人</td></tr><tr><td>ぜん息患者教育スタッフ養成研修</td><td>一回目：426人 二回目：149人</td></tr><tr><td>アレルギー指導研修</td><td>一回目：332人 二回目：164人</td></tr><tr><td>呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修</td><td>821人</td></tr><tr><td>呼吸ケア・リハビリテーション手技実習会（参集形式）</td><td>神戸開催：7人 川崎開催：32人 福岡開催：21人</td></tr><tr><td>呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修（1泊2日参集形式）</td><td>18人</td></tr><tr><td>環境改善研修</td><td>91人</td></tr><tr><td>計</td><td>2,125人</td></tr></table> （資料編P101_予防3 令和7年度 研修事業実施状況） （イ）学会及び医療関係団体との連携強化 呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修等については、以下の専門医認定取得・更新に必要な単位の対象講座として認定を受けた。 ＜専門医認定の概要（参考情報）＞ <table><tr><th>名称</th><th>認定団体</th><th>対象講座認定時期</th></tr><tr><td>①呼吸ケア指導士</td><td>（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会</td><td>平成25年度～</td></tr><tr><td>②小児アレルギーエドゥケーター</td><td>（一社）日本小児臨床アレルギー学会</td><td>令和5年度～</td></tr><tr><td>③3学会合同呼吸療法認定士</td><td>（一社）日本胸部外科学会、（一社）日本呼吸器学会及び（公社）日本麻酔科学会の合同認定委員会</td><td>令和6年度～</td></tr></table> 特に呼吸ケア指導士については、認定取得に50単位以上の取得が必要とされる中で、単位取得基準を踏まえて研修カリキュラムを見直し、これまでの15単位の1.5倍となる22.5単位を取得できるように改めた。 これらの取組により、予防事業の研修認知度の向上が期待でき、研修修了者の活躍の幅が大きく広がることなど、予防事業対象地域をはじめとした地域医療の質の向上につながる成果を得られた。	研修名	受講者数	ソフト3事業研修	22人	保健指導研修	42人	ぜん息患者教育スタッフ養成研修	一回目：426人 二回目：149人	アレルギー指導研修	一回目：332人 二回目：164人	呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	821人	呼吸ケア・リハビリテーション手技実習会（参集形式）	神戸開催：7人 川崎開催：32人 福岡開催：21人	呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修（1泊2日参集形式）	18人	環境改善研修	91人	計	2,125人	名称	認定団体	対象講座認定時期	①呼吸ケア指導士	（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会	平成25年度～	②小児アレルギーエドゥケーター	（一社）日本小児臨床アレルギー学会	令和5年度～	③3学会合同呼吸療法認定士	（一社）日本胸部外科学会、（一社）日本呼吸器学会及び（公社）日本麻酔科学会の合同認定委員会	令和6年度～	み重ねることができた。今後は集積した知見やエビデンスに基づき、呼吸リハ普及に向けた課題について重点的に対応を図る。 具体的には、関連学会等での広報やステークホルダーとの連携事業等により、呼吸リハに関する情報発信、認知度向上を図るとともに、海外調査で把握した課題等を踏まえ、令和8年度に公募予定の第15期調査研究テーマを検討する。
研修名	受講者数																																				
ソフト3事業研修	22人																																				
保健指導研修	42人																																				
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	一回目：426人 二回目：149人																																				
アレルギー指導研修	一回目：332人 二回目：164人																																				
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	821人																																				
呼吸ケア・リハビリテーション手技実習会（参集形式）	神戸開催：7人 川崎開催：32人 福岡開催：21人																																				
呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修（1泊2日参集形式）	18人																																				
環境改善研修	91人																																				
計	2,125人																																				
名称	認定団体	対象講座認定時期																																			
①呼吸ケア指導士	（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会	平成25年度～																																			
②小児アレルギーエドゥケーター	（一社）日本小児臨床アレルギー学会	令和5年度～																																			
③3学会合同呼吸療法認定士	（一社）日本胸部外科学会、（一社）日本呼吸器学会及び（公社）日本麻酔科学会の合同認定委員会	令和6年度～																																			
	（イ）学会及び医療関係団体との連携を強化する。	（イ）学会及び医療関係団体との連携を強化する。 a 研修実施に係る周知への協力を学会及び医療関係団体に働きかける。 b 研修の受講が学会及び医療関係団体の認定する資格の取得に必要な単位の対象講座として認定されるよう働きかける。 c 学会と協力し、専門家を対象としたセミナー等において、科学的知見に基づく呼吸リハの効果を周知するとともに、研修受講者の拡大を図る。																																			

	【評価指標2-2-1】 ・医療従事者・NP0等のステークホルダーとの協働事業の促進状況 【モニタリング指標】 ・医療従事者・NP0等のステークホルダーとの協働の取組状況 ＜目標水準の考え方＞ ぜん息患者等の治療と自己管理を促進するためには、呼吸リハをはじめとする医療ツールのデジタル化に関する研究が必要であるため、調査研究の公募について、治療又はリハビリ支援アプリ、呼吸リハに係る採択課題の割合を前中期目標期間実績の平均値より50%以上増加させた平均28.5%以上を目指す設定とする。 また、呼吸リハの幅広い普及を目指し、オンライン化により前中期目標期間中に急増させた事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数平均823人／年を維持する設定とする。 さらに、患者のニーズに寄り添えるよう協働の取組を促す。	ウ 医療従事者・NP0等のステークホルダーとの協働事業を促進するために、以下の取組を行う。 （ア） 地方公共団体に協働事業モデル及び優良事例についての情報共有や働きかけを行うことにより、地方公共団体とステークホルダーとの協働事業の実施を促進する。 （イ） 高齢者支援を行う団体と情報交換を行い、予防事業に有用な方法等に関する情報について精査した上で地方公共団体やステークホルダーに対して情報共有や働きかけを行う。	ウ 医療従事者・NP0等のステークホルダーとの協働事業を促進するために、以下の取組を行う。 （ア）地方公共団体に協働事業モデル及び優良事例についての情報共有や働きかけを行うことにより、地方公共団体とステークホルダーとの協働事業の実施を促進する。 さらに、より一層の促進のために機構自らが患者団体等に働きかけを行い、地方公共団体のモデルとなる協働事業を実施する。 （イ）高齢者支援を行う団体と情報交換を行い、予防事業に有用な方法等に関する情報について精査した上で地方公共団体やステークホルダーに対して情報共有や働きかけを行う。	医療従事者・NP0等のステークホルダーとの協働事業の促進状況 医療従事者・NP0等のステークホルダーとの協働の取組状況 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞	ウ 医療従事者・NP0 等のステークホルダーとの協働事業の促進 （ア） 地方公共団体とステークホルダーとの協働事業の促進： 地方公共団体の実務者連絡会議（12 月）において、サテライト方式を活用した呼吸リハ事業や、パッケージ支援を活用することにより、呼吸リハ事業を助成事業化した地方公共団体の取組等について発表の場を設け、地方公共団体に共有することで今後の助成事業への横展開を促した。また、会場での出席者に対して呼吸測定の実験会を行うことにより、呼吸の仕組みについての理解を深めるとともに、深くゆっくりとした呼吸を行うための呼吸リハビリテーションの一環である呼吸筋ストレッチ体操に対する認識の醸成につなげた。 （イ） 高齢者支援を行う団体との情報交換 公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体及びぜん息・COPD の予防・健康回復のために活動する 9 つの NP0 法人等との予防事業に関する意見交換会を行った（12 月）。意見交換会では、ERCA が主導する肺機能測定や呼吸筋ストレッチ体操の普及策やアプリ研究開発の有用性に期待する意見が、複数の団体から寄せられた。 また、うち 5 つの団体とは対面又はオンラインで、患者のニーズや今後の協働事業に向けた意見交換を行った。その内容を踏まえ、初めての試みとして、呼吸リハの普及に取り組んでいる財団法人への委託により、西日本地域の 11 地方公共団体の高齢者福祉部門等に対する呼吸リハの事業化に向けた働きかけを実施した（１～３月、再掲）。 （資料編 102_予防 4 意見交換を実施した団体） エ その他予防事業の実施状況 （ア） 助成事業の実施 ① ソフト 3 事業参加者数 ・地方公共団体からの予防事業実施の要望を受け、遅滞なく交付決定を行った。ソフト 3 事業の参加者数は 93,480 人（呼吸リハに係る 2,477 人を含む。）となった。		
--	--	---	--	---	---	--	--

	＜想定される外部要因＞ 前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響で地方公共団体における事業の実施が困難となり、ぜん息患者等が事業に参加できない状況が生じた。同様に、災害や感染症の蔓延等、地方公共団体の事業に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。				② 実務者連絡会議の実施 ・地方公共団体の予防事業担当者（実務者）を対象とした実務者連絡会議を12月に実施した。実務者連絡会議では、助成金手続に係る案内に加え、令和6年度に引き続き、呼吸リハの専門家を招聘し、ぜん息・COPDをはじめとする呼吸器疾患患者に対する呼吸リハビリテーションの有用性について講演を行った。また、板橋区から、ERCAのパッケージ支援を経て、令和7年度から新たに呼吸リハを助成事業として開始した実例について発表いただいた。これにより地方公共団体による呼吸リハに係る事業の促進及び質の向上が期待される。 ③ パッケージ支援事業 ・パッケージ支援事業（ERCAから事業の企画や運営方法に係る助言、講師の選定、オンライン事業の配信補助や肺機能測定の際の機材準備等の支援）として2地方公共団体2事業を実施（6月：東海市、10月：四日市市）。なお、2事業について、延べ6人の人材バンク登録者を派遣した。 ④ ERCA 予防事業人材バンク ・人材バンク登録者にアンケート調査を行い、登録継続の意思を確認した（～8月）。今後、直近1年間の活動状況も含め名簿に取りまとめ地方公共団体に提供する予定である。また、地方公共団体及び人材バンク登録者に、人材バンク制度を利用した優良事例を共有することで、人材バンクの更なる活用、人材バンクへの登録継続及び今後の予防事業への協力を促した。（人材バンク登録者数147名（成人向け：124名、小児向け：23名）） ⑤ 事務指導（指導調査）の実施 ・助成金の適正な執行を図るために、支出証拠書類・帳簿、物品等の購入手続等に係る指導調査を実施した。併せて調査実施先の地方公共団体における助成事業の実施にあたり抱えている課題等をヒアリングし、事業の実施に係る助言を行った（計9か所）。また、地方公共団体に関する対応については、これまでの業務を通じて蓄積した知見やデータに加えて、生成 AI アシスタント（Microsoft Copilot）を情報収集の足がかりとして活用し回答案を作成するなどして、迅速かつ適切に回答を行った。 （資料編 P103_予防5 令和7年度 ソフト3事業等実施状況） （資料編 P104_予防6 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況） （資料編 P105_予防7 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のた		
--	---	--	--	--	---	--	--

				めの調査報告 ー抜粋ー（令和7年度本格調査結果 ー中間報告ー） （イ）知識の普及・情報提供事業 ① Web・SNS を用いた情報提供 ・ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用に当たっては、時宜を得たテーマ設定とターゲット層を意識したツイートの発信、ホームページへの情報掲載、メールマガジンの配信を、効果的に組み合わせる行うことにより、必要な情報が確実に読み手に届くよう努めた。特に、SNS（X 旧 Twitter）については、ぜん息等の発症予防に必要な情報などの積極的かつ継続的な情報提供を 191 回（令和6年度 148 回）行った。 ・ホームページに掲載している「日本の大気汚染の歴史」を更に充実した内容にリニューアルするために文献調査及び現地調査を実施するとともに、調査結果を活用して新たなコンテンツを設けるための調整、検討を行った。 ② パンフレット等の配布状況 ・パンフレット、ノベルティ、DVD の配布に当たっては、オンラインによる申込みと PDF の閲覧及びダウンロードを促して効率化を図るとともに、「モニター越しだと見づらい、文字が読みづらい」というアンケート結果や意見を踏まえて一定の読者層には引き続き現物配布を組み合わせることにより、効果的に情報提供を行った。 パンフレット等の配布先と配布数は、次表のとおり。 <table><tr><th>配布先</th><th>配布数</th></tr><tr><td>地方公共団体（保健所、学校含む。）</td><td>約 8 万部</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>約 21 万部</td></tr><tr><td>個人等</td><td>約 7 万部</td></tr><tr><td>計</td><td>約 36 万部</td></tr></table> ・パンフレット等には、患者、医師、コメディカルスタッフに役立つ、最新の正しい医学的知見・情報を分かりやすく掲載していることから、パンフレット等の記事の転載依頼について、100 件（令和6年度 123 件）の申込みがあったことは、ERCA のパンフレット等が社会において幅広く活用されていることを示している。 ③ ぜん息・COPD 電話相談室 ・ぜん息・COPD 電話相談室の運営においては、ぜん息・COPD の患者に寄り添う方針のもと、看護師及び専門医によるフリーダイヤルを通年開設し、776 件（令和6年度 966 件）の相談に対応した。	配布先	配布数	地方公共団体（保健所、学校含む。）	約 8 万部	医療機関	約 21 万部	個人等	約 7 万部	計	約 36 万部	
配布先	配布数														
地方公共団体（保健所、学校含む。）	約 8 万部														
医療機関	約 21 万部														
個人等	約 7 万部														
計	約 36 万部														

					④ 一般向け e ラーニング ・保健師、看護師等の医療従事者を対象に、アトピー、食物アレルギー等の患者教育に必要な実践的な知識・技能について学ぶ e ラーニングに関して、令和 6 年度に構築した学習管理システム (Learning Management System) を活用し、引き続き配信を行った（厚生労働省のアレルギーポータルサイトとも連携）。 (資料編 P 107_予防 8 令和 7 年度 知識の普及事業実施状況)		
--	--	--	--	--	---	--	--

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
2－3	石綿による健康被害の救済			
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 79 条の 2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号	
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞救済制度は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、因果関係を問わず、社会全体で石綿健康被害者の経済的負担の軽減を図ることを目的として制度化されたものであることから、被認定者が安心して医療を受けられることが極めて重要であるため。 ＜重要度：高＞中皮腫等石綿による疾病の予後が悪いことを特に考慮し、石綿健康被害者の迅速な救済を図るためには、認定申請から認定等決定までの処理が速やかに行われることが極めて重要であるため。 ＜困難度：高＞救済制度への申請は、大幅に増加した前中期目標期間と同水準で推移又は更なる増加が想定されるとともに、認定等決定までの処理日数には環境省における医学的判定に係る処理日数が含まれることも考慮しつつ、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。		関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境保健対策の推進 8－3. 石綿健康被害救済対策 (予算事業 ID：017942)

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ															
	② 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期 間最終年度値 等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	＜評価指標＞									予算額（千円）	6, 243, 178	6, 720, 587			
	被認定者の医療の 受けやすさに関す る 満 足 度 平 均 82％（前中期目標 期 間 実 績 平 均	前中期目標期 間実績の平均 値である 82％ 以上とする。	前中期目標期間 実績：平均 82 ％	82％	90％					決算額（千円）	5, 989, 351	5, 544, 448			

	82%)													
	療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数 当中期目標期間の最終年度までに平均131日以内（前中期目標期間実績：平均164日）	前中期目標期間実績の平均値より短縮し、当中期目標期間の最終年度までに平均131日以内とする。	前中期目標期間実績：平均164日	111 日	87 日					経常費用（千円）	6,021,429	5,481,961		
	<モニタリング指標>									経常利益（千円）	—	—		
	認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数 平均17日（前中期目標期間実績：平均17日）	—	前中期目標期間実績：平均17日	16 日	17 日					行政コスト（千円）	6,021,585	5,481,961		
	医療従事者向けセミナー等実施回数 （前中期目標期間実績：平均7回／年）	—	前中期目標期間実績：平均7回／年	8 回	7 回					従事人員数	29	30		
	最新の医学的判定の考え方を周知する救済制度の診断実績のある医療機関数（前中期目標期間実績：2,036病院）	—	前中期目標期間実績:2,036 病院	2,196 病院	2,293 病院									
	電話・窓口相談の件数 （前中期目標期間実績：平均 6,537 件／年）	—	前中期目標期間実績:平均 6,537 件／年	6,011 件	6,009 件									
	救済制度の広報回数（前中期目標期間実績：平均 594 回／年）	—	前中期目標期間実績：平均 594 回／年	690 回	1,758 回									
	労災保険制度等の対象となり得る申	—	前中期目標期間実績：平均 12	12 回	12 回									

	請についての厚生 労働省への情報提 供回数 (前中期目標期間 実績：平均12回／ 年)		回／年					
	保健所等担当者説 明会、地方公共団 体研修会等での制 度説明会実施回数 (前中期目標期間 実績：平均5回／ 年)	—	前中期目標期間 実績：平均5回 ／年	6回	3回			

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

[illegible]

	【モニタリング指標】 ・認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数 平均17日(前中期目標期間実績:平均17日) ＜目標水準の考え方＞ 被認定者の医療の受けやすさに関する満足度は、被認定者の制度利用アンケート調査において、医療手帳の交付を受けて以前よりも医療が受けやすくなったとの回答を得られた割合とし、前中期目標期間実績の平均値82%以上を目指す設定とする。 【評価指標2-3-2】 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数 当中期目標期間の最終年度までに平均131日以内(前中期目標期間実績：平均164日)	(イ) 認定通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、認定後に救済給付の支給を速やかに行うための支給審査に努める。	(イ)被認定者の経済的負担の軽減につながるように、認定通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、認定後に救済給付の支給を速やかに行うための支給審査に努める。また、医療費の支払に関する業務の円滑化を図るため、社会保険診療報酬支払基金等と意見交換を行う。	・認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数(前中期目標期間実績：平均17日)	開催した。 (イ) 速やかな支給のための取組 被認定者等に対し約47億4,737万円、43,323件(令和6年度比：支給額 約8.7%減、件数 約2.7%増)の支給を行った。(令和6年度：約51億9,790万円、42,195件) 初回療養手当に係る認定から支給までの処理日数については、認定後速やかに支給手続を進めたほか、被認定者からの各種請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧の説明する取組を継続した(平均17日)。 (資料編 P110_石綿1 被認定者等アンケート概要(令和7年度))	③ 制度周知 石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、TVCMを全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオなどの広報媒体を効果的に組み合わせて広報を行った。 保健所等において申請書の受付業務等が適切に実施されるよう、救済制度及び申請・給付の手続に関する説明会を開催した。 ④ 医学的判定の周知、技量向上・維持に向けた取組 医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知や医師・医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等の取組について、引き続き着実に実施した。 また、医学的判定に必要となる石綿小体計測、細胞診断について、臨床検査技師を対象に研修を実施した。 ⑤ オンライン申請の受付開始に向けた取組 申請者の多数を占める高齢者に利用しやすいよう、シンプルでわかりやすい画面とし、入力時のサポート情報の表示等の配慮を行いオンライン申請システムを構築し、受付を開始するとともに、受付後に円滑な手続を行えるよう、事務作業フローの整理及び担当者への内部研修を実施した。 ＜課題と対応＞ 医療手帳の交付を受けた被認定者がより医療を受けやすい環境整備を図っていくため、被認定者に対して、医療手帳の利用に関する案内を丁寧に行う取組を継続する。また、医療機関等に対しても、救済制度の医療費負担の仕組みを説明するとともに、石綿健康被害者が医療費請求等の手続を行う際の配慮についても依頼する。 迅速な認定を行うため、引き続き環境省と連携して医学的判定に必要な資料の速やかな整備に取り組み、現状の処理日数を維持できるよう努める。 令和7年度末に開始したオンライン申請受付については、利用促進のために広報を実施するとともに、オンラインと郵送による提出資料が混在することから、整理した事務作業フローを確実に運用する。 令和9年度開始予定のマイナンバーカードによる公費負担医療のオンライン資格確認に対応するため、関連するシステムの構築・改修等の必要な環境整備を進めるとともに、仕組みについて被認定者及び医療機関等に丁	の最終年度までに平均131日以内)」については、業務実績は87日であり、目標を大きく上回る成果(151%)が得られている。 これは、従前からの環境大臣への医学的事項の判定申出前に申請者に代わって判定に必要な資料の収集に努めたことや、認定申請が紙媒体である中、環境再生保全機構内の手続きを電子化する等により事務の効率化に努めた結果であり、救済制度の目的である、石綿による健康被害の迅速な救済に大きく貢献するものである。 また、【モニタリング指標】の「認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数(前中期目標期間実績：平均17日)」については、業務実績は平均17日であり、目標を達成(100%)しており、着実に実施されているほか、電話・窓口相談の件数、保健所等担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会実施回数は前中期目標期間実績を下回ったものの、件数や回数が多ければ良いというものでも無く、特に説明会はWEBを活用して参加者の利便性を高める等の工夫を行っている。そその他4つのモニタリング指標は前中期目標期間実績と同数又は上回った。 この他、制度周知のための取組、救済制度に関する相談への対応、物価上昇に伴う療養手当の増額などの政策的な要請による変更に合わせて既存システムの改修等を短期間に着実に実施した。令和7年度末に開始したオンライン申請が、医学的事項の判定結果の認定申請者への通知まで繋がる一連の事務の効率化に繋がることを期待したい。
	(ア) 申請・請求段階から医療機関と緊密に	(ア) 申請・請求段階か	ら医療機関と緊密に連		(ア)医学的判定に必要な資料の整備の早期化のための取組 環境大臣への判定申出前に申請者に代わって医療機関か		

		連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。	絡を行い、判定申出前から医学的判定に関する留意事項で特に強く推奨されている免疫染色の結果や病理標本の提出を求めて、医学的判定に必要な資料の整備の早期化に努める。なお、オンライン申請の受付開始後も、病理標本のデジタル化が困難であること等から、医学的資料は引き続き郵送により提出されるため、一部の申請等については、オンラインと郵送による提出資料が混在することとなるが、業務フローを適切に整備し、現状の処理日数を維持できるよう努める。		ら病理標本等の医学的資料をより早く、かつ、確実に収集して、判定申出までの期間を短縮するなどし、認定等決定までの処理を可能な限り迅速に進めた。また、収集した医学的資料の内容を精査し、医学的判定に関する留意事項で特に強く推奨されている免疫染色については、不足分の染色を外部検査機関に依頼し、検査結果を添付した上で判定申出を行った。それにより、環境省での審議回数を減らし、判定結果が早期に出るように努め、処理期間の短縮を図った。	寧に周知していく。	以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められ、また、「困難度：高」と設定している認定等決定までの処理日数については、目標を超えて 151%達成し、救済制度の目的である、石綿による健康被害の迅速な救済に大きく貢献した点が評価できることから、A 評価とする。
	【モニタリング指標】 ・医療従事者向けセミナー等実施回数(前中期目標期間実績:平均7回／年)	(イ) 医師の他、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。	(イ) 医師のほか、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象に、学会セミナー等を通じて、救済制度の認定基準や指定疾病の診断・治療についての最新の知見を提供する。	・医療従事者向けセミナー等実施回数(前中期目標期間実績:平均7回／年)	(イ) 医療関係団体等との連携による制度周知 指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するため、医療従事者が多く参加する学会でのセミナーを、日本CT検診学会学術集会等において7回開催した(延べ 429 名参加)。参加された医療従事者のおよそ8割の方から「石綿関連疾患や救済制度について理解が深まった」との回答を頂いた。 また、石綿健康被害者の診断等に関わる医療関係者等への救済制度の周知を行うため、医療関係団体等3団体(日本肺癌学会、日本癌学会、日本医療ソーシャルワーカー協会)の協力を得て、引き続きバナー広告の掲載等を行った。		<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・医学的判定の申請に当たっては、医療機関から可能な限り事前に資料を収集し、迅速かつ適切な認定・支給に向けた取組を引き続き着実に実施していく必要がある。 ・対象となる方が認定申請に関する情報を適切に入手でき、また、被認定者が医療手帳により医療機関で必要な医療を受けられるよう、引き続き、医療従事者等に対し、制度の仕組みと認定疾病の診断等に関する正確な情報を提供していく必要がある。 ・令和7年度末にオンライン申請の受付を開始したところ利用者への説明等を丁寧に行うなど、不安や利用のハードルを下げ、利用促進に引き続き努める必要がある。 ・救済制度を国民に幅広く周知する方法について、その方法や頻度について費用対効果を含めて検討する必要がある。 ・「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報提供を行っていく必要がある。 ・保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、社会状況を注視し
	・最新の医学的判定の	(ウ) 救済制度におい	(ウ)救済制度において	・最新の医学的判定の	(ウ) 医療機関等への制度周知等		

	考え方を周知する救済制度の診断実績のある医療機関数(前中期目標期間実績：2,036病院)	て診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。	診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。また、指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るため、石綿小体計測精度管理事業及び中皮腫細胞診実習研修会を引き続き実施する。	考え方を周知する救済制度の診断実績のある医療機関数(前中期目標期間実績：2,036病院)	① 医療機関等への制度周知 救済制度とともに最新の医学的判定の考え方等について医療機関等に周知することにより認定等処理の迅速化を図るため、令和6年度までに救済制度において診断実績のあった医療機関2,293病院に対して、医師、医療機関向け手引を送付した（8月）。 ② 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業 認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、また、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元するため、以下の事業を実施した。 ア．石綿小体計測精度管理事業検討会の開催 毎年度およそ2割の方が石綿小体計測で認定に至っており、石綿による肺がんの医学的判定に貢献していることから、石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関の計測精度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業検討会を2回実施した（5月、1月。延べ46名参加）。 イ．中皮腫細胞診実習研修会の開催 中皮腫の医学的判定においては、病理組織学的検査の結果、確定診断されていることが重要であるが、侵襲性の高い病理組織学的検査が行われていない事案でも、患者への負担が相対的に小さい細胞診断によって毎年度およそ1割の方が認定に至っている。 細胞診断の周知及び診断精度を向上させ、中皮腫患者を迅速かつ的確に救済することを目的として、医療従事者を対象に中皮腫細胞診実習研修会を3回開催した（東京7月、大阪9月、兵庫2月。延べ105名参加）。		つつ、web の活用を含めた対応などの検討を進め、効果的に実施すると共に、業務の効率化にも努める必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし
	・電話・窓口相談の件数 (前中期目標期間実績：平均6,537件／年)	(エ) 救済制度に関する窓口相談、無料電話相談に丁寧に対応する。	(エ)救済制度に関する窓口相談、無料電話相談に丁寧に対応する。また、取扱う個人情報等の管理を適切に行うため、情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。さらに、行政手続のオンライン化に係る関係法令等に基づき、システム構築を行い、オンライン申請の受付を開始する。併せて、オンライ	・電話・窓口相談の件数 (前中期目標期間実績：平均6,537件／年)	(エ) 救済制度に関する相談への対応等 ① 救済制度に関する相談への対応 救済制度に関する相談に適切に対応するため、無料電話相談ダイヤル及び窓口相談に丁寧に対応した。また、応対マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応している。 電話応対サービス向上のための取組として、よくある問い合わせをまとめた内部向けの電話問答集を最新情報に更新し、受電者が類似の相談事例をより簡便に検索できるよう機能向上を図った。これにより、電話相談者をお待たせする時間が短縮され、正確な情報をタイムリーに回答できるようになった。 さらに、TVCM 期間中においては、一般の方からの相談・質問に対し、体制を強化して電話相談等に対応した。		

		ン以外の申請手続についても円滑に行えるよう、オンライン申請で導入予定の申請手続案内の仕組みを転用して、ウェブサイト充実させる。		ア．窓口相談件数 25 件 イ．無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル） 5, 984 件 計 6, 009 件 （資料編 P124_石綿 11 窓口相談・無料電話相談件数（令和 7 年度）） ② 認定・給付システムの確実な運用 情報セキュリティの確保及び障害予防に取り組みながら、認定・給付システムを確実に運用した。また、業務効率化を図るため、システム改修を実施した（11 月）。 ③ 申請のオンライン化等 ア．申請者・請求者の利便性の向上及び負担軽減のため、オンライン申請システムを構築した。申請者の多数を占める高齢者に利用しやすいよう、シンプルでわかりやすい画面とし、入力時のサポート情報の表示等の配慮を行い、3 月にオンライン申請の受付を開始した。 イ．令和 9 年 4 月に予定しているマイナンバーカードによる公費負担医療のオンライン資格確認の運用開始に向けて、デジタル庁の自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）へのデータ連携システム及び認定・給付システムの改修等の準備を進め、デジタル庁と接続に向けて調整を行った。 ウ．ホームページで救済制度の対象となる可能性の確認等を容易に行えるように、オンライン申請で導入した Q & A 方式の制度利用案内を転用した仕組みについて、有効性を確認しながら構築に向け設計等を実施した。 ④ 基準額変更への対応 環境省から 12 月に公表された石綿健康被害救済制度の療養手当、葬祭料及び特別葬祭料の基準額の見直しに対応するため、令和 8 年 4 月の適用に合わせ、認定・給付システムの改修等を品質を保って短期間で実施した（3 月）。		
・救済制度の広報回数 （前中期目標期間実績： 平均594回／年）	（オ） 都道府県がん診療拠点病院、関連学会や地方公共団体等とも連携しながら、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。	（オ）救済制度の周知を図るため、都道府県がん診療拠点病院、関連学会や地方公共団体等とも連携してポスターやチラシを配布するとともに、広報効果を分析した上で、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。	・救済制度の広報回数 （前中期目標期間実績： 平均 594 回／年）	（オ）救済制度の効果的な周知	石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、TVCM を全国で放映する（第 4 四半期）とともに、各種広報媒体を効果的に選択して広報を行った。TVCM 後に行った効果測定調査において、救済制度の認知度が、60～70 代の男性で 77%（令和 6 年度比 8 % 増）、女性で 74%（令和 6 年度比 14% 増）に向上した。	
				また、引き続き保健所等や診断実績のある医療機関等に対し、ポスター・チラシの掲示等を依頼した。		

	決定までの処理日数(特殊な事情を有する案件を除く。)について、救済制度への申請が増加傾向にある中においても、医学的判定に用いられる資料を確実に収集する必要があること等を踏まえ、当中期目標期間の最終年度までに前中期目標期間実績の平均値より20%以上短縮した平均131日以内とすることを目指す設定とする。 <想定される外部要因> 前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響により認定等の決定までの処理日数が増加する状況が生じたことと同様、災害や感染症の蔓延等、社会情勢や医療機関に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。	て、地方公共団体研修会等において制度説明を行う。	ともに、説明会動画を随時閲覧できるよう、資料とともにウェブサイトで公開する。また、保健所等の窓口担当者への情報提供として、地方公共団体研修会等において制度説明を行う。 (ク)「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)」等に基づき、医療手帳の交付を受けた被認定者が希望する場合に、マイナンバーカードによる公費負担医療のオンライン資格確認ができるよう必要な環境整備を進める。	<評価の視点> ー	となるように、説明会の動画をホームページの保健所担当向けサイトに掲載した(6月)。 (資料編 P132_石綿 15 保健所説明会等実績(令和7年度)) ((エ)ー③ーイのとおり)		
--	--	---------------------------------	---	-------------------------------	--	--	--

5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	経費の効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（予算事業 ID：004998）

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費	▲8.125%以上	令和5年度予算	▲23.5%	▲17.6%				除く人件費、効率化除外経費等
	業務経費（除く熱中症）	▲5%以上	令和5年度予算	▲21.8%	▲24.0%				除く人件費、効率化除外経費等
	業務経費（熱中症）	令和7年度以降毎年度、対前年度比▲1.021%以上	令和6年度予算	－	▲13.1%				除く人件費、効率化除外経費等

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(1) 経費の効率化	(1) 経費の効率化	(1) 経費の効率化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評価	A
	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。	一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。	① 一般管理費 一般管理費（令和7年度予算額→令和7年度実績額） ▲12百万円（81百万円→69百万円） ※令和5年度と比較するため、物価上昇による増額影響額を除いた計数としている。 ア. 一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%以上:令和7年度の削減水準は令和5年度比▲3.334%）を達成すべく所要の額を見込んだ令和7年度予算（81百万円）を作成した。予算の執行にあたっては、各種経費の縮減を図るなど、予算の範囲内で効率的な執行に努めた結果、令和7年度実績額（69百万円）は第4期中期目標の最終年度（令和5年度）比で▲17.6%となり、目標を上回る水準を達成した。 その際、管理部門が主導し、効率的・効果的な事務処理手順の検討を進めるとともに、理事長のリーダーシップの下、令和6年8月に立ち上げた業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームと連携し、機構全体で契約事	評定：A 機構が担う業務が拡充していく中、求められる役割を的確にこなしていくため、理事長のリーダーシップの下、業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームや各部門において効率的な予算執行に努めたことなどにより、一般管理費、業務経費ともに中期目標に定めた達成目標を上回る削減値となった。 これは、達成目標に向けた令和7年度における削減値の目安である一般管理費▲3.334%、業務経費▲2.032%（熱中症対策業務は▲1.021%）を大きく上回る成果であった。 また、令和7年度予算の執行状況について四半期毎に理事会へ報告を	評定に至った理由> 一般管理費及び業務経費について、理事長のリーダーシップの下、業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームや各部門において効率的な予算執行に努めたことなどにより、当中期目標達成に向けた令和7年度における削減値の目安である一般管理費▲3.334%、業務経費▲2.032%（熱中症対策業務は▲1.021%）を大きく上回る成果であった。 また、積極的かつ継続的に業務改善等を行い、より質の高い業務を行うこと等を目的として、経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する ERCA 内の優良事例の収集及び共有を行う取組を継続し、令和7年9月及び令和8年3月に優良事例の理事会報告、機構内共有を実施するなど、適切な経営管理を行った。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 <今後の課題> 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執	

					務に関する事務処理手順の見直し及び電子化に取り組み、事業実施伺の電子決裁化等を普及・推進した。このような業務効率化の取組により、機構が担う業務の範囲が拡充する中でも、事務処理時間の創出、業務の質の向上及びペーパーレス化等による経費の削減を図ったことに加え、テレワークの活用による働き方改革にも大きく貢献した。	行ったほか、直近の執行状況も踏まえて組織横断的に次年度以降の予算の検討を行うなど、適切な予算の管理を行った。 さらに、積極的かつ継続的に業務改善等を行い、より質の高い業務を行うこと等を目的として、経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する機構内の優良事例の収集及び共有を行う取組を継続し、令和7年9月及び令和8年3月に優良事例の理事会報告、機構内共有を実施した。 以上により、経費の効率化について十二分に取り組んだものと評価し、自己評価をAとした。	行に努めること。
					イ、年度途中の予算の執行状況の把握など適切な執行管理を行っていく観点から、四半期毎の執行状況について理事会へ報告を行った。また、令和7年度の執行状況も踏まえ、組織横断的に次年度以降の予算の検討を進めた。 この他、業務改善等に係る職員の意識を高め、より質の高い業務を行うために、機構内における経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する優良事例を収集し、半期に1度、理事会へ報告の上、機構内で共有する取組を継続した。具体的には、令和7年9月及び令和8年3月に理事会において優良事例を報告するとともに、機構内共有を実施した。		
② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、シス	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、シス	公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行	② 業務経費 業務経費（令和7年度予算額→令和7年度実績額） 熱中症以外：▲168 百万円（1,305 百万円→1,138 百万円） 熱中症：▲4 百万円（114 百万円→110 百万円） ※令和5年度（熱中症対策業務は令和6年度）と比較するため、物価上昇による増額影響額を除いた計数としている。 ア、業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、中期計画の削減目標（令和5年度比▲5%以上：令和7年度の削減水準は令和5年度比▲2.032%）を達成すべく、所要の額を見込んだ令和7年度予算を作成した。また、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経	＜課題と対応＞ ○ 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況等について四半期毎に理事会に報告する。	＜その他事項＞ 特になし。	

	係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。ただし、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和7年度以降毎年度、生物多様性増進業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和8年度以降毎年度、前年度比1.021%以上の効率化を図るものとする。 <目標水準の考え方> 新たに取り組む業	テム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。ただし、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和7年度以降毎年度、生物多様性増進業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和8年度以降毎年度、前年度比1.021%以上の効率化を図るものとする。	び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を達成すべく各勘定において所要の取組を行う。 熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和6年度比1.021%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。	う。 ただし、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和7年度以降毎年度、前年度比1.021%以上の効率化を図るものとする。 <その他の指標> — <評価の視点> ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。	費を除く。）については、令和6年度比1.021%以上の削減を達成すべく、所要の額を見込んだ令和7年度予算を作成した。 予算の範囲内で効率的な執行に努めた結果、令和7年度実績額は、第4期中期目標の最終年度（令和5年度）比で▲24.0%（公健▲51.2%、石綿▲22.0%、研究▲19.2%、基金▲15.6%）となり、目標を上回る水準を達成した。また、熱中症対策業務についても、対前年度比で▲13.1%となり、目標を上回る水準を達成した。 具体的には、公害健康被害補償業務のうち徴収関連業務について、全国約100箇所での申告・納付説明・相談会をWeb会議及び動画配信による方式に変更するなど、ICTを活用した徴収関連業務委託の効率化を図れるよう民間競争入札を実施した結果、3事業者による競争性が働き、第4期中期目標期間の契約（7.8億円）比で約44%（3.4億円）の大幅な経費削減を実現できた。本契約の削減効果等により、令和7年度においても、大幅な目標達成を果たしている。 また、理事長のリーダーシップの下、令和6年8月に立ち上げた業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームと連携し、機構全体で契約事務に関する事務処理手順の見直し及び電子化に取り組み、事業実施伺の電子決裁化等を普及・推進した。このような業務効率化の取組により、機構が担う業務の範囲が拡充する中でも、事務処理時間の創出、業務の質の向上及びペーパーレス化等による経費の削減を図ったことに加え、テレワークの活用による働き方改革にも大きく貢献した。（再掲） イ．業務経費については、効率的な予算執行に加えて、年度途中の予算の執行状況の把握など適切な執行管理を行っていく観点から、四半期毎の執行状況について理事会へ報告を行った。また、令和7年度の執行状況も踏まえ、組織横断的に次年度以降の予算の検討を進めた。（再掲） この他、業務改善等に係る職員の意識を高め、より質の高い業務を行うために、機構内における経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する優良事例を収集し、半期に1度、理事会へ報告の上、機構内で共有する取組を継続した。具体的には、令和7年9月及び令和8年3月に理事会において優良事例を報告するとともに、機構内共有を実施した。（再掲）		
--	---	--	---	---	---	--	--

	務の着実な実施が期待されること及びこれまで経理の効率化に着実に取り組み目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標水準を堅持する設定とする。				(資料編 P133_共通 1 経費削減及び効率化目標との関係) (資料編 P134_共通 2 計画額及び実績額 (令和 7 年度))		
--	--	--	--	--	---	--	--

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
3－2		調達合理化												
当該項目の重要度、困難度		－					関連する政策評価・行政事業レビュー			(予算事業 ID：004998)				

(単位：件、百万円)

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)		令和 6年度		令和 7年度		令和 8年度		令和 9年度		令和 10年度		(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
①調達等合理化計画の実 施状況														
競争性のある契約	－	(66.7%) 26	(96.3%) 1,794	(67.7%) 44	(78.3%) 631	(62.2%) 28	(81.2%) 475							
うち競争入札等	－	(56.4%) 22	(89.6%) 1,669	(53.8%) 35	(54.8%) 442	(46.7%) 21	(43.2%) 253							
うち企画競争・公募	－	(10.3%) 4	(6.7%) 125	(13.9%) 9	(23.5%) 189	(15.6%) 7	(37.9%) 222							
競争性のない随意契約	－	(33.3%) 13	(3.7%) 69	(32.3%) 21	(21.7%) 175	(37.8%) 17	(18.8%) 110							
合計	－	(100.0%) 39	(100.0%) 1,863	(100.0%) 65	(100.0%) 806	(100.0%) 45	(100.0%) 585							
②一者応札・応募の状況														
2者以上	－	(76.9%) 20	(92.5%) 1,659	(93.2%) 41	(95.9%) 605	(92.9%) 26	(98.7%) 469							
1者	－	(23.1%) 6	(7.5%) 135	(6.8%) 3	(4.1%) 26	(7.1%) 2	(1.3%) 6							
合計	－	(100.0%) 26	(100.0%) 1,794	(100.0%) 44	(100.0%) 631	(100.0%) 28	(100.0%) 475							

(注1) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段（ ）書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	(2) 調達の合理化	(2) 調達の合理化	(2) 調達の合理化	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜主要な業務実績＞	評価	A
	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、ERCAが策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。 ＜モニタリング指標＞ ・競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合 <							

		25日総務大臣決定）に基づき、ERCAが策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検等、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。 ア 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。 また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 イ 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されること等を審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じ	25日総務大臣決定）に基づき、ERCAが策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検等、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。 ア 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。 また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 イ 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されること等を審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応		合：100%】 （ア）公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。 （イ）契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 （ウ）調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。 さらに、一部の案件については、以下の過年度における一者応札・応募の解消策を実施した。 （エ）前向きな応札参加が見込める複数の業者への積極的なヒアリングの実施 （オ）積極的な新規業者への声掛けの実施 （カ）参加業者への配慮として、従前よりも公告開始から提案書提出までの期間を増やすことによる準備日数の確保 （キ）総合評価の評価項目及び得点配分について、事業実施体制や関連する事業の実績に加え、調達内容に係る有効な提案により加点されるよう見直しを実施 ＜調達に関するガバナンスの徹底＞ イ．随意契約に関する内部統制の確立 新たに随意契約を締結することとなる 17 件について、機構内に設置された契約手続審査委員会（平成 25 年度設置、総括責任者は財務部担当理事）に全件附議を行い、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けた。その後、新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を実施した。 ウ．不祥事の発生の未然防止等のための取組 （ア）調達及び契約に関する規程等の整備 少額随意契約の基準額等の見直しについて、職員の業務負担を早期に軽減するため、「予算決算及び会計令」の改正と同様に令和 7 年度当初から政府に準じた取扱いが可能となるよう、規	機会の提供等の充実を図り、更なる適正かつ効率的な事務手続を推進するという困難度の高い取組についても積極的に実施した。 これらの結果、調達手続に関する事務事故を 1 件も発生させることなく、以下を達成したことから、量的・質的の両面から調達の合理化に十二分に取組んだものと評価し、A 評価とした。 1 調達の競争性・透明性の確保 新規業務の追加等に伴い増加した契約件数（基準値比 6 件増：39 件⇒45 件）に対応する必要があったが、人員体制の拡充がない中で各種の業務改革を通じ、調達等合理化計画に掲げた取組を確実に実施した。 ・契約件数 6 件増への対応（件数：39 件⇒45 件、基準値比：115.4%） ・令和 7 年度に締結した契約 45 件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 17 件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付した。 新たに随意契約を締結することとなる 17 件については、契約手続審査委員会に全件附議を行い、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けた後、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を実施した。 その上でさらに、次のとおり競争性のある契約に占める 2 者以上の応札・応募件数割合について、基準値比 120.8%及び 1 者応札・応募件数割合の 16.0%減を達成した。	
--	--	---	--	--	---	---	--

		て、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。	札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。		程改正を行った（４月）。 また、令和６年度に開始した契約手続に係る運用変更や人的資源の流動性等を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、令和６年８月に立ち上げた業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）と連携し、従前の契約事務マニュアルを全面改訂して、件数の多い少額随意契約について、具体的な手順や注意点を含めて詳細に説明する「契約事務マニュアル（総論・少額随意契約編）」を作成した（９月）。続けて、一般競争契約・入札編を作成して、「契約事務マニュアル」を全体版とした（３月）。 さらに、契約事務の課題解決を目的として、相手方の契約約款・利用規約等を活用した契約手続、応札予定者への入札説明書等の交付事務のシステム導入による自動化等を実施し、最新の手順等を契約事務マニュアルに反映することで、適正かつ安定的な契約手続の確保を図った。 （イ）研修機会の提供 少額随意契約の基準額等の見直しについての規程改正に当たり、円滑な運用のために職員への説明会を行った（４月）。 また、公正取引委員会から講師を招聘し、入札談合等関与行為防止法等に関する研修を行う（７月）とともに、調達事務の参考とするため、環境省が開催する会計事務担当者向けの研修を聴講する機会を設けた（７月）。 （ウ）調達事務に関する事務事故ゼロの達成 業務の効率化・合理化に資する取組を積極的に推進し、充実させながらも、調達事務に関する事務事故を１件も発生させることなく適正な調達事務を実施した。 ＜従前からの取組の適切かつ着実な実施＞ エ．契約監視委員会による審査 随意契約等に係る次の自主的取組を前提に調達を実施し、令和８年５月に契約監視委員会において、令和７年度の契約の状況に係る報告及び「令和７年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和８年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けＡ評価を達成した。	・競争性のある契約に占める２者以上の応札・応募件数割合について、基準値比 120.8%（件数：20 件⇒26 件、割合：76.9%⇒92.9%） ・競争性のある契約に占める１者応札・応募件数の 16.0%低減（件数：6 件⇒2 件、割合：23.1%⇒7.1%） （注）いずれも基準値比 ２ 調達等合理化の取組の推進 限られた人員体制の中で中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施するとともに、効率的かつ効果的な調達事務を進められるよう、以下のとおり、様々な業務改革に積極的に取り組んだ。 ・一者応札発生時における再発防止策について、発生の都度、契約監視委員会へ報告し確認を受ける取組を継続したことによって、一部の案件においては、契約手続の見直しを行うなど、調達等合理化への取組をさらに深化させ一者応札を解消した。 ・少額随意契約の基準額等の見直しについて、「予算決算及び会計令」の改正と同様に令和７年度当初から政府に準じた取扱いが可能となるよう、規程改正を行った。規程の改正に当たっては、円滑な運用のために機構職員への説明会を合わせて実施した。 ・調達事務の適正性・透明性を確保しつつ、業務効率化による機構全体の事務時間の創出や業務の質の向上を目的として、令和６年度に開始した契約手続に係る運用変更について全工程を完了した。 また、契約事務の課題解決を目的として、相手方の契約約款・利用規約等を活用した契約手続、応札予定者への入札説
			・契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価結果等 ＜その他の指標＞ —			

				＜評価の視点＞ ・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	(ア) 競争性のない随意契約 17 件のうち新規の案件について、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を実施した。(再掲) (イ) 一者応札発生時における再発防止策について、発生の都度、契約監視委員会へ報告し確認を受けた(2 件)。また、この取組の継続によって、一部の案件においては、契約手続の見直しを行うなど、調達改善への取組の深化に繋げることができている。 オ. 入札参加機会拡大のための取組 (ア) 環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。 (イ) 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況等を把握し、入札参加機会の拡大に努めた。 カ. ワーク・ライフ・バランス等の推進 総合評価落札方式及び企画競争の調達においては、ワーク・ライフ・バランス等の推進のため、当機構の調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で、当該推進企業(注)であることを評価加点項目として設定した。 (注) ワーク・ライフ・バランス等推進企業 i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業 ii) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。) キ. 適正かつ効率的な事務手続の推進 (ア) 効率的かつ効果的な審査体制の維持・向上 契約手続審査委員会では、令和 6 年度に開始し	明書等の交付事務のシステム導入による自動化等を実施した。 最新の手順等については、全面改訂した契約事務マニュアルに反映するとともに、機構職員への契約事務に係る研修機会の提供等の充実を図り、更なる適正かつ効率的な事務手続を推進した。 ・その上で、調達手続に関する事務事故ゼロを達成し、適正な調達事務を実施した。 ・プロジェクトチームと管理部門が連携し、適切に役職員の意思疎通を図りつつ、令和 6 年度中に実現した事業実施伺等の電子決裁化について、より一層の事務の効率化や紙の使用量の更なる削減に向けて、運用上の課題解決のための改善を実施した。 ・従来以上に積極的かつ継続的に業務改善等を行い、より質の高い業務を行うこと等を目的として、経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する機構内の優良事例の収集及び共有を行う仕組みを令和 6 年度に引き続き運用し、半期に一度、優良事例の理事会報告、機構内共有を実施した。	
--	--	--	--	--	--	--	--

					た契約手続に係る運用変更後の審査体制において、全ての契約について審査又は点検を行っており、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続の厳格な運営を図っている。 契約手続審査委員会による審査は、引き続き、定例開催を基本としつつも、効率的かつ迅速的な調達事務に向けて、積極的に随時開催を行った。契約手続審査委員会を 37 回（令和 6 年度：36 回）開催し、計 45 件（基準値 39 件）の審査を実施した。 また、一般競争（最低価格落札方式）や少額随意契約案件（少額随意契約の基準額以下の調達）については、契約手続審査委員会において四半期の実績に基づき点検を行い、指摘すべき事項があった場合には、その点検結果を反映する PDCA の仕組みを継続運用するとともに、引き続き、職員への積極的な指導・助言を行ったほか、事前相談や随意契約理由等の確認を行い、調達事務における適正性確保に向けた取組を充実させた。 （イ）事務マニュアルや研修機会の充実 従前の契約事務マニュアルを全面改訂して、件数の多い少額随意契約について具体的な手順や注意点を含め、詳細に説明する「契約事務マニュアル（総論・少額随意契約編）」を作成した（9 月）。さらに、一般競争契約・入札編を作成して、「契約事務マニュアル」を全体版とした（3 月）。（再掲） また、少額随意契約の基準額等の見直しについての規程改正に当たり、職員への説明会を行った（4 月）。さらに、公正取引委員会から講師を招聘し、入札談合等関与行為防止法等に関する研修を行う（7 月）とともに、調達事務の参考とするため、環境省が開催する会計事務担当者向けの研修を聴講する機会を設けた（7 月）。（再掲） （ウ）効率的かつ効果的な調達 機構内で共通使用するコピー用紙について、スケールメリットの観点から一括調達を継続実施するとともに、複合機の稼働率を精査して、調達台数を削減（11 台→7 台）した。今後も、更なる効率化や一括調達の対象の拡大に向けて検討を行う。 ク、「予算決算及び会計令」の改正に準じた規程の改	
--	--	--	--	--	--	--

					正 少額随意契約の基準額等の見直しについて、職員の業務負担を早期に軽減するため、「予算決算及び会計令」の改正と同様に令和7年度当初から政府に準じた取扱いが可能となるよう、規程改正を行った。改正に当たっては、円滑な運用のために職員への説明会も合わせて行った（4月）。（再掲） ＜調達の合理化等に資する、その他の取組＞ ケ. 調達事務に係る電子化の推進 プロジェクトチームと連携し、適切に役職員の意思疎通を図りつつ、令和6年度中に実現した事業実施同等の電子決裁化について、より一層の事務の効率化や紙の使用量の更なる削減に向けて、運用上の課題解決のための改善を行った。 コ. 経費の効率化、調達の合理化等に関する優良事例の収集及び横展開の取組 従来以上に積極的かつ継続的に、調達改善等の職員意識を高めることによって、より質の高い業務を行うことを目的として、機構内における経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する優良事例を収集し、半期に一度、理事会へ報告の上、機構内で共有する取組について、令和6年度に引き続き、半年の事例創設及び収集期間を設け、適切に取りまとめた上で、優良事例の理事会報告、機構内共有を実施した（9月、3月）。 （資料編 P 153_共通 3 令和7年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価）		
--	--	--	--	--	---	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3－3		給与水準等の適正化							
当該項目の重要度、難易度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー		(予算事業 ID：004998)		

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	〈関連した指標〉								
	対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)	－	－	令和6年6月末公表値：109.1	令和7年6月末公表値：111.9				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	(3)給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 【モニタリング指標】 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人と	(3)給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	(3)給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	＜主な定量的指標＞ 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢の分析結果等 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・給与水準が適正かどうか。 ・給与水準の検証結果	＜主要な業務実績＞ 令和6年度の給与水準及び検証結果について、令和7年6月30日に機構ホームページ上に公表した。 令和6年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は111.9(令和5年度指数109.1)であり、対前年度と比較し上昇したものの、環境分野における専門性と知識・能力を有する人材の積極的な確保等によるものであり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「適切な水準」であるとの評価を受けた。	＜評定と根拠＞ 評定：B 年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。 ○給与水準については、主務大臣から「適切な水準」であるとの評価を受けた。 ○給与水準の検証結果等については、国のガイドライン等に基づき適切に公表した。 ＜課題と対応＞ ○引き続き、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の検証結果については、適切に公表する。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 給与水準について、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は、111.9(令和5年度指数109.1)であり、対前年度と比較して上昇したものの、環境分野における専門性と知識・能力を有する人材の積極的な確保等によるものであり、大卒以上の職員や管理職が占める割合、住居手当支給割合が国と比べて高いこと等を鑑みると、適切な水準であると考え。 また、役員報酬については、機構における自己検証(国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等)に加え、令和6年度業務実績評価結果を鑑みると、適切な水準であることから、「B」評価とした。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 ＜今後の課題＞ 引き続き、国家公務員に対する人事院勧告や業務見直

	の比較、対前年度比、経年比較による趨勢の分析結果等			等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」等に基づき公表しているか。			し等の状況を踏まえて、業務の実績等を考慮しつつ、社会一般の情勢に適合した水準を維持する措置を講ずること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---------------------------	--	--	---	--	--	--

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3－4		情報システムの整備及び管理							
当該項目の重要度、困難度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー		(予算事業 ID：004998)		

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	＜モニタリング指標＞								
	PMO の設置及び支援実績	－	－	支援実績：計 13 件 ※令和 6 年度構築、令和 7 年度稼働開始案件を含む。	支援実績：計 16 件 ※同一システムの改修・更改は 1 件で数える。令和 8 年度以降稼働開始案件を含む。				
	PMO 人材の育成状況	－	－						
	情報リテラシー研修の実施回数、参加者数等	－	－	3 回：91 人(第 1 回)、42 人(第 2 回)、37 人(第 3 回)	4 回：66 人(第 1 回)、78 人(第 2 回) 73 人(第 3 回) 32 人(第 4 回)				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(4)情報システムの整備及び管理	(4)情報システムの整備及び管理	(4)情報システムの整備及び管理	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評価	B
	環境政策上の多様な業務や課題に戦略的かつ柔軟に対応するため、デジタル技術の活用により事務手続の一層の簡素化、迅速化を図るとともに、役職員の情報リテラシー向上を目的とした情報リテラシー研修を実施し、データの利活用及び業務改善、事務の	環境政策上の多様な業務や課題に戦略的かつ柔軟に対応するため、デジタル技術の活用により事務手続の一層の簡素化、迅速化を図るとともに、役職員の情報リテラシー向上を目的とした情報リテラシー研修を実施し、データの利活用及び業務改善、事務の	① デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に基づき設置した PMO を中心に情報システムの適切な整備及び管理を行う。	・PMOの支援実績等 ・PMO人材の育成状況 ・情報リテラシー研修の実施回数、参加者数等	令和7年度は、以下の情報システムの整備、更改(改修を含む。)に対応するため、PMOの役割を担う情報システム課が原課から情報システム企画書が提出された各整備、更改等の案件に参画し、仕様書策定から稼働開始までを支援した。	評定：B 各部が所管する情報システムの調達にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に則ったセキュリティ対策を講じつつ、機能を整理することによるシステム全体のスリム化や一つの情報システムを複数部署が採用することによるコスト通減等の合理化を図った。また、情報リテラシー研修を継続して開催した結果、一部の部署で業務効率化した業務事例が報告されたことから自己評価をBとした。	＜評定に至った理由＞ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に則ったセキュリティ対策を講じつつ、機能を整理することによるシステム全体のスリム化や一つの情報システムを複数部署が採用することによるコスト通減等の合理化を図るなど、情報システムの整備及び管理が適切に行われていることから、「B」評価とした。	
					＜その他の指標＞ －	公害健康被害予防事業研修等の実施に係る LMS (予防事業部、熱中症対策部) については、2 部署合同で調達したところだが、さらに自然共生部においても LMS を利用することとなり、共通する要件であったため、共同利用することとした。これにより、費用や事務手続がさらに削減できた。		＜今後の課題＞ 情報システムの整備及び管理を適切に行うため、経験を持つ人材の採用、既存職員の教育を行うなど、必要人材の確保に努めること。

	効率化に継続的に取り組む。 また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、ITに精通した職員を充実させ、ポートフォリオマネジメントオフィス（PMO）による支援を行うことにより、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 【モニタリング指標】 - PMOの支援実績等 - PMO人材の育成状況 - 情報リテラシー研修の実施回数、参加者数等	効率化に継続的に取り組む。 また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、ITに精通した職員を充実させ、ポートフォリオマネジメントオフィス（PMO）による支援を行う等により、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	た基幹 LAN システムで新たに導入したデジタル技術の活用により事務手続の一層の簡素化、迅速化を図るとともに、役職員の情報リテラシー向上を目的とした情報リテラシー研修を実施し、データの利活用及び業務改善、事務の効率化に取り組む。 また、公共情報システムの整備に際しては、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）の改正に伴い、ガバメントクラウドの利用を検討する。	ているか。	改修案件においては、不必要な改修を抑制することで仕様、要件の精度を上げた。また、各部担当者と業者の間に入り、仕様の詳細を伝え、両者間の認識の齟齬をなくすことで後戻り工程等、不要な工数を削減できた。 整備、更改（改修以外）案件においては、各部担当者と実現したい機能/非機能要件を整理し、提案事業者と折衝するとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に則ったセキュリティ対策となるよう、調達仕様を確認し、要件の漏れがないよう努めた。 【整備案件】（新規構築） ・公害健康被害予防事業研修等の実施に係る LMS（Learning Management System）（予防事業部、熱中症対策部に加え、自然共生部を追加）※令和7年10月稼働開始。 ・石綿健康被害救済制度に係るオンライン申請システム（石綿健康被害救済部）※令和8年3月稼働開始。 ・採用管理システム（総務部）※令和7年12月稼働開始。 ・出張予約・経費精算システム（総務部）※令和8年4月稼働開始。 ・メール配信サービス（財務部）※令和8年1月稼働開始。 （改修） ・公害健康被害予防事業研修等の実施に係る LMS（予防事業部）※令和7年9月稼働開始。 ・基幹 LAN システム（総務部）※令和7年9月稼働開始。 ・勤怠管理システム（総務部）※令和7年5月稼働開始。 ・情報収集分析及びクーリングシェルター管理システム（熱中症対策部） ※令和8年4月稼働開始。 ・経理システム（財務部）※令和9年3月稼働開始予定。 ・認定給付システム（石綿健康被害救済部）※令和9年4月稼働開始予定。 （更改） ・複合機（総務部）※令和8年4月稼働開始。	＜課題と対応＞ PMO がより精緻な情報システム投資計画を立てられるようにするため、次年度予算要求前の情報システム企画書の提出を徹底することが必要であるが、予算要求後に提出のあったケースも見られた。この課題への対応として、各部室が所管する情報システムのライフサイクルと業務運営計画を基に情報システム企画書提出が必要な案件を PMO が精査し、情報システム企画書作成の助言をすることとした。 情報システムの整備、更改に係るプロジェクト管理を行える PMO 要員が不足しているため、経験を持つ人材の採用、既存職員の教育を行い、必要人材の確保に努める。	＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	---	--------------	---	--	-----------------------------

				・住民基本台帳システム（石綿健康被害救済部）※令和 8 年 10 月稼働開始予定。 ・研究情報管理基盤システム（環境研究総合推進部）※令和 8 年 6 月稼働開始予定。 ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和 10 年度稼働開始予定。 ・文書管理システム（総務部）※令和 9 年 11 月稼働開始予定。 ・PBX(電話交換機)＋通話録音装置（総務部）※令和 9 年 4 月稼働開始予定。 ・給与システム（総務部）※令和 9 年 10 月稼働開始予定。 ・勤怠管理システム（総務部）※令和 10 年 4 月稼働開始予定。 ・人事管理システム（総務部）※令和 10 年 4 月稼働開始予定。 稼働中の情報システムについては、脆弱性情報の提供や運用保守業者との定例会出席等、安定稼働に向けた支援を行っている。 情報システムの更改に向けて仕様策定前から関与し、各担当から業務フロー等、業務要件の聞取りを開始しており、汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）では次期更改の仕様策定に向け、業務フロー、データ構成の見直し等を行い、情報システムのスリム化への検討を行った。研究情報管理基盤システム（環境研究総合推進部）では改めて業務フローを洗い出し、必要な機能を精査した結果、スクラッチ開発を廃止し、SaaS を活用する移行方針とし、費用の大幅な削減が出来る見込みである。給与システム、勤怠管理システム、人事管理システム（総務部）では 3 システムの業務フローや機能要件の見直しを行い、統合に向けた検討を開始した。検討の結果、3 システムを一体的に提供する SaaS(ISMAP 登録有)を活用する方針とし、提案事業者と要件の確認を開始した。		
--	--	--	--	---	--	--

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
（注）「業務の電子化に関する目標」については、上記「第 3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	(予算事業 ID：004998)

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 財務運営の適正化	(1) 財務運営の適正化	(1) 財務運営の適正化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	B
							<評定に至った理由>	
	自己収入・寄附金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人	自己収入・寄附金の確保に努め、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算計画及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	予算、資金計画等については、別紙のとおり。	・勘定別の総利益や利益剰余金	(1) 財務運営の適正化	評定：B	計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。	
				<評価の視点>	(A) 適切な予算、資金計画等の作成	令和7年度については、第5期中期計画に基づき、年度計画予算等を作成した。	承継業務については、年度計画に基づく取り組みを実施した結果、附帯債権を含め着実な回収が図られた。	
				・計画予算と実績について「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。	① 令和7年度計画予算と実績（概略）	また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。	また、債務者の事業再生支援を積極的に推進した結果、1件の事業再生計画を成立させることができた。	
				・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	法人総計としての収入は、計画額 454 億円に比し実績額 467 億円と＋14 億円となった。また、法人総計としての支出は、計画額 618 億円に比し実績額 486 億円と▲132 億円となった。	承継業務については、年度計画に基づく取組を実施した結果、附帯債権を含め着実な回収が図られた。	以上のことから、「B」評価とした。	
					・公害健康被害補償予防業務勘定	また、債務者の事業再生支援を積極的に推進した結果、1件の事業再生計画を成立させることができた。	<今後の課題>	
					[収入]	今後もし引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計	承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む必要がある。	
					計画予算 30,492 百万円		<その他事項>	
					実績 30,619 百万円		特になし。	
					差額 ＋127 百万円			
					収入は、利息収入が見込みを上回ったこと等により、＋127 百万円となった。			
					[支出]			
					計画予算 34,787 百万円			
					実績 31,070 百万円			
					差額 ▲3,717 百万円			
					支出は、公害健康被害者の認定患者数の減少等に伴う			

	会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。	予算、収支計画、資金計画については、別紙のとおり。			公害健康被害補償予防業務経費が見込みを下回ったこと等により、▲3,717 百万円となった。 ・石綿健康被害救済業務勘定 [収入] 計画予算 5,106 百万円 実績 5,427 百万円 差額 321 百万円 収入は、他の法令による救済調整に伴う救済給付の返還金が発生したこと等により、＋321 百万円となった。 [支出] 計画予算 6,870 百万円 実績 5,679 百万円 差額 ▲1,191 百万円 支出は、石綿健康被害救済給付費が見込みを下回ったこと等により、▲1,191 百万円となった。 ・環境保全研究・技術開発勘定 [収入] 計画予算 7,335 百万円 実績 7,755 百万円 差額 ＋420 百万円 収入は、BRIDGE 業務に係る運営費交付金の追加交付等により、＋420 百万円となった。 [支出] 計画予算 7,336 百万円 実績 7,483 百万円 差額 ＋148 百万円 支出は、BRIDGE 業務に係る運営費交付金の追加交付による研究費の増等により、＋148 百万円となった。 ・基金勘定 [収入] 計画予算 2,302 百万円 実績 2,634 百万円 差額 ＋332 百万円 収入は、運用収入の増等により、＋332 百万円となった。 [支出] 計画予算 12,660 百万円 実績 4,234 百万円 差額 ▲8,426 百万円 支出は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において助成金が見込みを下回ったこと等により、▲8,426 百万円となった。 ・承継勘定 [収入] 計画予算 119 百万円	画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。	
--	----------------------------	---------------------------	--	--	--	---	--

					実績 305 百万円 差額 +186 百万円 収入は、正常債権以外の債権の回収等により、+186 百万円となった。 [支出] 計画予算 173 百万円 実績 121 百万円 差額 ▲52 百万円 支出は、仮差押保証金等が見込みを下回ったこと等により、▲52 百万円となった。 ② 運営費交付金債務の発生状況 当期の運営費交付金債務について、85 百万円が発生したため、令和 7 年度末残高は 150 百万円となった。 なお、各勘定の内訳は以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 運営費交付金債務なし。 ・環境保全研究・技術開発勘定 令和 6 年度末残高 66 百万円 当期発生額 85 百万円 当期取崩額 1 百万円 令和 7 年度末残高 150 百万円 (主な要因) 研究費等の翌期への繰越。 ・基金勘定 運営費交付金債務なし。 ③ 財務の状況 ア. 当期総利益 令和 7 年度の総利益は 613 百万円であり、その要因は、割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等によるものである。 各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 118 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 ・石綿健康被害救済業務勘定 一百万円 (主な要因) ー (注) 石綿勘定は、政府交付金及び被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 ・環境保全研究・技術開発勘定 188 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等		
--	--	--	--	--	--	--	--

					・ 基金勘定 192 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 ・ 承継勘定 116 百万円 (主な要因) 割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等 イ. 利益剰余金 利益剰余金は、令和 6 年度末の 1,975 百万円に対し て、令和 7 年度は、繰越積立金取崩額 14 百万円、当期 積立額 613 百万円を計上し、令和 7 年度期末時点では 2,573 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。 ・ 公害健康被害補償予防業務勘定 744 百万円 ・ 石綿健康被害救済業務勘定 一百万円 ・ 環境保全研究・技術開発勘定 340 百万円 ・ 基金勘定 357 百万円 ・ 承継勘定 1,132 百万円 (資料編 P133_共通 1 経費削減及び効率化目標との関係) (資料編 P134_共通 2 計画額及び実績額 (令和 7 年度))		
--	--	--	--	--	---	--	--

	承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、回収の早期化、最大化に努める。また、債権残高の減少を踏まえ、当該業務の今後を見据えた検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に取り組む。 【モニタリング指標】 - 勘定別の総利益や利益剰余金 - 債権残高、回収額等	承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。また、債権残高の減少を踏まえ、当該業務の今後を見据えた検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に取り組む。	承継業務については、債権管理を適切に行い、一般債権は着実な回収を図る。 一方、一般債権以外の債権は、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。また、当年度の期首と期末の債権残高を比較し、債権区分ごとに回収額、償却額等の状況を明らかにする。	＜主な定量的指標＞ 債権残高、回収額等	(B) 承継業務に係る適切な債権管理等 債権残高の変動状況は以下のとおりである。 (単位：百万円) <table><tr><th>債権区分</th><th>令和6年度末残高①</th><th>回収②</th><th>償却③</th><th>移入④</th><th>移出⑤</th><th>令和8年3月末残高①-②-③+④-⑤</th></tr><tr><td>一般債権</td><td>90</td><td>59</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>31</td></tr><tr><td>一般債権以外</td><td>232</td><td>81</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>151</td></tr><tr><td>合 計</td><td>322</td><td>140</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>182</td></tr></table> (注1) 附帯債権の回収額は159百万円である。 (注2) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 - 一般債権については、適切に債権管理を行った結果予定どおりの回収が図られた。 - 一般債権以外については、協議中だった2件の事業再生計画のうち1件が成立し、89百万円を回収した。 - 昨年度から係属していた訴訟1件が終結し34百万円を回収した。 債権残高の推移 (単位：百万円) <table><caption>債権残高の推移 (単位：百万円)</caption><tr><th>区分</th><th>一般債権</th><th>一般債権以外</th><th>合計</th></tr><tr><td>R5</td><td>473</td><td>247</td><td>720</td></tr><tr><td>R6</td><td>90</td><td>232</td><td>322</td></tr><tr><td>R7</td><td>31</td><td>151</td><td>182</td></tr></table> (注) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。	債権区分	令和6年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和8年3月末残高①-②-③+④-⑤	一般債権	90	59	-	-	-	31	一般債権以外	232	81	-	-	-	151	合 計	322	140	-	-	-	182	区分	一般債権	一般債権以外	合計	R5	473	247	720	R6	90	232	322	R7	31	151	182		
債権区分	令和6年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和8年3月末残高①-②-③+④-⑤																																													
一般債権	90	59	-	-	-	31																																													
一般債権以外	232	81	-	-	-	151																																													
合 計	322	140	-	-	-	182																																													
区分	一般債権	一般債権以外	合計																																																
R5	473	247	720																																																
R6	90	232	322																																																
R7	31	151	182																																																

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4－2		基金の運用等							
当該項目の重要度、困難度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー		(予算事業 ID：004998)		

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

(単位：％、百万円)

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	金融資産の普通預金以外での運用割合		93.7％(前中期目標期間平均値)	95.67％	95.51％				
	公害健康被害予防基金の運用益		501 百万円(前中期目標期間平均値)	553 百万円	605 百万円				
	地球環境基金の運用益		90 百万円(前中期目標期間平均値)	118 百万円	129 百万円				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(2) 基金の運用等	(2) 基金の運用等	(2) 基金の運用等	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A
	「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。 【モニタリング指標】 ・金融資産の普通預金以外での運用割合 ・公害健康被害予防基金及び地球環境基金の運用益	「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等により、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行うこととする。 また、公害健康被害予防基金及び地球環境基金については、安定的な事業実施の財源の一部とするため、資金の運用益の確保に努める。	「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等により、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を最優先するとともに、その使途が環境負荷の低減その他社会的課題の解決等に資するグリーンボンド等での運用も推進する。 なお、保有債券のうち	・金融資産の普通預金以外での運用割合 ・公害健康被害予防基金及び地球環境基金の運用益 <その他の指標> － <評価の視点>	(2) 適切な資金運用 ① 「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。 ② 日本銀行の利上げにより、金融機関の預金の引き受けが活況である中、効率的な資金運用を図る観点から、 ア. 預金引き合いにおいては、金融機関のニーズを確認し、より有利な利率の提示が見込まれる預入期間・金額を設定する等の調整をした。 イ. 公害健康被害予防基金において、6 銘柄、40 億円の債券を購入した。(令和6 年度実績は9 銘柄、32 億円) なお、このうち1 銘柄、28 億円は下記④の売買による購入分である。 ウ. 地球環境基金において、8 銘柄、13 億円の債券を購	<評定と根拠> 評定：A 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、効率的に基金の運用等を行い、以下のとおり高い成果をあげたため、自己評価をAとした。 ○ 弾力的な預金運用及びフレキシブルな債券取得により、普通預金残額の圧縮（金融資産に占める普通預金以外での運用割合を基準値比 1.81 ポイント増）を図った。 ○ ERCA の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、令和7 年度においては、債券購入額に占めるグリーンボンド	<評定に至った理由> 「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。 また、弾力的な預金運用及びフレキシブルな債券取得により、普通預金残額の圧縮（金融資産に占める普通預金以外での運用割合を基準値比 1.81 ポイント増）を図った。 さらに、ERCA の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、令和7 年度においては、債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率を98.4%まで大幅に引き上げ、環境保全等に資金面から貢献した。 加えて、日々の変動が大きく金利状況の見極めが困難な中ではあるが、昨年度（額面 10 億円分）を大きく上回る規模（額面 28 億円分）で、公害健康被害予防基金の保有債券の一部の入れ替えを行うことにより、年度毎	

			ERCA において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。また、公害健康被害予防基金及び地球環境基金については、金利変動リスクに対応できるよう償還時期に留意して中長期での運用を行い、資金の運用益の確保に努める。		入した。(令和6年度実績は4 銘柄、6 億円) エ. 維持管理積立金において、15 銘柄、62 億円の債券を購入した。(令和6年度実績は21 銘柄、65 億円) オ. 石綿健康被害救済基金において、15 銘柄、68 億円の債券を購入した。(令和6年度実績は14 銘柄、65 億円) これらの結果、引き続き普通預金残額の圧縮を図ることができている。 ③ 環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンド等(SDGs 債)については、機構の経営理念に合致するものとして積極的に購入を進めており、令和7年度においても、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を180 億円購入した(債券購入総額は183 億円、グリーンボンド等が占める比率は98.4%)。 ④ 公害健康被害予防基金では、市場金利の動向を踏まえ、今後の償還財源の平準化と運用収入の最大化を図るため、一部の保有債券を売却し、売却債券より利回りの高い債券を同額購入した。(額面28 億円分：平均利回り1.203%→2.657%) これにより、年度ごとの償還額の偏りを一定程度是正し、かつ、運用収入を増加させた。 (資料編P157_共通4 令和7年度運用方針) (資料編P159_共通5 令和7年度公害健康被害予防基金債券運用状況) (資料編P160_共通6 令和7年度地球環境基金債券運用状況)	等の比率を98.4%まで大幅に引き上げ、環境保全等に資金面から貢献するように努めた。 債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率： 令和5年度 80.1% 令和6年度 83.3% 令和7年度 98.4% ○ 日々の変動が大きく金利状況の見極めが困難な中ではあるが、昨年度(額面10 億円分)を大きく上回る規模(額面28 億円分)で、公害健康被害予防基金の保有債券の一部の入れ替えを行った。 これにより、年度ごとの償還額の偏りを一定程度是正し、かつ、運用収入を増加させ、公害健康被害予防基金の円滑な事業運営に資した。 <課題と対応> ○ 引き続き金融市場の見通しが難しい状況であるが、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入を進めていく。	の償還額の偏りを一定程度是正し、かつ、運用収入を増加させ、公害健康被害予防基金の円滑な事業運営に資した。 以上のことから、目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、効率的に基金の運用等を行い、所期の目標を上回る高い成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 <今後の課題> 金融市場の見通しが難しい状況であるが、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入を進め、運用益の確保に努めること。 <その他事項> 特になし。
--	--	--	---	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－1	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	(予算事業 ID：004998)

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(モニタリング指標)								
職員の士気向上を図る新たな取組の実施状況								
体制強化及び組織の活性化等の取組状況								
職員研修の実施状況								
「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対目標比	令和 12 年度までに平成 25 年度比 50%の排出削減		45.5%削減	52.0%削減				
広報イベント・社会連携等の実施状況	－	－	イベント出展回数：8回	イベント出展回数：7回				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1)業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 ① 適切な人材の確保と戦略的な育成 環境政策の変化やERCAに求められる社会的要	(1)施設及び設備に関する計画 なし (2) 職員の人事に関する計画 ERCAが多様な業務を実施していることを踏ま	(1)施設及び設備に関する計画 なし (2)職員の人事に関する計画	<主な定量的指標> ・職員の士気向上を図る新たな取組の実施状況 ・体制強化及び組織の活性化等の取組状況	<主要な業務実績> (1) 施設及び設備に関する計画 なし (2) 職員の人事に関する計画 「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進に関する法律」の改正（令和7年4月1日施行）に基づく新たな生物多様性増進業務に対応するため、4月から新部署であ	<評定と根拠> 評定：A 環境配慮の推進について、温室効果ガスの排出量を平成25年度比で 52.0%の削減を図ることができ、令和12年度までに 50%以上削減の目標を、早期に達成することができた。 また、令和7年度は、自然共生部の新規設置に伴うスム	評定	B

	請に柔軟に対応し、業務運営を的確に行う必要があること及び民間環境保全活動・研究等の伴走支援や人材育成、資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務等、ERCAが多様な業務を実施していることを踏まえ、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、戦略的かつ計画的な人材の確保と育成を図る。 具体的には、業務内容の高度化や多様化に対応する組織力を向上すべく、人材の確保に取り組み、専門的知見を有する機関との人事交流を行うほか、職員研修の内容を不断に見直すとともに、キャリアパスの整理や職員が自身の関心や適性に応じて自律的に能力強化を図ることができる環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する等専門性の強化に努める。 また、働き方改革等の取組を通じて、ワークライフバランスに配慮した柔軟で働きやすい環境の整備、ダイバーシティ・インクルージョンの観点から多様な人材が活躍できる環境の整備等を推進し、各部門の現	え、「人材の確保・育成に関する方針」を定める。 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。	① 人材確保・育成 ア 「人材の確保・育成に関する方針」に基づく施策の実施 イ 人事評価制度の見直し ウ 人事評価制度の着実な運用 エ 環境省など他の機関への出向や人材交流の実施	・職員研修の実施状況 ・「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対目標比 ・広報イベント・社会連携等の実施状況 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	る「自然共生部（２課体制）」を設置した。本業務は令和６年度まで環境省が自然共生サイト認定業務を行っており、それを引き継ぐ形で当機構が行うため、すぐに適切に業務を行えるよう令和６年度準備チームのメンバーを新部署構成員として据えつつ、民間企業から自然共生サイトの認定業務に精通している３名の出向者を受け入れて体制を整備した。 一方、ERCA 内部では、令和６年度に準備した「人材の確保・育成に関する方針」を職員に共有しつつ、それをもとに採用や研修等を一部見直して実施した。 ① 人材確保・育成 ア 「人材の確保・育成に関する方針」に基づく施策の実施 本方針は、令和６年度中に検討を進め、令和７年４月１日に年度始めの理事長訓示において、全役職員向けに公表した。 （資料編 P 161_共通 ７ ERCA 人材の確保・育成に関する方針） イ 人事評価制度の見直し 令和６年度に行った人事評価制度の見直しに基づき、令和７年度から、職員の能力や業績をこれまでより処遇に反映できるようにすることで職員の士気向上を図る制度となるように、業績評価機会を年２回に増やして実施した。 これに基づき、前期の業績期末評価（９～１０月）と後期の業績期末評価及び総合評価（３月）を行った。 ウ 人事評価制度の着実な運用 年度内に新たに着任した職員全員に対し、その都度制度に係る説明会を実施（年８回）するとともに、人事異動があった際の人事評価の実施について、対象者及びその上長に対し依頼するなど、制度の着実な運用に取り組んだ。 エ 環境省など他の機関への出向や人材交流の実施 上記アの「人材確保・育成に関する方針」では、人材育成の一環として外部出向等の活用を明示し、環境省など当機構外部への出向や人事交流を積極的に行うことを明示している。 その一環として、環境省と調整の上で双方で若手人材を出向させる人事交流を初の試みとして実施した。当機構からは、令和７年度から開始した自然共生サイト認定業務を行う自然環境局に１名出向として送り、環境省からは、令和６年度から開始した熱中症対策部に１名出向を受け入れた。（７月） また、昨年度に引き続き施策の連携強化のため令和７年度末時点で上記１名を含む全出向者数６名の出向を行い、	ーズな業務実施を確保するための体制の整備、令和８年度からの環境研究総合推進部の新規業務に対応する体制の構築、それらを下支えする人事課の新設に向けた体制の構築等、組織全体に対する影響が大きかったにもかかわらず滞りなく中期計画の達成に向けて前進し、フレックスタイム制の導入等による職員の勤務環境の整備や組織横断的な業務改革プロジェクトチームの運営による各種システム化及び効率化等を通じて、勤務時間の削減にも取り組み、その成果を上げてきた。こうしたことから、次に掲げる根拠のとおり、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることからＡ評価とした。 ○職員の人材育成については、継続して人事評価制度の適正な運用を図っている。新規着任者に対してその都度制度説明会を行い、業績評価の機会を年２回に増やすことで職員の能力や業績をより処遇に反映できるようにすることで士気向上を図っている。また、職員の育成と施策の連携強化等を企図した環境省への ERCA 職員６名の出向に加え、環境省からも若手職員を受け入れることで、相互の連携を強化している。このほか、キャリアデザイン研修の受講対象を中途採用者に拡大し、また、キャリアコンサルタント資格（国家資格）を持つ講師の内製化を実現している。管理職に対するアプローチとしては、引き続き多面観察を実施し、その結果を踏まえたマネジメント方針を各管理職に作成させている。さらに、研修受講の利便性・効率性向上のため、研修のオンライン開催及びアーカイブ化を図っている。 ○DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の推進に当たっては、引き続き、組織として女性管理職、女性役員の割合向上に向けて取り組んでおり、その一助として、令和７年度は、内部統制担当理事が女性管理職と面談することを通じて業務遂行上の課題やエンゲージメント、ワークライフバランス推進等への意見を聴取している。（「５－２ 内部統制の強化」を参照。） ○若手職員に対する取組としては、平成 30 年度から実施しているメンター・メンティ制度の運用方針及びマニュアルを見直し、支援体制の質を強化し、制度の活性化につなげたところ、年度末のアンケートにおいて、全体の満足度は、５段階評価中の平均評価が 4.2 との結果が得られてお	＜評定に至った理由＞ 環境配慮の推進について、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 52.0%の削減を図ることができ、令和 12 年度までに 50%以上削減の目標を、早期に達成した。 また、令和７年度の自然共生部の新規設置に伴うスムーズな業務実施を確保するための体制整備、令和８年度からの環境研究総合推進部の新規業務に対応する体制の構築、それらを下支えする人事課の新設等、体制強化・改善等の取組を積極的に行った。 さらに、人事評価制度の見直しやフレックスタイム制の導入など、職員の士気向上を図る人材育成や勤務環境の体制整備にも積極的に取り組んだ。 その他、労働基準監督署から受けた過去の勤務時間の取扱いに関する勧告に対して、年度内に必要な是正措置が講じられた。 以上のことを踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 職員の士気向上を図る人材育成や勤務環境の体制整備に引き続き取り組むとともに、人事・勤務制度等について不断の見直しを行うこと。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	--	---	--	--	---

	場レベルでの効果的な人材登用を図るとともに、人事評価制度を活用し、適切な処遇と職員のエンゲージメントの向上を図ること等を通じて、組織の活性化を図る。 ＜モニタリング指標＞ ・職員の士気向上を図る新たな取組の実施状況 ・体制強化及び組織の活性化等の取組状況 ・職員研修の実施状況 ② 業務運営に係る環境保全等に関する取組 環境政策の実施機関として、業務運営全般において環境負荷の低減、環境保全について配慮するとともに、組織全体として環境配慮の意識向上と実践に努める。 また、ERCAは我が国の環境政策の推進に積極的な役割を果たすため、国の方針や保有する知見やノウハウ等を踏まえて、ERCA法第10条第1項第13号及び同条第2項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施する。 さらに、国民のERCAの業		② DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の推進 ア 女性活躍推進（管理職への登用、活躍につながる勉強会の実施） 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、女性活躍やワークライフバランスを推進している。女性活躍に関しては「えるぼし」の認定（3段階目）、次世代育成支援に関しては「くるみん」の認定（2回目）をそれぞれ取得済で、令和7年度も取組を進めている。女性活躍推進法に基づく行動計画及び女性活躍に関する情報については、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」において公表しており、年度内に更新作業を行った。 なお、第5次男女共同参画基本計画（令和5年12月26日一部変更閣議決定）において、管理職（課長級以上）に占める女性割合を令和7年度末までに18%以上、役員に占める女性割合を令和7年度末までに20%以上と定められており、令和7年度末時点では、女性管理職21.1%、女性役員16.7%となっている。 イ 障害者雇用の確保 障害者雇用数については、令和7年度も法令に定めるERCAの基準5名を上回る7名の雇用を達成している。（3月） ウ 次期一般事業主行動計画の策定 令和4年から計画期間が開始している現計画については、令和8年3月末に期間が終了することから、管理職（課長級以上）に占める女性割合を定めること、職員の年次有給休暇の年間平均取得目標日数を定めること、ワークライフバランスの推進に向けた取組を明示すること、職業生活と家庭生活との両立に関する目標を定めること等を含めた令和8年度から4か年の計画を定めるため、当機構内部で検討し策定した。（3月） ③ 職員のキャリア形成 ア （職員の様々なライフ・ステージに配慮した）人事諸制度の設計や勤務環境の整備 （ア）フレックスタイム制の運用開始等 働き方改革の一環として、多様かつ柔軟な働き方を可能	組織活性化と人材育成を行った。（参考：令和6年度末時点全出向者数6名） ② DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の推進 ア 女性活躍推進（管理職への登用、活躍につながる勉強会の実施） 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、女性活躍やワークライフバランスを推進している。女性活躍に関しては「えるぼし」の認定（3段階目）、次世代育成支援に関しては「くるみん」の認定（2回目）をそれぞれ取得済で、令和7年度も取組を進めている。女性活躍推進法に基づく行動計画及び女性活躍に関する情報については、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」において公表しており、年度内に更新作業を行った。 なお、第5次男女共同参画基本計画（令和5年12月26日一部変更閣議決定）において、管理職（課長級以上）に占める女性割合を令和7年度末までに18%以上、役員に占める女性割合を令和7年度末までに20%以上と定められており、令和7年度末時点では、女性管理職21.1%、女性役員16.7%となっている。 イ 障害者雇用の確保 障害者雇用数については、令和7年度も法令に定めるERCAの基準5名を上回る7名の雇用を達成している。（3月） ウ 次期一般事業主行動計画の策定 令和4年から計画期間が開始している現計画については、令和8年3月末に期間が終了することから、管理職（課長級以上）に占める女性割合を定めること、職員の年次有給休暇の年間平均取得目標日数を定めること、ワークライフバランスの推進に向けた取組を明示すること、職業生活と家庭生活との両立に関する目標を定めること等を含めた令和8年度から4か年の計画を定めるため、当機構内部で検討し策定した。（3月） ③ 職員のキャリア形成 ア （職員の様々なライフ・ステージに配慮した）人事諸制度の設計や勤務環境の整備 （ア）フレックスタイム制の運用開始等 働き方改革の一環として、多様かつ柔軟な働き方を可能	り、組織横断的な若手職員同士の横のつながりが強化されている。 ○職員の勤務環境の整備の一環としてフレックスタイム制の運用を開始したところ、初年度から全職員の約20%が利用している。加えて、人事管理システムの運用の充実や、業務改革プロジェクトチームの運営を通じた組織横断的な電子化・システム化・マニュアル整備等を推進することで、業務プロセスの見直し及び生産性・業務効率の向上を図った。これらの施策とあわせて、時間外労働の削減に労使一体となって取り組んだ結果、令和5年度に17時間／人／月であった時間外労働時間は、令和6年度に15時間／人／月、令和7年度には14時間／人／月と着実に削減されている。 ○環境配慮の推進について、実施計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成25年度比で52.0%の削減を図ることができ、令和12年度までに50%以上削減の目標を達成することができた。 ○業務実施体制の強化等については、自然共生部の業務実施体制の整備、環境研究総合推進部の新規業務に対応する課及び総務部人事課の新設に向けた体制構築を着実に実施するとともに、ERCAの将来像についての議論を主務省と継続している。また、職員が自らの業務範囲を超えて、業務改革プロジェクトチームの運営をはじめ、災害廃棄物対応に関する研修への参加や採用活動・広報活動・広報イベントへの協力など、組織横断的な取組を積極的に行っている。こうしたところから、組織の活性化及び職員の士気の向上の一端が確認できる。 ＜課題と対応＞ ・2035年度までに65%以上、2040年度までに79%以上削減の目標を達成するために、今後も電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組む。 ・一般事業主行動計画を適切に実行する。 ・機構に適した人材を採用しやすくするために、採用プロセスの見直しを検討する。 ・適正な人事評価を行うため、より上司とのコミュニケー	
--	---	--	---	--	---	--

	務に対する理解を増進し、環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するため、業務全体において、プレスリリース、Web、SNS及びイベント等最適なメディア等を効果的に活用した広報や社会貢献活動及びステークホルダーとの連携に取り組む。 ＜モニタリング指標＞ ・「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対目標比 ・広報イベント・社会連携等の実施状況				とし労働生産性の効率化を図ることを目的として、昨年度の準備をもとに、フレックスタイム制の運用を開始した。 （４月） 開始にあたっては、導入趣旨や細かい運用ルールなどを職員全体に対して周知する説明会を実施したところ、開始時点で 19 名が制度を利用し、その後も制度に関する問合せに対応し、令和 8 年 3 月末時点で 43 名が利用するに至っている。これは全職員の約 20％にあたる。 また、ひと月当たりのテレワーク回数の上限を 8 回から 10 回に見直し、ワークライフバランスに配慮した働き方をさらに推進した（４月）。 （イ）時間外労働削減の取組 令和 6 年度は、今年度から新たに開始する生物多様性増進業務の準備チームを現員から捻出してきた状況の中、令和 5 年度平均時間外労働時間 17 時間/人/月を下回る 15 時間/人/月に抑制できたところだが、今年度はさらなる削減を推進することとした。 まず、年度初めの理事長訓示により、柔軟な働き方と業務のデジタル化により労働価値が高まり、単位時間当たりの生産性を高めることで、時間外労働の削減にも繋げていくという方向性を示した。 その上で労使一体となって、令和 6 年度平均時間外労働時間 15 時間/人/月を下回るように、定時退庁日（毎週水曜日）の遵守の意識づけを共に見回り呼びかける活動を行ったり、毎月 1 回、部課長会議にて前月までの時間外勤務状況を確認する場を設けるなど、日常で時間外勤務の意識を定着させる取り組みを行っている。 その結果、令和 7 年度は、14 時間/人/月まで抑制することができた。 （ウ）メンター・メンティ制度の充実 令和 7 年度は、制度の改善を目的として、運用方針およびマニュアルの見直しを実施した。年度初めに昨年度の実施状況を振り返り、参加者へのヒアリングを通じて課題を抽出し、以下の改善を行った。 中途採用者（30 歳以下）に対する希望制の導入により、制度参加の柔軟性を向上させた。 メンター同士の関係性を重視したマッチング方針の明確化により、支援体制の質を強化した。 若手職員の交流促進を目的としたキックオフミーティングの実施により、各チームから活動報告が寄せられるなど、制度の活性化が確認された。	ションを深める施策を検討する。 ・人材育成方針、研修計画及び人事評価制度を体系的に捉え、各等級で受けるべき研修の整理を行う。あわせて、各研修の狙いをより明確に評価面談時に伝えることで、さらなる人材育成の強化につなげていく。	
--	---	--	--	--	---	--	--

			イ 研修の実施（年度研修計画の策定と実施）	PPT 資料による制度説明に加え、レクリエーションを導入することで、制度の初動を円滑に立ち上げることができた。 なお、令和 7 年 10 月には、制度運営状況の把握と改善点の抽出を目的とした中間フォローアップアンケートを実施した結果、全体の満足度は 5 段階評価中の平均評価が 4.1、面談の有意義度は 5 段階評価中の平均評価が 4.2 と評価されるなど、制度の定着と効果が一定の成果を示している。 さらに年度末に、改めてフォローアップアンケートを実施した結果、最終的な成果として、全体の満足度は 5 段階評価中の平均評価が 4.2、面談の有意義度は 5 段階評価中の平均評価が 4.2 の評価となった。 (エ) 人事管理システムの運用 令和 7 年 3 月に運用開始した人事管理システムについて、引き続き職員データの登録を行うとともに、人事関係の各種届出を人事管理システム上で実施できるよう整備し、電子上での申請・承認やデータの蓄積を自動的に行うよう整備した。 イ 研修内容の見直し（第 5 期研修計画の策定と実施） 「人材確保・育成に関する方針」では、受動的な研修とならないよう職員が主体性と意欲をもって研修に臨むような工夫と、職員自身が自らのキャリアプランに合わせて選択できる工夫を取り入れることを明示している。 研修の実施にあたり、年度当初に「令和 7 年度 ERCA 研修計画」を策定した（5 月）。その際、職制別研修については、昨年度策定した 5 か年計画において各職制とも 3 ～ 4 年で扱うテーマをローテーションすることとしており、それに基づいた内容で令和 7 年度も実施した。（10 月、11 月） なお、ERCA で研修を実施する際には、職員の利便性の向上のため、テレワークでも参加できるオンライン開催にて実施するとともに、研修当日ではなくても視聴できるようアーカイブ機能を活用した。 (資料編 P174_共通 8 令和 7 年度実施研修)		
			ウ 職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供	ウ 職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供 (ア) キャリアデザイン研修の内容及び実施方法の見直し 「人材確保・育成に関する方針」に基づき、令和 7 年度の新たな取組として、キャリアデザイン研修の受講対象者を当計画の新卒採用 3 ～ 4 年目に限らず、令和 3 年度以降		

		（４） その他当該中期目標を達成するために必要な事項 ① 業務実施体制の強化・改善等環境政策におけるERCAの役割が増している現状を踏まえ、求められる役割を果たすために必要な組織体制を整備する。さらに、業務の実施状況等を継続的に確認し、専門人材の確保と育成を強化するとともに、必要に応じて、人員配置の見直し等を行う。	（４）その他当該中期目標を達成するために必要な事項 ① 業務実施体制の強化・改善等 ア ERCAが将来どのような組織であるべきかについて、職員間及び主務省との間の議論の継続 イ 求められる役割を果たすために必要な組織体制の整備	に採用した中途採用者にも拡大し充実を図った。（新卒採用者 8 名、中途採用者 25 名） 講師は、当機構のキャリア形成に精通し、キャリアコンサルタント資格を保有する部長級職員を起用した。 本研修は、集合型研修（新卒採用者と中途採用者で共に 1 回ずつ）と、研修受講者全員に対して講師とキャリア形成に関する質問や不安に対応する形で行う個別面談という 2 部構成で実施した。（面談実施：8 月、個別面談実施：9 ～10 月） 研修受講後アンケートでは、「内容に満足している」の回答が 100%となり、満足度の高い研修として、今後も継続して行うモデルとなる形で実施できた。 （イ）資格取得奨励の実施 第 5 期研修計画に基づき「資格取得支援策」を実施し、ERCA が認めた資格について取得に係る費用の一部を支援することで、業務に必要な知識・技能を自主的に習得できる自己研鑽の機会を提供した。 （ウ）多面観察の実施 管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、マネジメント方針（アクションプラン）の作成などを行った。（11 月～ 3 月） （４）その他当該中期目標を達成するために必要な事項 ① 業務実施体制の強化・改善等 ア ERCA が将来どのような組織であるべきかについて、職員間及び主務省との間の議論の継続 令和 4 年度に示した「2050 年の ERCA」を念頭に置いた ERCA の将来像について、令和 7 年度も引き続き議論・検討を行い（6 回）、第 5 期中期目標期間及び次期中期目標期間における新規事業及び人事戦略について議論を行っている。 イ 求められる役割を果たすために必要な組織体制の整備 （ア）新規業務に対応する組織の整備 地域生物多様性増進法が制定され、令和 7 年 4 月から新たに自然共生サイトの認定等に関する業務を行う部署「自然共生部」を新規に設置した。（4 月） （イ）業務改革プロジェクトチームの運営	
--	--	--	---	---	--

			ウ 専門人材の確保と育成の強化	業務プロセスの見直し等を図り、組織のパフォーマンスを向上させることを目的に、令和6年度から、組織横断的な組織として「業務改革プロジェクトチーム」を発足し、令和7年度も継続して活動を進めた。 今年度は、検討テーマが増加したことから、参加メンバーを増員し、各テーマの取組を遂行した。 各テーマでは、以下の取組を完了した。 a 事業実施伺いの電子化：試行運用を行い、令和7年度中に本運用を開始した。 b オフィス環境改革：令和7年度中に一部フロアでの環境改善を完了した。 c 業務ノウハウの蓄積促進：経理マニュアルの改正を完了した。 d 複合機更改の検討：組織としての方向性を決定し、仕様の確定を完了した。 e 旅費精算システムの導入検討：システム選定を完了し、運用マニュアルの整備を実施した。 また、プロジェクト開始前と比べ、紙出力 20%減、組織内メール流量 40%減を実現した。 （ウ）令和8年度新規業務等に対応する組織の整備 内閣府から技術流出の防止が必要な重要技術に関し、研究セキュリティの確保のための取組の強化が求められていること、特に知財を活用した研究成果の社会実装が強く求められるようになっていくこと等から環境研究総合推進部に技術管理活用課を新設するための組織規程の改正、同時に、近年の人材確保や事務所・執務室環境の整備等に係る事務量の拡大を踏まえ、総務部に人事課を新設するための組織規程の改正を行い、両課新設に係る執務室の整備等を行った。 ウ 専門人材の確保と育成の強化 （ア）採用活動における体制強化（新卒及び中途採用） 新卒採用及び中途採用の実施に当たっては、総務部門の他、各事業部門の第一線で活躍する課長級及び課長代理級職員で構成した「採用協力チーム」を、令和7年度もメンバーの一部入れ替えを経て4月に立ち上げた。 4月～6月に実施した令和8年度新卒採用において、書類選考及び面接をチーム全体で行った。このようにチームが主体的に関与して実施したことを通じて、令和8年4月に入職する新卒採用職員3名を採用した。 また、令和9年度以降の新卒採用において、大学キャリアセンターとの連携を強化するため、採用リーフレットの作成を行い、ERCA と親和性があると考えられる全国 130 の	
--	--	--	-----------------	---	--

		② 業務運営に係る環境保全等に関する取組 ア 業務における環境配慮 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、公表する。	エ （必要に応じて）人員配置の見直し ② 業務運営に係る環境保全等に関する取組 ア 業務における環境配慮 （ア）「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組の実施	大学へ送付した（7月）。 加えて、ERCA の業務や就労環境等をよく知ってもらうことで人材確保につなげるため、採用広告媒体への ERCA 紹介ページを、採用活動を学生が開始する時期に合わせてオープンするなど、採用広報活動の充実を図った。（9月） さらに、事務所のある川崎市に就労することが物理的に困難ではない首都圏にある計4大学のキャリアセンター等へ訪問の上、直接 ERCA の採用に係る説明を行った。（9月～10月） エコプロ 2025 では ERCA ブース内における業務紹介を実施するとともに、採用を見据えて各大学のブースを訪問し、学生及び大学関係者に ERCA の紹介を行った。（12月） なお、令和8年2月には東洋大学及び青山学院大学における合同説明会にも参加した。 （イ）専門人材の早期確保に向けた取組（有期雇用職員採用） 有期雇用職員（任期付職員）の採用選考については、現場の業務内容にマッチした優秀な人材を早期に確保するため、各部署にて実施する業務フローとしているところだが、より効率的な採用業務の実施を行う目的で、採用管理システムを導入し、運用を開始した。（12月） エ （必要に応じて）人員配置の見直し なし ② 業務運営に係る環境保全等に関する取組 ア 業務における環境配慮 （ア）「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組の実施 ERCA では、政府の実施計画を踏まえ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定している。「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」が令和7年9月に改正されたことを踏まえて、機構の実施計画を令和8年2月に改正し、2030年度（令和12年度）までの目標値（平成25年度比50%削減）に加えて2035年度（令和17年度）の目標（65%削減）及び2040年度（令和22年度）までの目標（79%削減）を設定し、取組を進めた。 業務における環境負荷の低減を図るため、令和7年4月に策定した「令和7（2025）年度環境配慮のための実行計	
--	--	--	---	---	--

			(イ)業務における環境配慮等の状況の取りまとめと公表		画」に基づき、全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。また、実施計画で定めた、2030 年度までに LED 照明を導入割合 100%にするといった目標に対し、昨年度に一部残った箇所について入替え工事を実施し、100%の導入を完了した。（１月） さらに、引き続き事務所内の区画別の使用状況をまとめて把握し公表することで、電気使用量の削減を促進した。令和 7 年度の電気使用に伴う温室効果ガスの排出量は、令和 6 年 9 月及び令和 7 年度の LED 照明導入の効果から平成 25 年度比 52. 0%まで削減できており、目標を達成できた。 (イ) 業務における環境配慮等の状況の取りまとめと公表 事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、令和 7 年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。また、令和 8 年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定めた（３月）。 令和 6 年度の事業活動に係る環境配慮の取組については、国民に対する情報発信として「令和 6 年度事業報告書」にとりまとめ、ERCA のホームページに掲載し公表した（６月）。報告書では用紙使用量、廃棄物排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告した。また、職員の意識啓発として ERCA 内全体の環境配慮に対する意識の底上げを目的として、11 月と 3 月の計 2 回の自己点検を行い、環境配慮の取組を役職員に促した。 (資料編 P 176_共通 9 令和 7（2025）年度環境配慮のための実行計画)		
	イ 環境保全及び社会貢献に関する取組	イ 環境保全及び社会貢献に関する取組	イ 環境保全及び社会貢献に関する取組		イ 環境保全及び社会貢献に関する取組		
	(ア) 我が国の環境政策の推進に積極的な役割を果たすため、国の方針やERCAが保有する知見やノウハウ等を踏まえて、ERCA法第10条第1項第13号及び同条第2項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施	(ア)環境政策推進への貢献等	(ア)環境政策推進への貢献等		(ア)環境政策推進への貢献等		
		a 災害時における災害廃棄物対策業務への協力	a 災害時における災害廃棄物対策業務への協力		a 災害時における災害廃棄物対策業務への協力		
		b ERCA 法第 10 条第 1 項第 14 号及び同条第 2 項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施	b ERCA 法第 10 条第 1 項第 14 号及び同条第 2 項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施		b ERCA 法第 10 条第 1 項第 14 号及び同条第 2 項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施		

		する。 (イ) 国民のERCAの業務に対する理解を増進するため、業務全体において、ターゲット毎に最適なメディア等を効果的に活用した広報を実施する。	(イ) 組織的な広報の展開 a ソーシャルメディアを活用した情報発信 b イベントへの出展		(イ) 組織的な広報の展開 ERCA 有志職員による広報・イベント協力隊の人材を有効活用しながら、下記の広報に取り組んだ。 a ソーシャルメディアを活用した情報発信 内外のイベントや内部研修の様子など SNS により積極的に呼びかけた。 Facebook 投稿数：39 回（フォロワー数 611 人）（令和 8 年 3 月末時点） YouTube 投稿数：70 本（登録者数 12, 157 人）（令和 8 年 3 月末時点） b イベントへの出展 (主な出展イベント) ・8/6-7「こども震ヶ関デー」小学生及びその保護者 308 名参加 ・8/21 東京新聞主催「こども記者が行く！」小学生及びその保護者 14 組参加 ・9/27-28「きょうと☆いきものフェス！2025」ブース来場者 716 名 ・11/12-13「第 18 回川崎国際環境技術展」ブース来場者 203 名 ・11/15「&EARTH スマートライフプロジェクト」ブース来場者 210 名 ・12/10-12「エコプロ 2025」ブース来場者 655 名 (ウ) ステークホルダーとの連携 a 環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するための社会貢献活動の実施及びステークホルダーとの連携 ・上記 (イ) b の「東京新聞主催「こども記者が行く！」」においては、小学生向けに気候変動及び生物多様性についての講義・ワークショップによる環境教育を行った。 ・10/23 川崎市立川崎高等学校にて、高校生向けにネイチャーポジティブに関する講義・ワークショップによる環境教育を行った。 b 韓国環境公団との定期交流の実施 「科学技術の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」に基づき、韓国環境公団と第 30 回定期会議及び第 25 回実務者会議を実施した(9/25-26 韓国・済州島開催)。交流 30 周年を記念してこれまでの実績を振り返るとともに、双方の主要事業の実績及び計画、デジタル環境プロジェクト及び OECM に	
		(ウ) 環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するため、社会貢献活動及びステークホルダーとの連携に積極的に取り組む。	(ウ) ステークホルダーとの連携 a 環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するための社会貢献活動の実施及びステークホルダーとの連携 b 韓国環境公団との定期交流の実施			

					ついて情報交換等を行い、関連施設の見学等を行った。		
--	--	--	--	--	---------------------------	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

	向上のための仕組みの見直しを行う。 【モニタリング指標】 ・内部統制・リスク管理委員会の開催による取組状況 ・外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価結果等 ・内部統制研修等の実施回数	イ 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 ウ 内部統制研修の実施 毎年度、全職員を対象に、内部統制やリスク管理に関する研修を実施する。	（ウ）インシデント事例の共有 イ 内部統制等監視委員会による検証等 （ア）内部統制等監視委員会の開催 ウ 内部統制研修の実施 （ア）内部統制研修の実施 （イ）コンプライアンス研修の実施 （ウ）コンプライアンスチェックシートによる自己点検の実施	＜評価の視点＞ —	（ウ）インシデント事例の共有 ERCA 内での事務事故は、新規事業の追加に伴う事務量の増加やその集計対象範囲を広げたこと等から 34 件（前年度 14 件）発生した。各部署には、速やかな報告を促すとともに、発生状況については適時適切に内部統制担当理事を含む関係者に共有した。また、ヒューマンエラーを防止するための仕組みづくりやシステム化など、ダブルチェックに頼らない再発防止策を全体に共有することで他部署への注意喚起を図った。 イ 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制等監視委員会を開催し、ERCA の業務実績及び内部統制・リスク管理の状況について外部有識者を含めた委員による検証を行った（8 月）。 外部有識者からは、新規業務の追加等による新たなリスクへの対応や情報セキュリティ等に対する監査の有効性確保に向けた取組の維持向上について推奨があったため、内部統制・リスク管理委員会や内部統制研修等を通じて ERCA 職員への周知及び取組を進めた。 （資料編 P181_共通 10 内部統制の推進に関する組織体制） ウ 内部統制研修の実施 （ア）内部統制研修の実施 内部統制の基本的考え方、業務の適正かつ効果的な遂行のための体制、リスクの認識やリスクを認知した際の速やかな報告等を内容とした内部統制研修を全職員向けに行い、意識向上を図った（2 月）。 （イ）コンプライアンス研修の実施 コンプライアンス遵守に対する意識向上を図るため、全職員を対象としたコンプライアンス・ハラスメント防止研修を実施した（12 月）。実施にあたっては、留意点を明確にするために管理職向けと非管理職向けに分けて研修を実施した。 （ウ）コンプライアンスチェックシートによる自己点検の実施 全職員を対象としたコンプライアンスチェックシートによる自己点検を実施し（12～1 月）、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることや ERCA 職員としての言動についての振り返りを行うことで、コンプライアンス遵守に対する再確認を行い、意識喚起を図った。	＜課題と対応＞ 引き続き、研修や面談を通じて職員の意識向上を図るとともに、内部統制・リスク管理委員会等で定期的に事務事故等の発生状況、リスク及び参考となる再発防止策の共有を行うことでインシデントの未然防止に努める。	運用を行っている。一部の事案では内部検証に時間を要したものの、全体として目標水準を満たしていることから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 引き続き、インシデント等の未然防止に努めるとともに、インシデント等発生時には円滑に対応すること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	-------------------------	---	---	---

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－3	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	(予算事業 ID：004998)

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	〈関連した指標〉								
	全役職員を対象とした情報セキュリティ研修 (回数・参加率)	－	2回・100%	2回・100%	2回・100%				
	標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練の実施状況	－	2回	1回	1回				
	担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修状況（回数・参加率）	－	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和7年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(3) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年11月12日法律第104号)、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これら	④ 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 ア 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改訂状況等を踏まえ、ERCAとして定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリテ	④ 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 ア 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、ERCAとして定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリテ	＜主な定量的指標＞ ・全役職員を対象とした情報セキュリティ研修、標的型攻撃等に備えた訓練の実施状況 ・担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修の実施状況 ＜その他の指標＞	＜主要な業務実績＞ ア 情報セキュリティ対策の強化 「令和7年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、次の通り各種取組を推進し、機構の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 (ア) 情報システム管理委員会の開催 情報システム管理委員会を開催し、各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況、情報セキュリティインシデントの情報等を共有した。情報セキュリティインシデントの事例を共有することにより、機構内で同様のインシデ	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和7年度情報セキュリティ対策推進計画に定めた「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」の改定、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練や情報セキュリティ研修を確実に実施したことから、自己評価をBとした。 ＜課題と対応＞ 標的型攻撃の手法も多様化している中、組織全体の情報セキュリティに対する意識をより向上させる必要がある。そのため、研修機会を増やして標的型攻撃に関する手口や被害、復旧に係るコスト等を繰り返し伝え、リスクの大きさを	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 令和7年度情報セキュリティ対策推進計画に定めた「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」の改定、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練や情報セキュリティ研修を確実に実施した。 また、文書管理については、新入職員向け、全職員向け、文書管理者向けの各研修を実施するとともに、新規業務開始に伴う規	

	に基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等に備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。 【モニタリング指標】 ・全役職員を対象とした情報セキュリティ研修、標的型攻撃等に備えた訓練の実施状況 ・担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修の実施状況	ィ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型攻撃等に備えた訓練等を適時実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。	ィ実施手順書」等について適時見直しを行う。 また、令和7年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、サイバー攻撃への対策や情報セキュリティインシデント発生防止を目的とし、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、情報セキュリティ自己点検、標的型攻撃訓練等を実施し、情報セキュリティに関する意識の向上を図る。	ー ＜評価の視点＞ ー	ントが再発しないよう啓発を図った。また、情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組、情報システム運用継続計画策定及び国家サイバー統括室監査の報告、事例共有並びに情報セキュリティ対策基準の改定を協議、決定した（7月、12月、3月実施）。 （イ）情報セキュリティ対策基準の改定、情報セキュリティ実施手順書の改正 業務実態に合わせて情報セキュリティ実施手順書の改正を行った（7月実施）。 令和7年度版に改定された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」に合わせ、情報セキュリティ対策基準及び、情報セキュリティ実施手順書の改正を行った（1月実施）。 国家サイバー統括室監査の助言（推奨事項）に基づき、情報セキュリティ実施手順書の改正を行った（3月実施）。 （ウ）情報セキュリティに関する教育 効率的な教育の実施及び100%の理解度を達成することを目的として、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を内製で構築したLMS（Learning Management System）で開催、標的型攻撃への対応や情報セキュリティ実施手順書の浸透等を図った（5月、1月実施）。 また、研修後にLMSで理解度テストを行い、理解度を高めるため合格水準に達するまで繰り返し受験を促した（5月、1月実施）。 情報リテラシーに関する理解度が低い傾向にある入職1年目職員に対し、情報システム課がフォローアップ研修を行い、PC操作及びセキュリティ意識の向上を図った（5月、10月、12月実施）。 外部講師を招き、入職1年目の役職員に対し、サイバー攻撃の情勢や手法を理解するとともにサイバー攻撃のデモンストレーションを行った。実際の攻撃手法を体験することで役職員の情報セキュリティ意識について、より一層の向上を図った（2月実施）。 （エ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況等確認のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を行った（8月～10月実施）。 （オ）情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組 民間企業が主催するセミナーやNCO主催の研修等へ参	浸透させていく。 ランサムウェア感染によるデータ暗号化被害等重大インシデントが発生した際の体制、対応フローを策定した一方で、実際の重大インシデント発生時に策定したフローどおり適切に対応できるかが課題である。また、機構役職員のみで訓練を実施すると客観的な評価が困難であるため、第三者による訓練及び評価を実施することで、重大インシデント発生時の対応品質を担保していく。	程改正など必要な対応を行うことで、適切な文書管理の確保に努めた。 以上のことから、B評価とした。 ＜今後の課題＞ 重大インシデント発生を想定した対応を引き続き検討すること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	--	----------------------------------	---	--	--

				加し、最新技術や動向等を追うことで、情報システム課の技術的な知見を広めた。 情報システム基盤を更改したことにより Microsoft365 を利用できることになったことに伴い、セミナー等に参加し、技術等を習得した。 （カ）サイバー攻撃への対応 情報システム課を中心に日々の脆弱性情報の収集や迷惑メール対策を行った。また、全役職員に対し、情報セキュリティに係るニュースを配信し、情報セキュリティ意識の啓発を図った。機構が導入している電子メールのなりすまし防止対策において、外部から受信したメールより設定不備が確認できた送信元組織（5団体）に対して、正しい対策を案内し、送信元組織の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 （キ）情報セキュリティインシデント対応訓練 情報セキュリティ対策基準に基づき、ランサムウェア被害により通常業務が停止する事態を想定した情報セキュリティインシデント対応訓練（机上訓練）の実施に向け、情報セキュリティ実施手順書の内容に沿って、初動対応、体制、役割等を確認するためのシナリオ案を作成するなど、計画立案及び準備を進めた。 また、「政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン」（令和7年7月内閣官房国家サイバー統括室）に基づき、機構の情報システム運用継続計画を策定し、体制、重大な情報セキュリティインシデント発生時の対応フロー等を整備した。（3月実施）		
	イ 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規	イ 適切な文書管理及び情報公開 （ア）文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）等に基づき、適切に対応 （イ）法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書	イ 適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、令和5年度より文書管理システムの運用を開始し、電子決裁を含む文書の電子的管理を順次進め、適正かつ効率的な文書管理に努めている。また、「行政文書の管理に関するガイドライン（令和7年2月14日内閣総理大臣決定）」の内容確認、令和7年度からのネイチャーポジティブ推進業務開始に伴う必要な規程類の改正を行うなど、見直しを適時行った（4月）。 文書の作成、保存、廃棄等が適正に行われるよう、新入職員向けの研修（4月）を実施した。令和8年度においても適切な文書管理に努めるため、全職員向けの研修（2月）及び文書管理者向けの研修（3月）を実施した。 情報公開については、開示請求2件の開示を適切に行った。 個人情報の保護については、行政手続における特定の個人			

		程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする研修を実施することで、周知徹底を図る。	管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直し （ウ）関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修の実施 （エ）文書管理システムの運用		を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の改正等に伴い、ERCA の個人情報保護管理規程においても改正を行った（4月）。 また、個人情報の取扱いに従事する職員全員を対象として、個人情報保護管理者・担当者向けの内容を含めたカリキュラムで実施した（11月～12月）。LMS（Learning Management System）を活用して全対象者の受講を確認し、理解度テストにて各対象者の理解度を測った。 今後、特定個人情報（マイナンバー）の取扱いが想定されることから、個人情報保護委員会による特定個人情報保護評価の手続のための準備を進めた。		
--	--	---	--	--	--	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報